

# 調布市自殺対策計画（第2次） (案)

～支え合い 認め合い ともに暮らす～

令和6年10月  
調 布 市



# 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| <b>第1章　自殺対策計画策定にあたって</b>     | 1  |
| 1　計画策定の背景と趣旨                 | 1  |
| 2　計画の位置づけ                    | 3  |
| 3　計画の期間                      | 4  |
| <br>                         |    |
| <b>第2章　調布市における自殺の傾向</b>      | 5  |
| 1　自殺の現状                      | 5  |
| 2　調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査   | 14 |
| 3　調布市の自殺対策の課題                | 38 |
| <br>                         |    |
| <b>第3章　計画の基本的な考え方</b>        | 43 |
| 1　基本理念および基本方針                | 43 |
| 2　全体像                        | 44 |
| <br>                         |    |
| <b>第4章　いのちを支える自殺対策における取組</b> | 45 |
| 1　基本施策                       | 45 |
| (1) 地域におけるネットワークの強化          | 45 |
| (2) 自殺対策を支える人材の育成            | 48 |
| (3) 市民のこころとからだの健康づくりの推進      | 50 |
| (4) 児童・生徒のこころの健康づくりの推進       | 53 |
| (5) 自殺未遂者等への支援               | 55 |
| (6) 自死遺族等への支援                | 57 |
| 2　重点施策                       | 58 |
| (1) 子ども・若者の自殺対策の推進           | 58 |
| (2) 勤労者の自殺対策の推進              | 61 |
| (3) 高齢者の自殺対策の推進              | 63 |
| (4) 様々な生きづらさを抱えた人の自殺対策の推進    | 65 |
| 3　計画の成果指標                    | 69 |
| <br>                         |    |
| <b>第5章　自殺対策の推進体制等</b>        | 70 |
| 1　自殺対策の推進                    | 70 |
| 2　進行管理                       | 71 |





# 自殺対策計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 背景

全国の自殺者数は、平成10年以降14年連続で3万人を超える状態が続きましたが、平成24年以降は3万人を下回る状況が続き、令和元年には2万169人まで減少しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことから女性や若者の自殺が増加するなど、令和2年には11年ぶりに総数が増加に転じて2万1,081人、令和5年には2万1,837人となり、依然として、2万人を超える方が自ら命を絶つという深刻な状況が続いている。

国においては平成18年に「自殺対策基本法」を施行し、平成28年に改正し、自殺対策を新たに「生きることの包括的な支援」と位置づけ、都道府県及び市町村に自殺対策についての計画策定を義務づけました。

さらに、自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として平成19年6月に策定され、その後平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われました。平成29年に閣議決定された大綱について、令和3年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

この見直しでは、コロナ禍の影響を考慮し、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

東京都では、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、平成21年3月に「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」を策定し、平成30年6月に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」を策定しました。さらに、令和5年3月には、関係機関や区市町村と連携し、自殺対策をより総合的に推進するための「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン（第2次）～」を策定しました。

令和4年10月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」では、前大綱に引き続き、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標とし、都道府県・市町村に対して、地域の実情に即した自殺対策の施策に関する計画策定を求めています。

## (2) 趣旨

本市では、平成31年3月に「調布市自殺対策計画」を策定し、誰もが孤立することなく、互いを尊重し合い、多様性を認め合いながらともに生きられるよう、市民一人ひとりが、その人らしく暮らしていける地域社会を目指してきました。

また、市民一人ひとりが当事者として、地域や生活の中で自殺につながり得る課題について、ともに考え支え合えるよう、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりを推進してきました。

今回、計画期間の満了に伴い、今まで行ってきた取組を見直すとともに、本市の課題と「自殺総合対策大綱の基本方針」を踏まえ、新たな事業を検討するなど、「調布市自殺対策計画（第2次）」を策定します。

### 【自殺総合対策大綱】

#### ○ 基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する【新規】

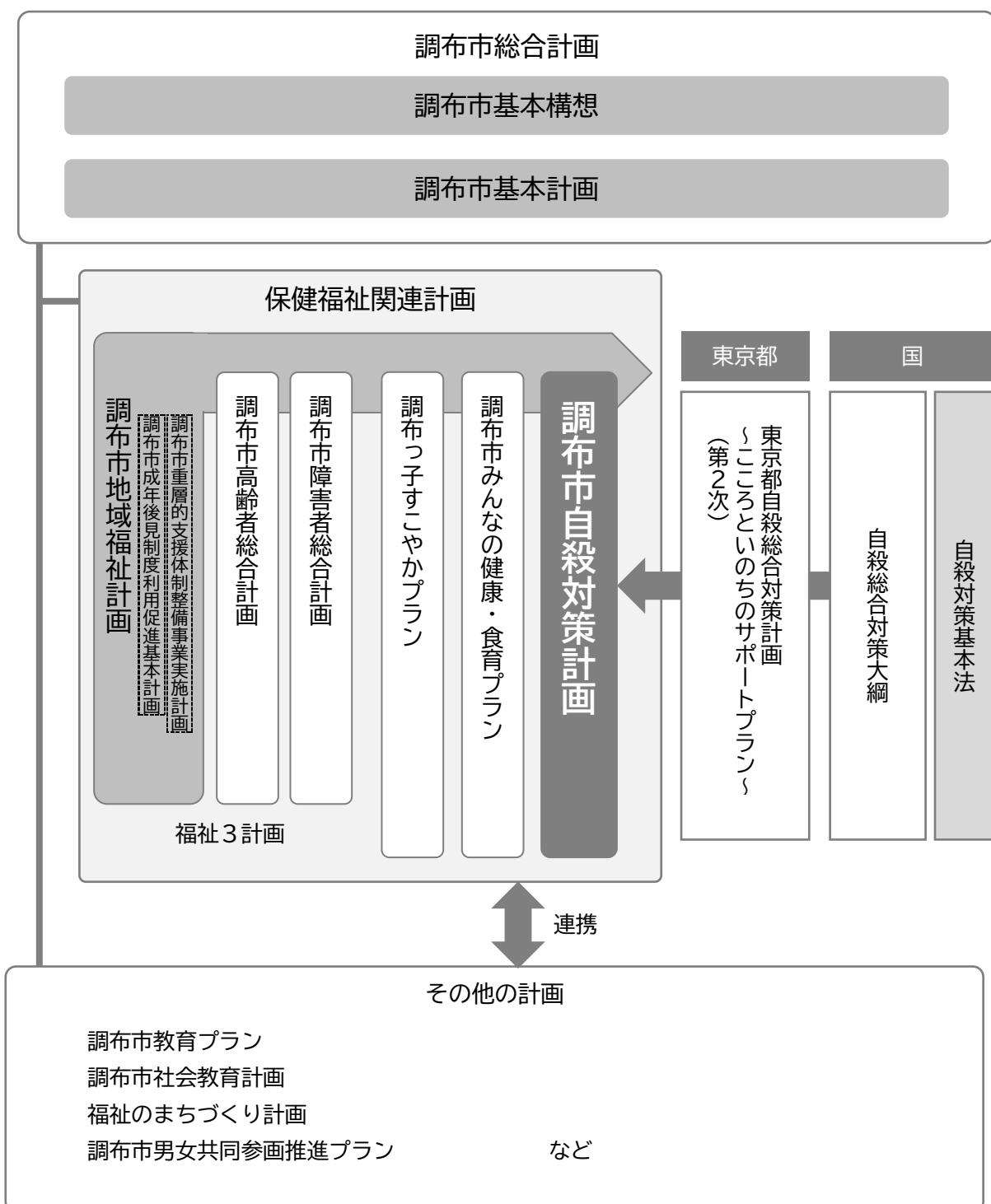
#### ○ 重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する【新規】

## 2 計画の位置づけ

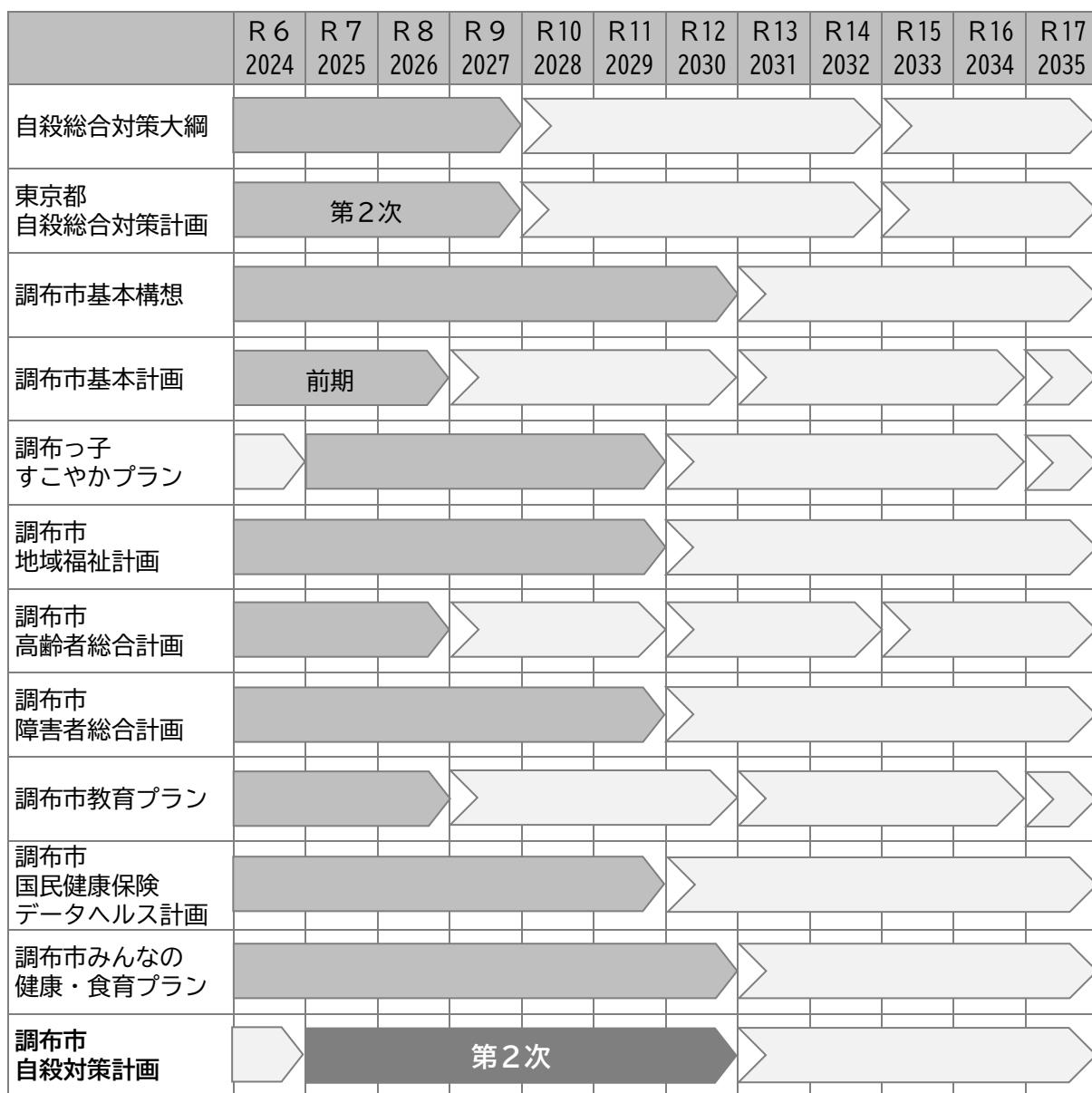
本計画は、「調布市みんなの健康・食育プラン（第4次）」の基本施策「休養とこころの健康づくり」と関連するものであり、平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

「東京都自殺総合対策計画」や調布市の上位計画である「調布市総合計画」、関係する他の計画との整合性・連携を図りながら対策を進めていきます。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。



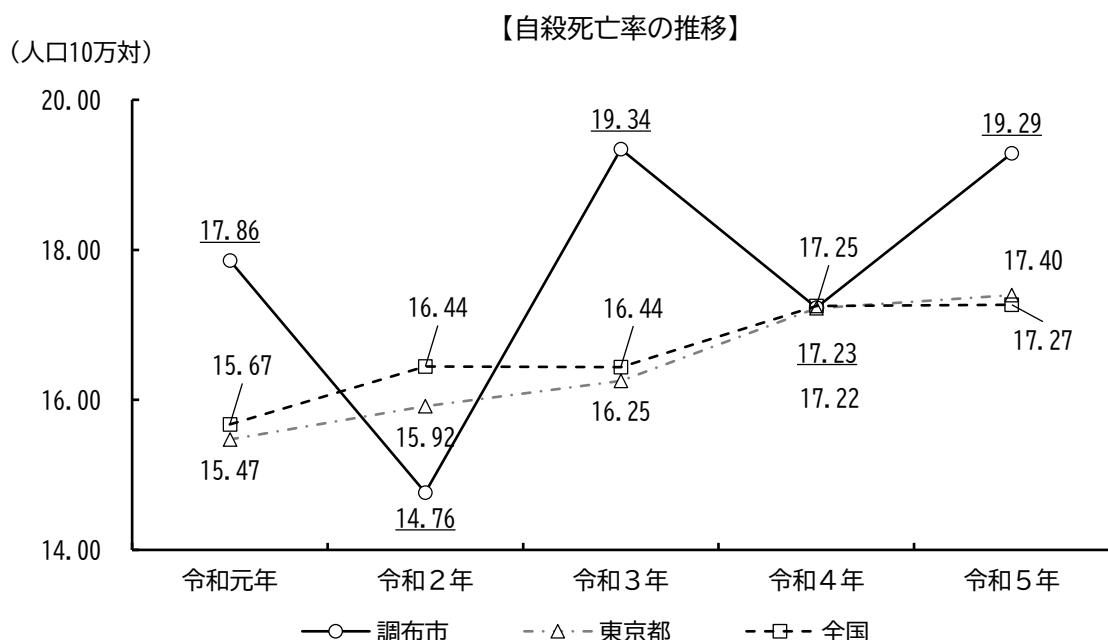


## 調布市における自殺の傾向

### 1 自殺の現状

#### (1) 自殺死亡率の推移

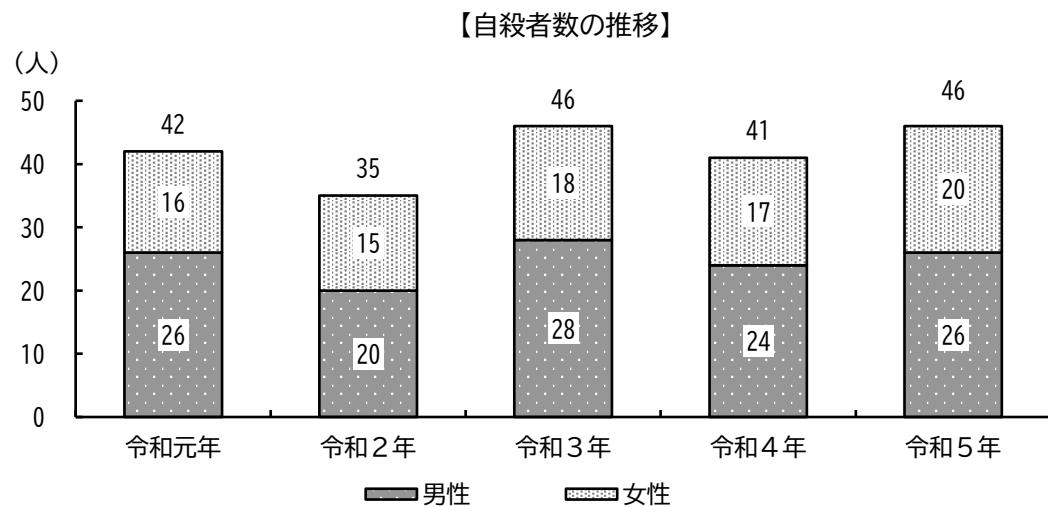
令和元年以降の調布市の自殺死亡率は、増減を繰り返し推移しており、令和5年には自殺死亡率が19.3と上昇し、全国・東京都に比べ高くなっています。



資料：厚生労働省ホームページ、地域における自殺の基礎資料【自殺日・住居地】

## (2) 自殺者数の推移

令和元年から令和5年の5年間での自殺者数の推移をみると、30～40人台で推移しており、令和5年には46人となっています。男女別では、令和元年以降では女性に比べ男性が多い傾向にあり、令和5年では男性が26人、女性が20人となっています。



資料：厚生労働省ホームページ、地域における自殺の基礎資料【自殺日・住居地】

### (3) 地域の自殺の特徴

平成30年から令和4年の5年間の自殺者数は合計202人（男性126人、女性76人）です。その特徴をみると、1位が「有職で同居家族がいる40～59歳の男性」、2位が「無職で同居家族がいる60歳以上の女性」、3位が「有職で同居家族がいる20～39歳の男性」となっています。

また、背景になる主な自殺の危機経路では、配置転換や過労、職場の人間関係などの就労に関するものや、失業、生活苦などの生活困窮に関するものがあります。

【地域の主な自殺の特徴（自殺日・住居地、平成30年～令和4年合計）】

| 上位5区分                    | 自殺者数<br>5年計 | 割合    | 自殺率*1<br>(10万対) | 背景にある主な自殺の危機経路*2                      |
|--------------------------|-------------|-------|-----------------|---------------------------------------|
| 1位：<br>男性 40～59歳<br>有職同居 | 23          | 11.4% | 17.4            | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺      |
| 2位：<br>女性 60歳以上<br>無職同居  | 15          | 7.4%  | 15.1            | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺                       |
| 3位：<br>男性 20～39歳<br>有職同居 | 14          | 6.9%  | 19.5            | 職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ+過労→うつ状態→自殺 |
| 4位：<br>女性 40～59歳<br>無職同居 | 14          | 6.9%  | 19.0            | 近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺                 |
| 5位：<br>男性 40～59歳<br>無職独居 | 13          | 6.4%  | 300.1           | 失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺                     |

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

\* 1 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にいのち支える自殺対策推進センターにて推計したもの。

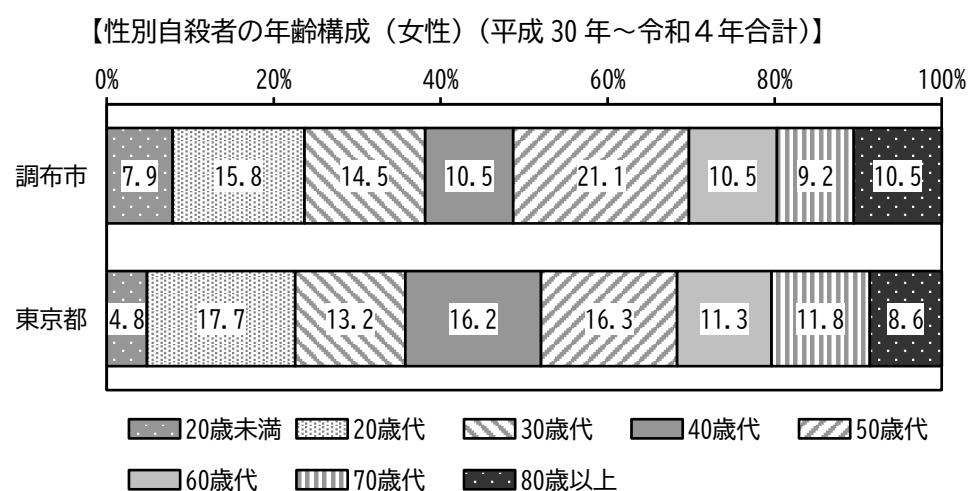
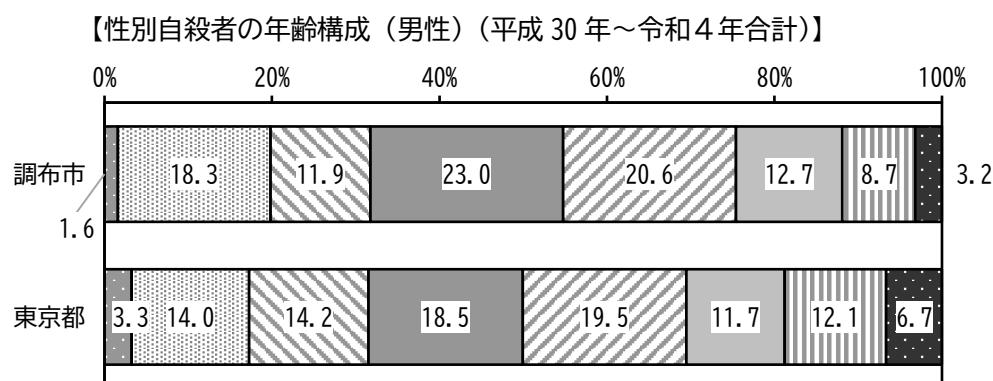
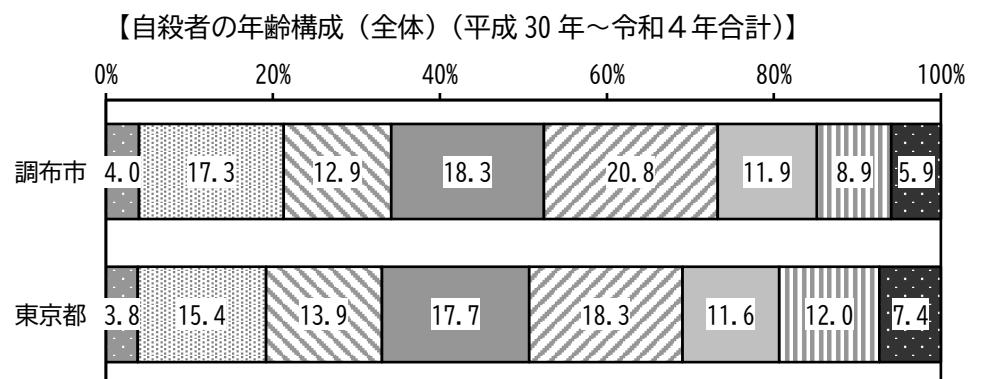
\* 2 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示している。

## (4) 年代別自殺者の状況

### ① 自殺者の年齢構成

平成30年から令和4年の5年間での自殺者の年齢構成をみると、20歳未満、20代、40～60代の割合が、東京都に比べ高くなっています。

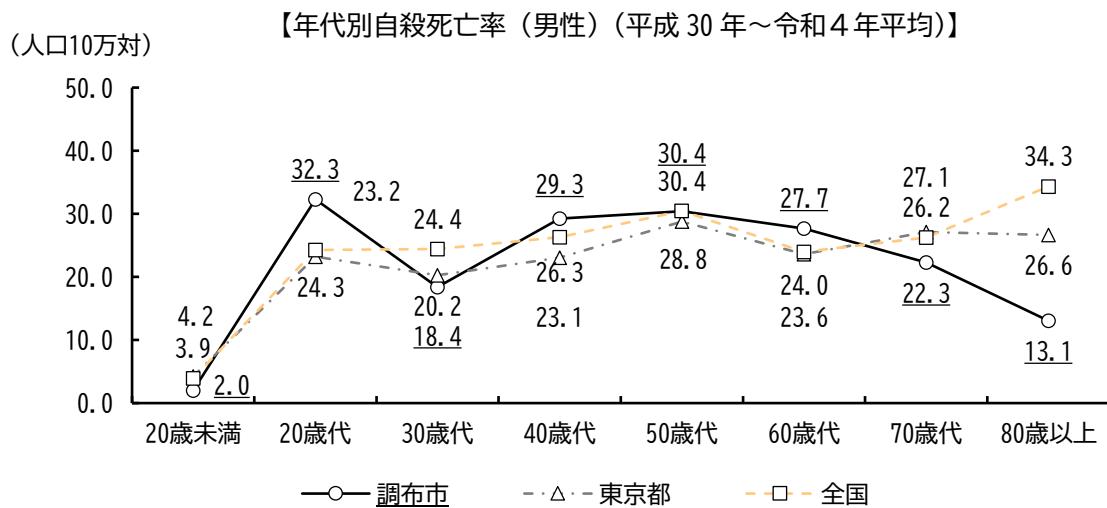
性別でみると、男性は20代、40～60代の割合、女性は20歳未満、30代、50代、80歳以上の割合が東京都に比べ高くなっています。



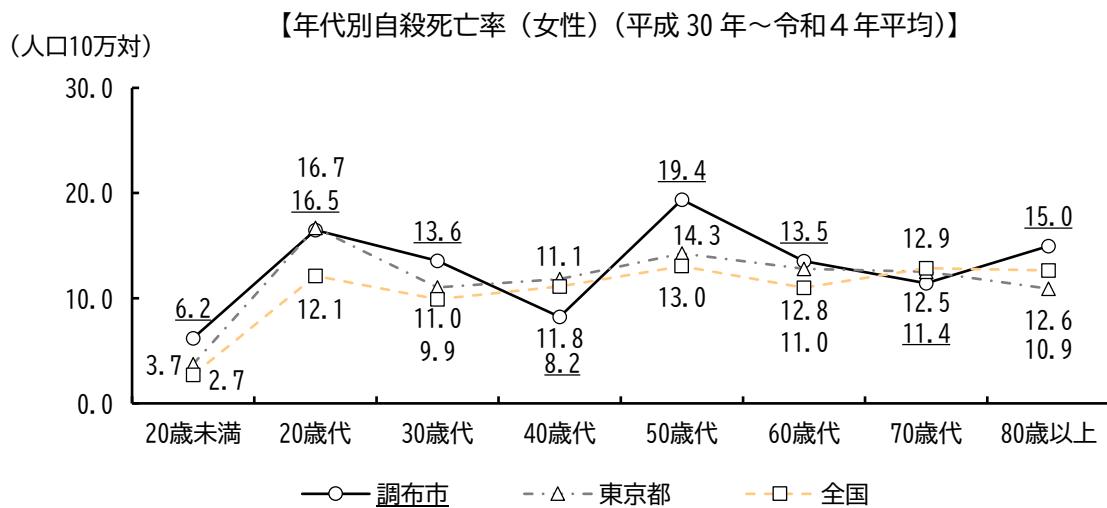
資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

## ② 性別・年代別の自殺死亡率

平成30年から令和4年の5年間での性別・年代別の自殺死亡率をみると、調布市の男性は、20代の自殺死亡率が最も高くなっています。また、40代、60代が全国・東京都に比べ高い傾向にあります。調布市の女性は、50代の自殺死亡率が最も高くなっています。また、30代の女性で全国・東京都に比べ高い傾向にあります。



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

### ③ 年代別にみた死亡原因の状況

令和4年における年代別の死亡原因の状況をみると自殺が30代未満、30代で第1位と若年層の死因の上位になっています。

【年代別にみた死亡原因の状況】

|       | 第1位   | 第2位    | 第3位      |
|-------|-------|--------|----------|
| 20代以下 | 自殺    | 不慮の事故  | 内分泌・代謝疾患 |
| 30代   | 自殺    | 悪性新生物  | —        |
| 40代   | 悪性新生物 | 心疾患/自殺 | —        |
| 50代   | 悪性新生物 | 脳血管疾患  | 心疾患      |
| 60代   | 悪性新生物 | 心疾患    | 脳血管疾患    |
| 70代   | 悪性新生物 | 心疾患    | 肺炎・誤嚥性肺炎 |
| 80歳以上 | 悪性新生物 | 老衰     | 心疾患      |

資料：令和4年人口動態 死亡数・死因（死因簡単分類）・区市町村・保健所別 より抜粋

#### ④ 60歳以上の自殺の内訳（同居人の有無別）

平成30年から令和4年での5年間における、60歳以上の自殺の内訳を同居人の有無別にみると、全国と比較し、女性は「同居人あり」の割合が高くなっています。

【60歳以上の自殺の内訳（同居人の有無別）（平成30年～令和4年の合計）】

| 性別 | 年齢階級  | 同居人の有無（人数） |    | 同居人の有無（割合） |       | 全国割合  |       |
|----|-------|------------|----|------------|-------|-------|-------|
|    |       | あり         | なし | あり         | なし    | あり    | なし    |
| 男性 | 60代   | 9          | 7  | 16.7%      | 13.0% | 13.4% | 10.0% |
|    | 70代   | 7          | 4  | 13.0%      | 7.4%  | 14.9% | 8.4%  |
|    | 80歳以上 | 3          | 1  | 5.6%       | 1.9%  | 11.9% | 5.2%  |
| 女性 | 60代   | 5          | 3  | 9.3%       | 5.6%  | 8.5%  | 2.8%  |
|    | 70代   | 6          | 1  | 11.1%      | 1.9%  | 9.1%  | 4.3%  |
|    | 80歳以上 | 6          | 2  | 11.1%      | 3.7%  | 7.0%  | 4.3%  |
| 合計 |       | 54         |    | 100%       |       | 100%  |       |

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

## (5) 職の有無による自殺者の状況

平成30年から令和4年の5年間の有職者の自殺の内訳については、有職が91人(47.4%)、無職が101人(52.6%)と有職が全国の割合と比べて高くなっています。

【職業別の自殺の内訳（性・年齢・同居の有無の不詳を除く）（平成30年～令和4年の合計）】

| 職業 | 自殺者数 | 割合     | 全国割合   |
|----|------|--------|--------|
| 有職 | 91人  | 47.4%  | 38.7%  |
| 無職 | 101人 | 52.6%  | 61.3%  |
| 合計 | 192人 | 100.0% | 100.0% |

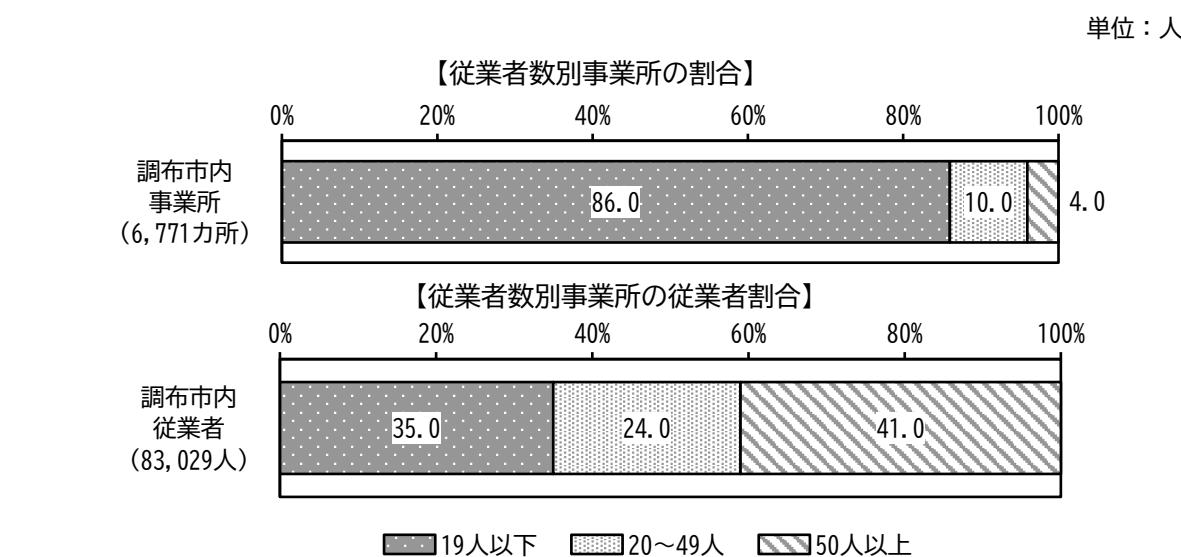
資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

\* 令和4年1月の自殺統計原票の改訂に伴い職業分類が新しくなったため、これまで「有職者の職業分類」を掲載していたところ、「有職」「無職」の分類へ変更している。

### <参考>

調布市内の事業所を従業者数別にみると、「19人以下」が86.0%と最も多くなっており、次いで「20～49人」が10.0%、「50人以上」が4.0%となっています。

また、市内従業者（市民以外含む）を従業者数別にみると、「50人以上」が41.0%と最も多くなっており、次いで「19人以下」が35.0%、「20～49人」が24.0%となっています。



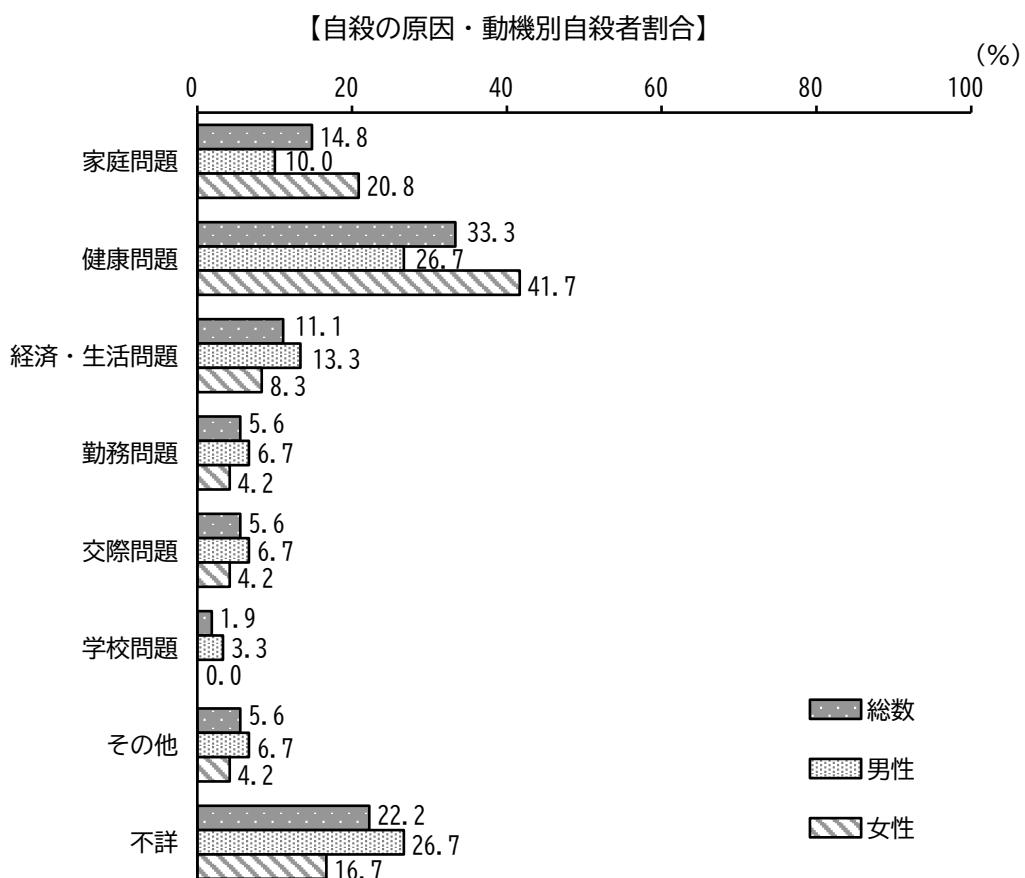
|      | 総数     | 1～4人  | 5～9人  | 10～19人 | 20～29人 | 30～49人 | 50～99人 | 100人以上 | 出向・派遣従業者のみ |
|------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 事業所数 | 6,771  | 3,540 | 1,408 | 895    | 366    | 287    | 148    | 91     | 36         |
| 従業者数 | 83,029 | 7,681 | 9,325 | 12,136 | 8,695  | 10,824 | 9,948  | 24,420 | -          |

資料：経済センサス-基礎調査（令和3年）

## (6) 自殺の原因・動機別自殺者割合

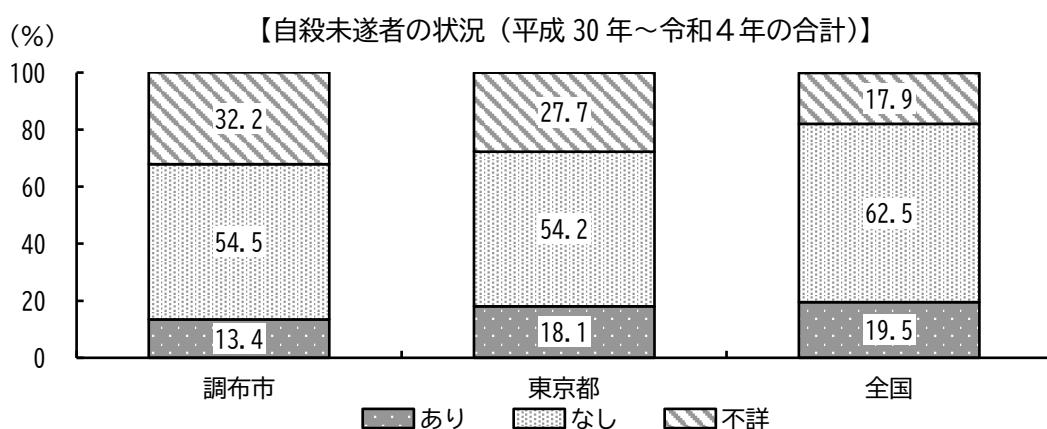
調布市で発生した自殺の原因・動機は、不詳を除くと「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」の順となっています。

男性では、「健康問題」「経済・生活問題」「家庭問題」による自殺割合が半数を占めており、女性では、「健康問題」「家庭問題」による自殺割合が全体の6割を占めています。



資料：厚生労働省、地域における自殺の基礎資料【自殺日・住居地】（令和5年）

平成30年から令和4年の5年間に自殺した人の中で、過去の自殺未遂歴の有無をみると、調布市・東京都・全国ともに「あり」の割合が1～2割となっています。



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

## 2 調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

調布市では、平成31年3月に策定した「調布市自殺対策計画」に基づき、こころの健康づくりの推進に向けた取組を行っています。令和7年度を初年度とする新たな計画の策定に向けた基礎資料とするため、市民のこころの健康・自殺対策に関する意識や実態を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

#### ② 調査対象

住民基本台帳から無作為抽出による16歳以上の市内在住の市民2,000人

#### ③ 調査期間

令和5年6月30日から令和5年7月21日

#### ④ 調査方法

郵送による配付、郵送及びインターネットによる回答

#### ⑤ 回収状況

| 発送数    | 宛先不明 | 有効回答<br>(回収)数 | 有効回答(回収)数<br>内訳 | 有効回答(回収)率 |
|--------|------|---------------|-----------------|-----------|
| 2,000通 | 14通  | 605通          | 郵送回答：415通       | 30.5%     |
|        |      |               | インターネット回答：190件  |           |

#### ⑥ 調査結果の見方

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。また、回答比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合や、内訳の合計が、表示されている値と一致しない場合があります。  
複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計※の場合、分析項目の無回答は、件数のみを表示し割合は省略しています。
- 調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、特徴のある項目の割合をで網かけをしています。（無回答を除く）
- 回答者数が1桁の場合、回答件数による表記とされています。
- 平成30年度調査は16歳、17歳を対象外としていたため、経年比較では令和5年度調査において16歳、17歳の回答を除いて集計しています。

※クロス集計…2つのカテゴリ変数を組み合わせて同時に集計することを、クロス集計といいます。

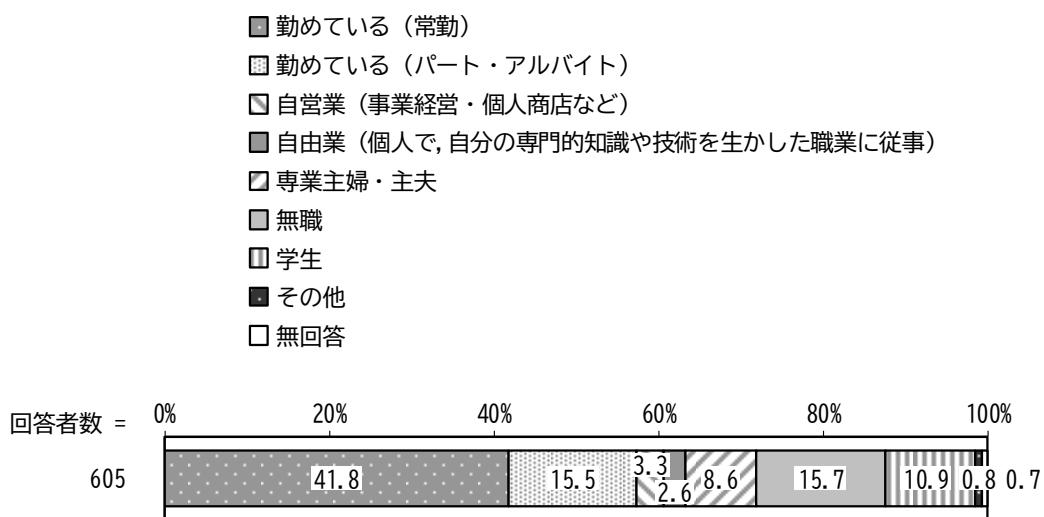
## (2) 調査の結果（抜粋）

※「調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査」から、抜粋して掲載しています。

### ア 回答者属性

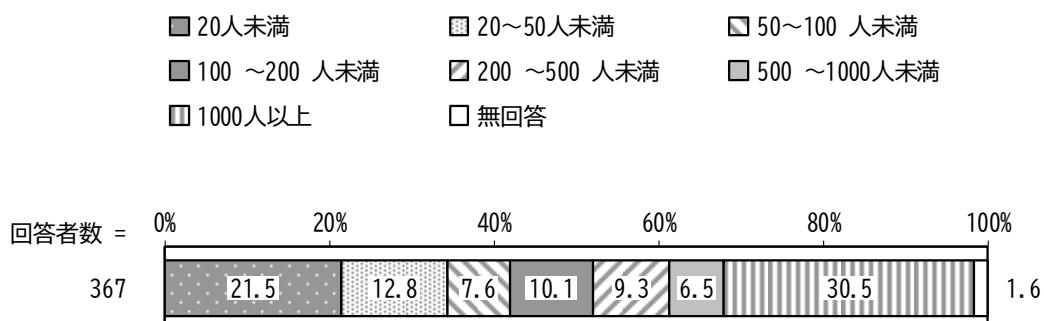
#### 問 あなたの職業はなんですか。(あてはまる主なもの1つに○)

「勤めている（常勤）」が41.8%と最も高く、次いで「無職」が15.7%、「勤めている（パート・アルバイト）」が15.5%の順となっています。



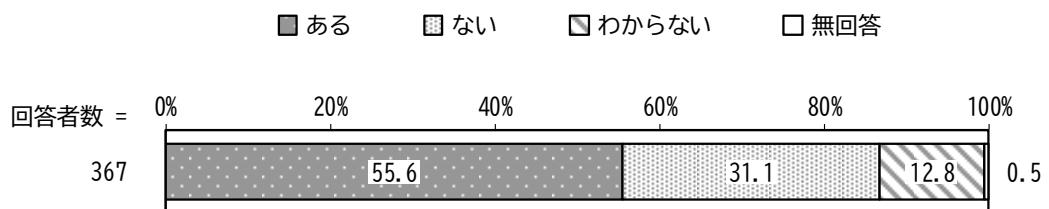
#### 問 勤務先の従業員数をお答え下さい。

「1000人以上」が30.5%と最も高く、次いで「20人未満」が21.5%、「20～50人未満」が12.8%の順となっています。



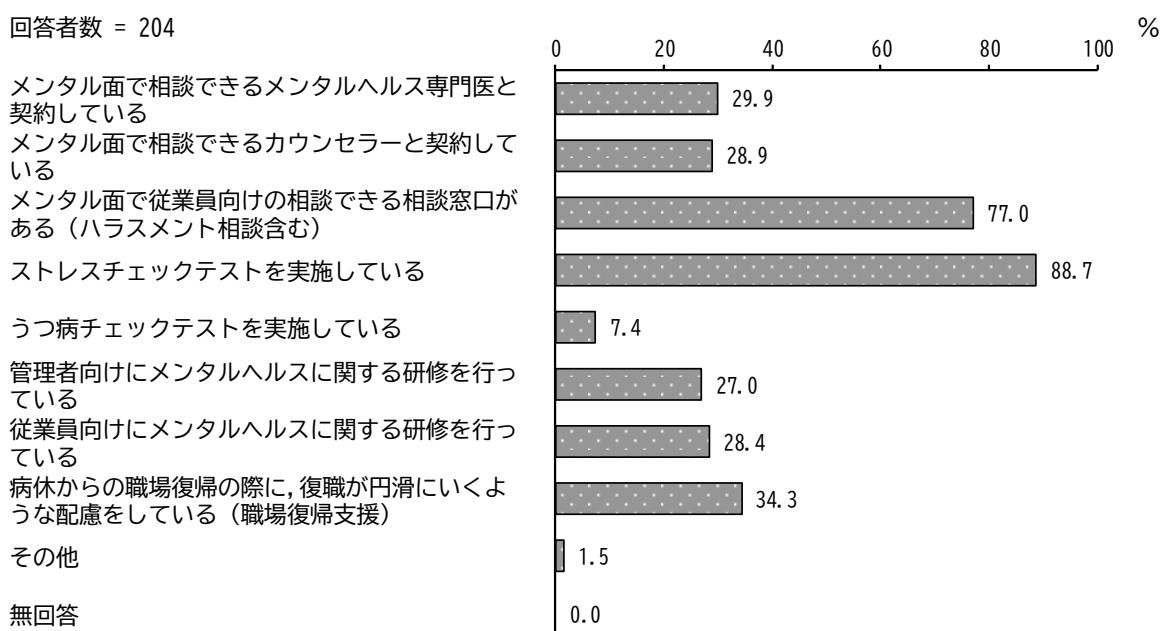
## 問 あなたの職場ではメンタルヘルスに関する制度がありますか。

「ある」が55.6%と最も高く、次いで「ない」が31.1%、「わからない」が12.8%の順となっています。



## 問 職場にメンタルヘルスに関する制度が「ある」と回答された方にお聞きします。それはどのような制度ですか。(○はいくつでも)

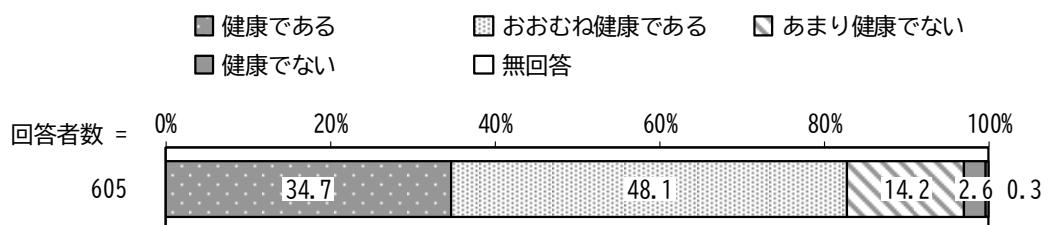
「ストレスチェックテストを実施している」が88.7%と最も高く、次いで「メンタル面で従業員向けの相談できる相談窓口がある（ハラスメント相談含む）」が77.0%，「病休からの職場復帰の際に、復職が円滑にいくような配慮をしている（職場復帰支援）」が34.3%の順となっています。



## イ からだやこころの健康状態について

問 あなたは、現在のこころの健康状態についてどのように感じていますか。

「健康である」と「おおむね健康である」の合計が82.8%、「あまり健康でない」と「健康でない」の合計が16.8%となっています。

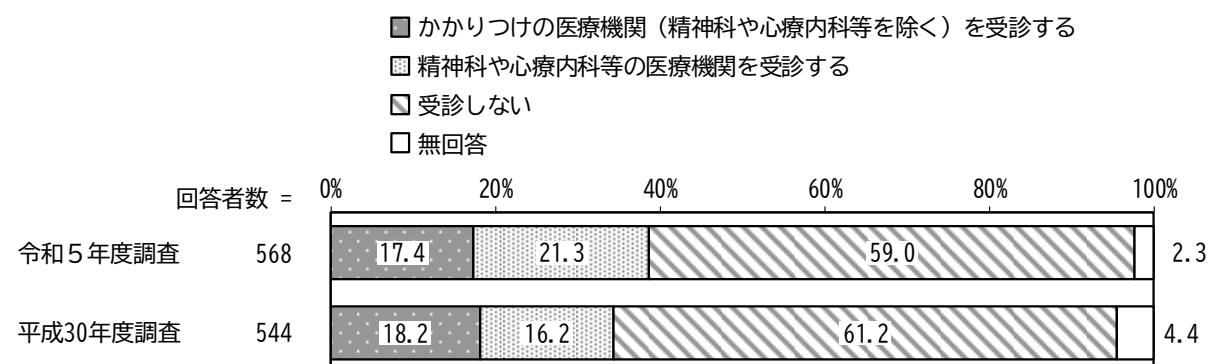


## ウ 休養や睡眠について

問 あなたは、こころの不調（不安感、イライラ感、落ち込み等）や不眠が2週間以上続く場合、医療機関などを受診しますか。

「受診しない」が最も高く、次いで「精神科や心療内科等の医療機関を受診する」、「かかりつけの医療機関（精神科や心療内科等を除く）を受診する」の順となっています。

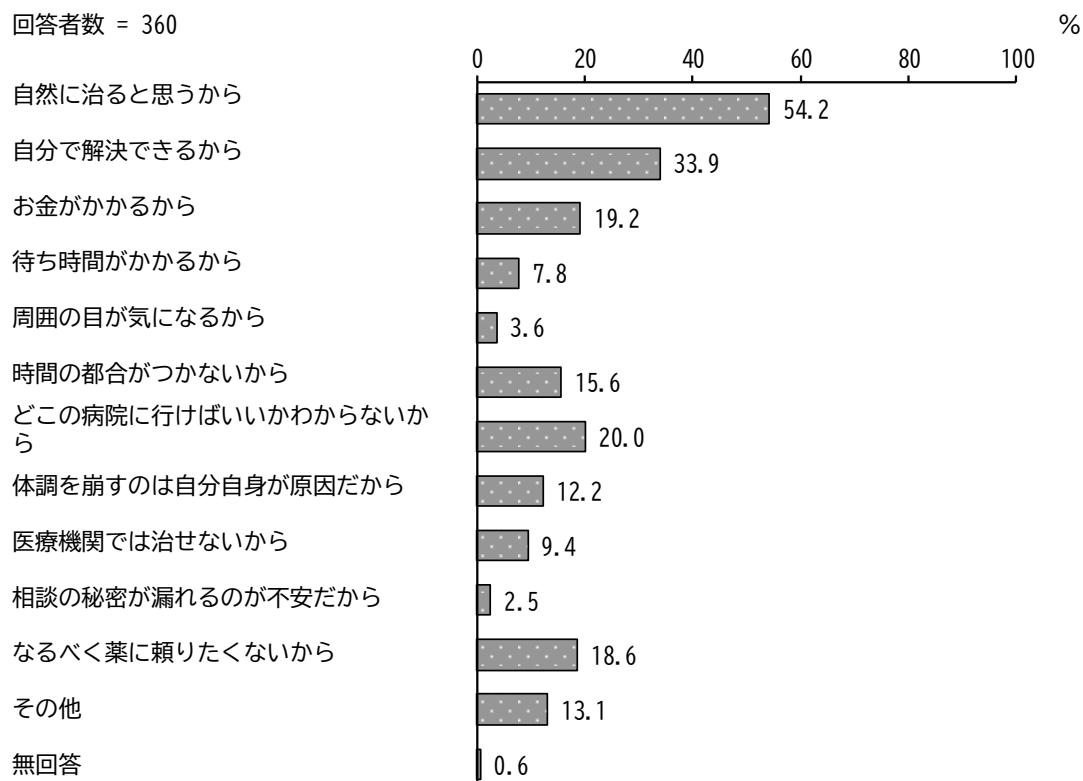
平成30年度調査と比較すると、「精神科や心療内科等の医療機関を受診する」が増加しています。



問 こころの不調（不安感、イライラ感、落ち込み等）や不眠が2週間以上続く場合に医療機関などを「受診しない」と回答した方にお聞きします。受診しない理由は何ですか。（○はいくつでも）

「自然に治ると思うから」が54.2%と最も高く、次いで「自分で解決できるから」が33.9%，「どこの病院に行けばいいかわからないから」が20.0%の順となっています。

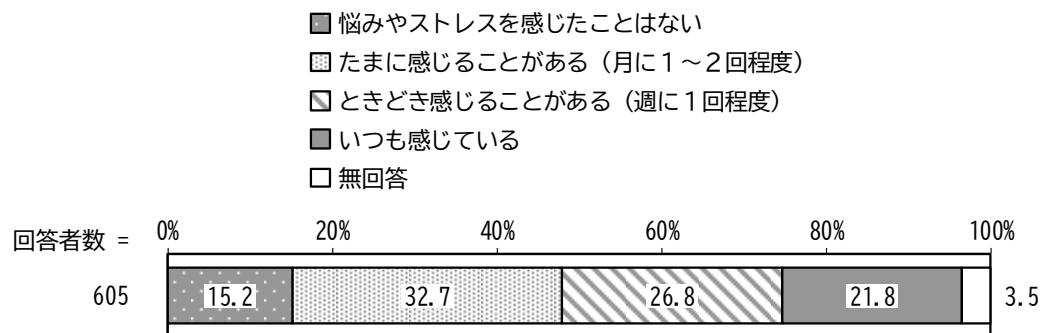
回答者数 = 360



## 工 悩みや不安、ストレスについて

問 過去1か月間ではあなたは、悩みや不安、ストレスを感じたことがありますか。

「たまに感じることがある（月に1～2回程度）」が32.7%と最も高く、次いで「ときどき感じることがある（週に1回程度）」が26.8%，「いつも感じている」が21.8%の順となっています。



問 「過去1か月間ではあなたは、悩みや不安、ストレスを感じたことがありますか。」に、「たまに感じることがある（月に1～2回程度）」、「ときどき感じることがある（週に1回程度）」、「いつも感じている」と回答した方にお聞きします。ストレスの原因は、どのような事柄ですか。（○はいくつでも）

【性別や年齢から見た悩みや不安、ストレスの原因】

女性30～39歳で「妊娠・子育て」が50.8%と高くなっています。また、男性16～17歳で「学業不振」が58.3%，女性16～17歳で「進学」が56.3%と高くなっています。

単位：%

| 区分  |         | 回答者数<br>(件) | 職場の人間関係 | 長時間労働 | 仕事の不振 | 転勤  | 失業  | 就職   | 事業不振 | 消費トラブル | 借金・多重債務 | 金銭トラブル | 生活困窮 | 進学   | 学業不振 | 妊娠・子育て |
|-----|---------|-------------|---------|-------|-------|-----|-----|------|------|--------|---------|--------|------|------|------|--------|
| 全 体 |         | 492         | 30.1    | 9.6   | 20.1  | 1.8 | 1.6 | 3.3  | 2.6  | 0.8    | 1.6     | 1.2    | 6.9  | 6.9  | 3.7  | 14.0   |
| 男性  | 16～17 歳 | 12          | —       | —     | —     | —   | —   | —    | —    | —      | —       | —      | —    | 41.7 | 58.3 | —      |
|     | 18～19 歳 | 3           | —       | —     | —     | —   | —   | —    | —    | —      | —       | —      | —    | —    | 33.3 | —      |
|     | 20～29 歳 | 16          | 50.0    | —     | 37.5  | —   | —   | 12.5 | —    | —      | —       | —      | 12.5 | 12.5 | 6.3  | —      |
|     | 30～39 歳 | 43          | 25.6    | 23.3  | 32.6  | 7.0 | —   | 2.3  | 2.3  | —      | 2.3     | 2.3    | 9.3  | —    | —    | 20.9   |
|     | 40～49 歳 | 29          | 41.4    | 24.1  | 31.0  | —   | 3.4 | 6.9  | 10.3 | —      | 3.4     | —      | 3.4  | —    | —    | 6.9    |
|     | 50～59 歳 | 31          | 38.7    | 3.2   | 32.3  | —   | 6.5 | —    | —    | —      | —       | —      | 6.5  | 3.2  | —    | 3.2    |
|     | 60～69 歳 | 26          | 7.7     | 3.8   | 11.5  | —   | 7.7 | 3.8  | 11.5 | —      | 7.7     | 7.7    | 11.5 | —    | —    | —      |
|     | 70～79 歳 | 14          | 7.1     | 7.1   | —     | —   | —   | —    | —    | 7.1    | —       | —      | 7.1  | —    | —    | —      |
|     | 80 歳以上  | 10          | —       | —     | —     | —   | —   | —    | 20.0 | —      | —       | —      | —    | —    | —    | —      |
| 女性  | 16～17 歳 | 16          | —       | —     | —     | —   | —   | —    | —    | —      | —       | —      | —    | 56.3 | 31.3 | —      |
|     | 18～19 歳 | 11          | 27.3    | —     | —     | —   | —   | 9.1  | —    | —      | —       | —      | —    | 36.4 | 18.2 | —      |
|     | 20～29 歳 | 47          | 40.4    | 19.1  | 34.0  | 2.1 | —   | 10.6 | 2.1  | —      | 6.4     | —      | 12.8 | 8.5  | —    | 8.5    |
|     | 30～39 歳 | 61          | 41.0    | 9.8   | 24.6  | 1.6 | 1.6 | 1.6  | 1.6  | —      | —       | 1.6    | 6.6  | 1.6  | 1.6  | 50.8   |
|     | 40～49 歳 | 50          | 42.0    | 4.0   | 22.0  | 2.0 | 2.0 | 4.0  | 2.0  | —      | —       | 2.0    | 8.0  | 4.0  | —    | 30.0   |
|     | 50～59 歳 | 45          | 35.6    | 15.6  | 17.8  | 6.7 | 2.2 | —    | —    | 4.4    | —       | —      | 4.4  | 8.9  | —    | 8.9    |
|     | 60～69 歳 | 31          | 48.4    | 6.5   | 16.1  | —   | —   | 3.2  | 3.2  | —      | —       | —      | —    | —    | —    | 3.2    |
|     | 70～79 歳 | 24          | 12.5    | —     | 4.2   | —   | —   | —    | —    | 4.2    | 4.2     | —      | 12.5 | —    | —    | —      |
|     | 80 歳以上  | 13          | —       | —     | —     | —   | —   | —    | —    | —      | —       | —      | 7.7  | —    | —    | —      |
|     | 無回答     | 10          |         |       |       |     |     |      |      |        |         |        |      |      |      |        |

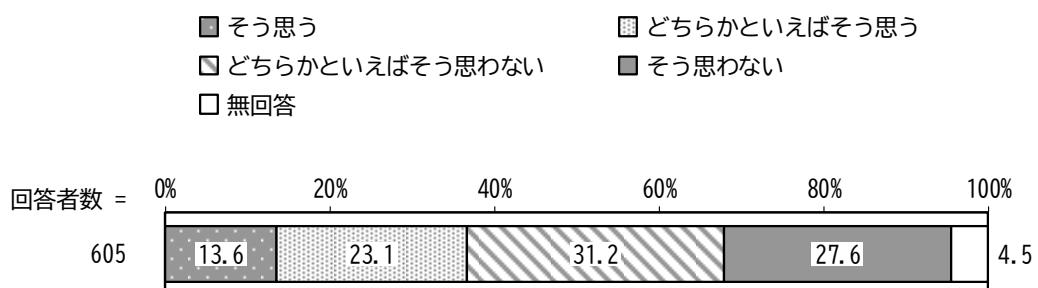
単位：%

| いじめ | 暴力  | 学校での人間関係 | ひとりこもり・不登校 | 夫婦の不和 | 家族・親族関係の不和 | 家族の介護・看病 | 恋愛・失恋 | 差別   | 身近な人の死 | 孤独   | 新型コロナウイルス感染症 | 持病   | その他  | 無回答  | 区分      |         |  |
|-----|-----|----------|------------|-------|------------|----------|-------|------|--------|------|--------------|------|------|------|---------|---------|--|
|     |     |          |            |       |            |          |       |      |        |      |              |      |      |      | 全 体     |         |  |
| 0.8 | -   | 3.5      | 0.8        | 9.3   | 9.3        | 7.1      | 5.1   | 0.6  | 4.9    | 8.9  | 2.6          | 10.4 | 18.5 | 2.6  |         |         |  |
| 男性  | -   | -        | 33.3       | -     | -          | -        | -     | 16.7 | -      | -    | 8.3          | -    | 8.3  | 8.3  | -       | 16~17 歳 |  |
|     | -   | -        | -          | -     | -          | 33.3     | -     | -    | -      | -    | -            | -    | -    | 33.3 | -       | 18~19 歳 |  |
|     | -   | -        | -          | -     | 6.3        | -        | -     | 12.5 | -      | -    | -            | -    | -    | 25.0 | -       | 20~29 歳 |  |
|     | 2.3 | -        | -          | -     | -          | 2.3      | -     | 2.3  | -      | 2.3  | 4.7          | 4.7  | 4.7  | 11.6 | -       | 30~39 歳 |  |
|     | -   | -        | -          | 3.4   | 17.2       | 13.8     | 3.4   | -    | -      | 3.4  | 10.3         | 10.3 | 10.3 | 10.3 | -       | 40~49 歳 |  |
|     | 3.2 | -        | -          | 3.2   | 9.7        | 3.2      | 12.9  | 3.2  | -      | 6.5  | 9.7          | 3.2  | 12.9 | 22.6 | -       | 50~59 歳 |  |
|     | -   | -        | -          | -     | 15.4       | 7.7      | 11.5  | -    | -      | 3.8  | 11.5         | -    | 23.1 | 19.2 | 7.7     | 60~69 歳 |  |
|     | -   | -        | -          | -     | 21.4       | 7.1      | -     | -    | -      | 7.1  | 7.1          | -    | 35.7 | 28.6 | 7.1     | 70~79 歳 |  |
|     | -   | -        | -          | -     | 20.0       | -        | 20.0  | -    | -      | -    | -            | -    | 30.0 | 20.0 | -       | 80 歳以上  |  |
| 女性  | -   | -        | 50.0       | 6.3   | -          | 18.8     | -     | 12.5 | -      | 12.5 | 12.5         | -    | -    | 12.5 | -       | 16~17 歳 |  |
|     | -   | -        | 18.2       | 9.1   | -          | -        | 9.1   | 45.5 | -      | -    | 27.3         | -    | 9.1  | 18.2 | -       | 18~19 歳 |  |
|     | 2.1 | -        | 6.4        | -     | 2.1        | 10.6     | -     | 12.8 | 2.1    | 2.1  | 10.6         | 2.1  | 6.4  | 12.8 | 2.1     | 20~29 歳 |  |
|     | -   | -        | -          | -     | 16.4       | 16.4     | 3.3   | 4.9  | -      | 3.3  | 16.4         | 4.9  | 8.2  | 11.5 | -       | 30~39 歳 |  |
|     | -   | -        | -          | -     | 8.0        | 12.0     | 8.0   | -    | -      | 4.0  | -            | -    | 6.0  | 18.0 | 2.0     | 40~49 歳 |  |
|     | -   | -        | -          | -     | 22.2       | 15.6     | 17.8  | 2.2  | -      | 2.2  | 2.2          | -    | 11.1 | 31.1 | -       | 50~59 歳 |  |
|     | 3.2 | -        | -          | -     | 3.2        | 3.2      | 16.1  | -    | -      | 6.5  | -            | 3.2  | 35.5 | 3.2  | 60~69 歳 |         |  |
|     | -   | -        | -          | -     | 4.2        | 8.3      | 12.5  | 4.2  | -      | 20.8 | 12.5         | 4.2  | 20.8 | 25.0 | 12.5    | 70~79 歳 |  |
|     | -   | -        | -          | -     | -          | 7.7      | 7.7   | -    | 7.7    | 38.5 | 30.8         | -    | 15.4 | -    | 23.1    | 80 歳以上  |  |
|     |     |          |            |       |            |          |       |      |        |      |              |      |      |      | 無回答     |         |  |

(前ページの表 続き)

**問** あなたは、悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じますか。

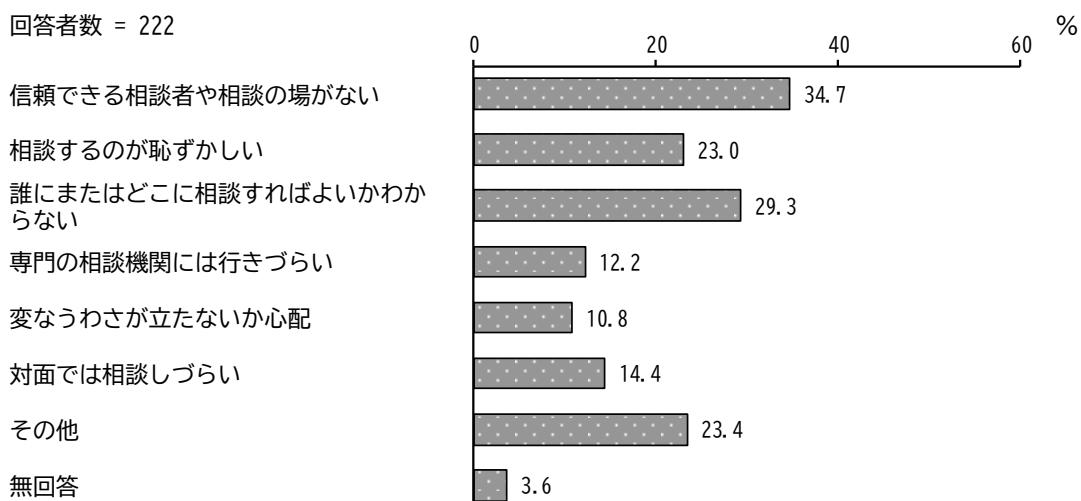
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた合計が36.7%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた合計が58.8%となっています。



**問** 「悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか」に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した方にお聞きします。ためらう理由は何ですか。

(○はいくつでも)

「信頼できる相談者や相談の場がない」が34.7%と最も高く、次いで「誰にまたはどこに相談すればよいかわからない」が29.3%、「相談するのが恥ずかしい」が23.0%の順となっています。



問 あなたは、不安や悩みやつらい気持ちがあるとき、誰に相談しますか。  
(○はいくつでも)

【年齢別】

年齢別でみると、16～17歳で「友人や同僚」が89.5%と高くなっています。また、70～79歳、80歳以上で「かかりつけの病院の医師」の割合が高くなっています。

単位：%

| 区分      | 回答者数<br>(件) | 同居の家族や親族 | 別居の家族や親族 | 友人や同僚 | 恋人   | 近所の知り合い | 学校や職場の先輩・後輩 | 学校の先生や職場の上司 | カウンセラー | かかりつけの病院の医師 |
|---------|-------------|----------|----------|-------|------|---------|-------------|-------------|--------|-------------|
| 全 体     | 356         | 61.0     | 23.3     | 57.0  | 6.7  | 3.1     | 8.7         | 4.8         | 3.4    | 7.9         |
| 16～17 歳 | 19          | 57.9     | —        | 89.5  | —    | —       | 5.3         | 5.3         | 5.3    | —           |
| 18～19 歳 | 8           | 75.0     | 12.5     | 62.5  | 12.5 | —       | 25.0        | 12.5        | 12.5   | —           |
| 20～29 歳 | 41          | 46.3     | 24.4     | 58.5  | 31.7 | —       | 14.6        | 2.4         | 4.9    | 2.4         |
| 30～39 歳 | 80          | 71.3     | 27.5     | 63.8  | 5.0  | 3.8     | 11.3        | 7.5         | 2.5    | 5.0         |
| 40～49 歳 | 57          | 61.4     | 24.6     | 57.9  | 1.8  | —       | 10.5        | 7.0         | 3.5    | 5.3         |
| 50～59 歳 | 51          | 66.7     | 21.6     | 58.8  | 5.9  | 5.9     | 7.8         | 5.9         | 2.0    | 2.0         |
| 60～69 歳 | 42          | 61.9     | 21.4     | 54.8  | —    | 2.4     | 7.1         | 2.4         | 4.8    | 7.1         |
| 70～79 歳 | 32          | 59.4     | 21.9     | 43.8  | 3.1  | 9.4     | —           | —           | 3.1    | 28.1        |
| 80 歳以上  | 24          | 41.7     | 37.5     | 16.7  | —    | 4.2     | —           | —           | —      | 29.2        |
| 無回答     | 2           |          |          |       |      |         |             |             |        |             |

単位：%

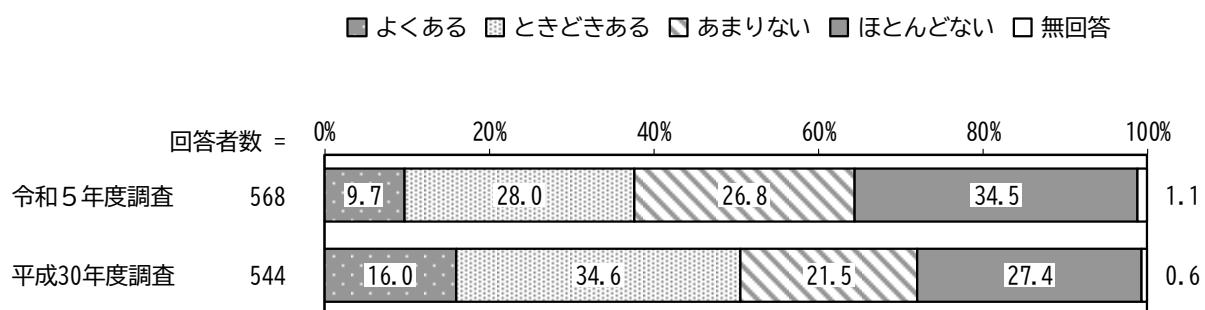
| かかりつけの病院の看護師 | かかりつけの薬局の薬剤師 | SNS  | 公的機関の相談員 | 民間の相談員 | 専門電話やメール相談員 | その他 | 誰にも相談しない | 無回答 | 区分     |
|--------------|--------------|------|----------|--------|-------------|-----|----------|-----|--------|
| 0.6          | 0.6          | 3.7  | 2.2      | 0.3    | 0.8         | 1.1 | 4.8      | 4.8 | 全体     |
| —            | —            | 5.3  | —        | —      | —           | —   | —        | —   | 16～17歳 |
| —            | —            | 12.5 | —        | —      | —           | —   | —        | —   | 18～19歳 |
| —            | —            | 7.3  | 2.4      | —      | —           | —   | 2.4      | 9.8 | 20～29歳 |
| 1.3          | —            | 7.5  | 2.5      | —      | —           | 1.3 | 1.3      | 3.8 | 30～39歳 |
| —            | —            | 1.8  | 1.8      | —      | 1.8         | 1.8 | 7.0      | 7.0 | 40～49歳 |
| —            | —            | 2.0  | 2.0      | —      | 2.0         | —   | 7.8      | 5.9 | 50～59歳 |
| —            | —            | —    | 4.8      | —      | —           | 2.4 | 7.1      | 4.8 | 60～69歳 |
| 3.1          | 6.3          | —    | 3.1      | 3.1    | 3.1         | —   | 9.4      | —   | 70～79歳 |
| —            | —            | —    | —        | —      | —           | 4.2 | 4.2      | 4.2 | 80歳以上  |
|              |              |      |          |        |             |     |          |     | 無回答    |

(前ページの表 続き)

## オ 地域とのつながりなどについて

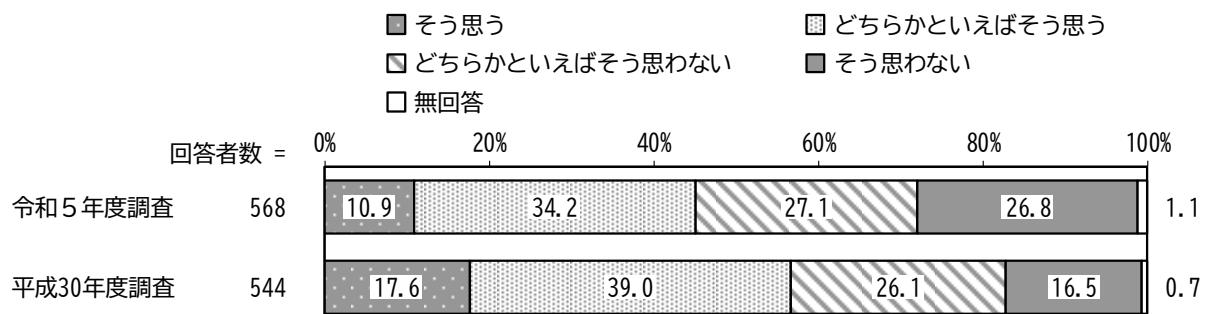
問 あなたは、町内の人や地域の人と話をしたり、交流したりする機会はありますか。

平成30年度調査と比較すると、「よくある」と「ときどきある」の合計が37.7%、「あまりない」と「ほとんどない」の合計が61.3%となっており、「あまりない」と「ほとんどない」の合計が増加しています。



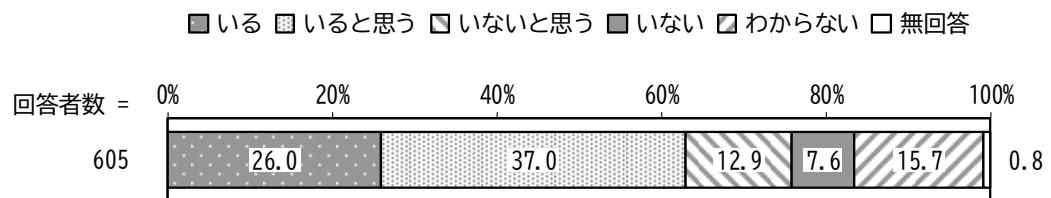
問 あなたがお住まいの地域の人々は日頃から互いに気づかったり声をかけ合っていると思いますか。

平成30年度調査と比較すると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が45.1%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計が53.9%となっており、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計が増加しています。



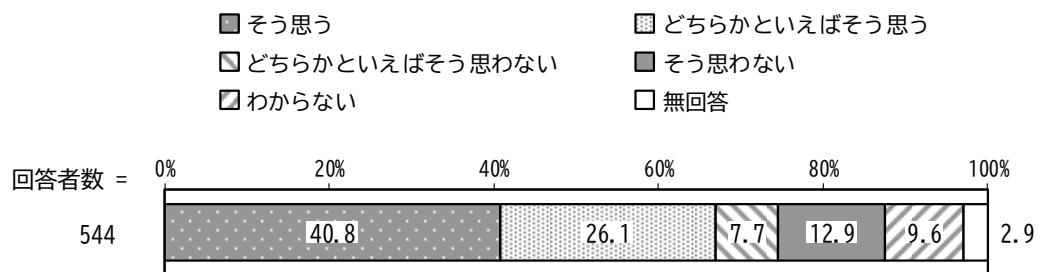
**問 あなたが経済的に困っている時に支援をしてくれる人がいますか。**

「いると思う」が37.0%と最も高く、次いで「いる」が26.0%、「わからない」が15.7%の順となっています。



<参考 平成 30 年調査>

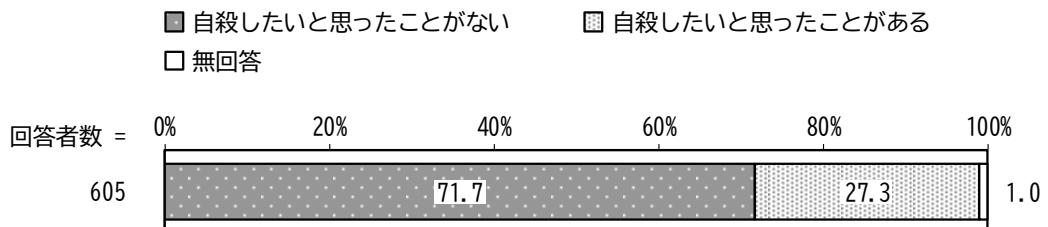
**問 必要なとき、あなたの周りで物質的・金銭的な支援をしてくれる人はいると  
思いますか。**



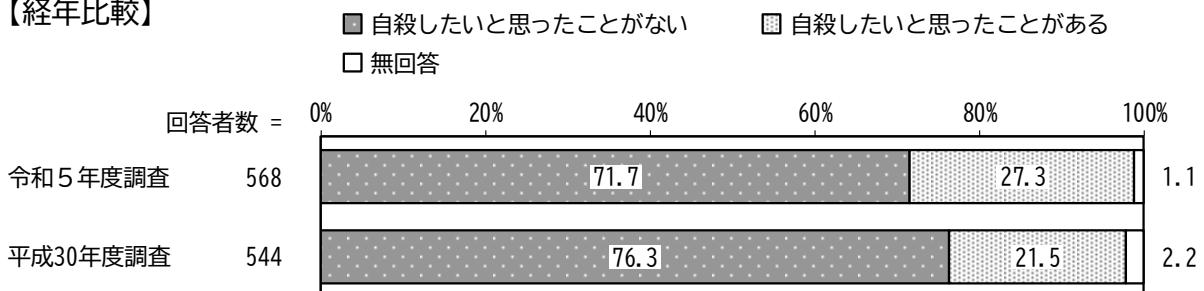
## 力 自殺とうつに関する意識について

問 あなたは、これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがありますか。

「自殺したいと思ったことがない」が71.7%，「自殺したいと思ったことがある」が27.3%となっています。平成30年度調査と比較すると、「自殺したいと思ったことがある」が5.8ポイント増加しています。

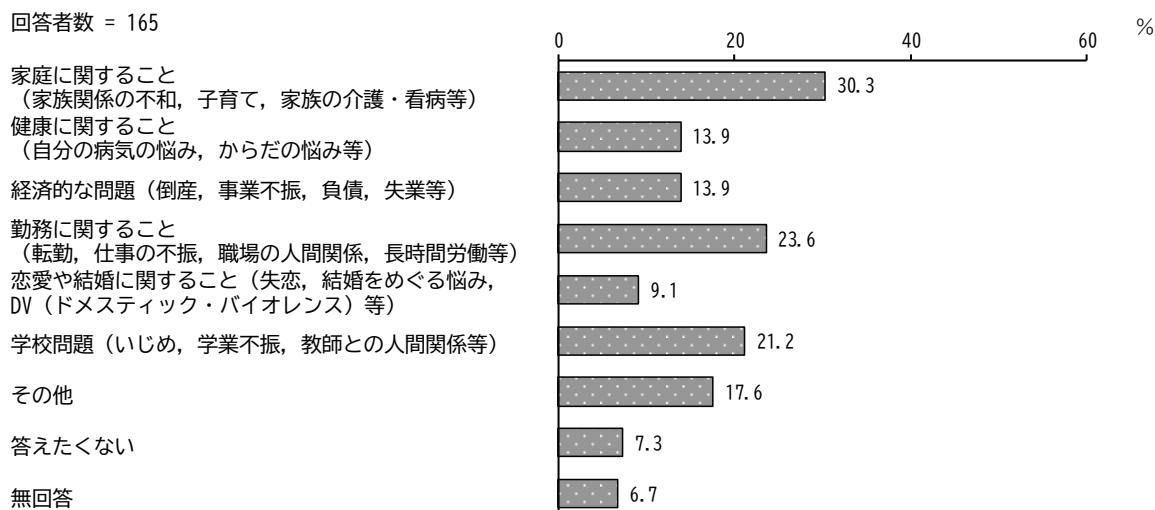


### 【経年比較】



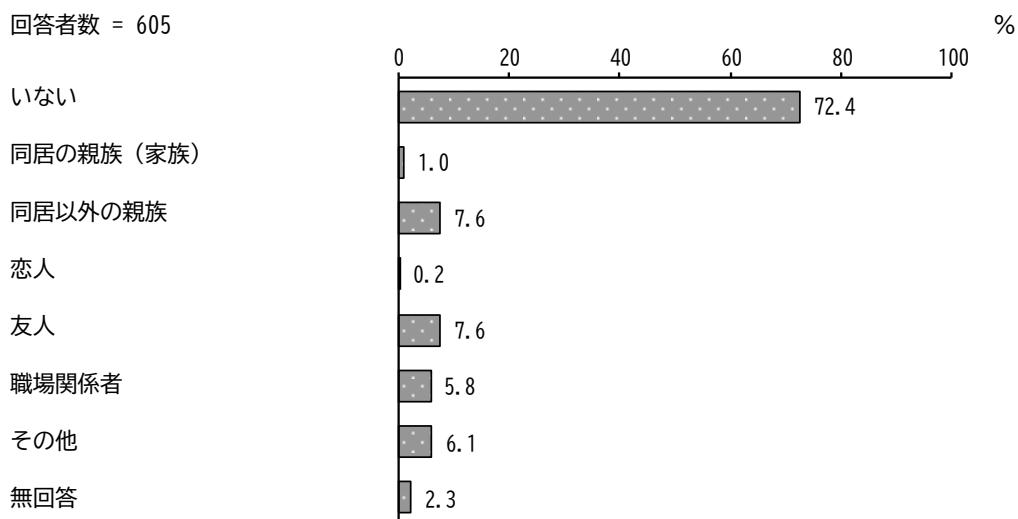
問 「これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがあるか」に、「自殺したいと思ったことがある」と回答した方にお聞きします。それは、どのような事柄が原因ですか。(○はいくつでも)。

「家庭に関するここと（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）」が30.3%と最も高く、次いで「勤務に関するここと（転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等）」が23.6%，「学校問題（いじめ、学業不振、教師との人間関係等）」が21.2%の順となっています。



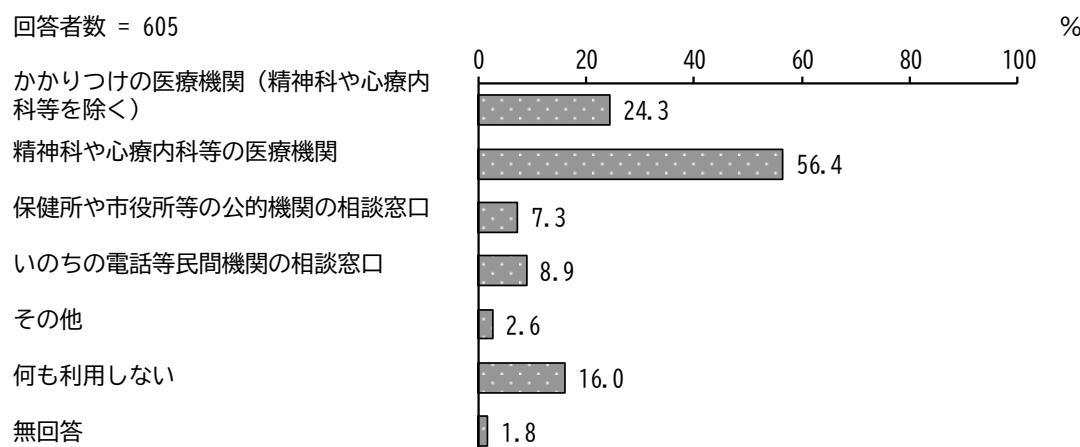
問 あなたの周りで自殺をした方はいらっしゃいますか。いらっしゃる方は、その人との関係で該当するもの全てに○をつけてください。

「いない」が72.4%と最も高くなっています。



問 もし、あなたが自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、以下の専門の相談窓口のうち、どれを利用したいと思いますか。（○はいくつでも）

「精神科や心療内科等の医療機関」が56.4%と最も高く、次いで「かかりつけの医療機関（精神科や心療内科等を除く）」が24.3%、「何も利用しない」が16.0%の順となっています。

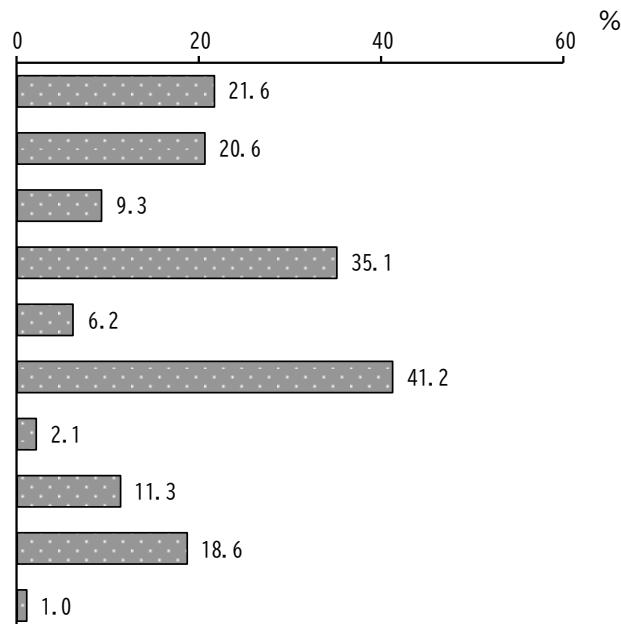


問 「自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の相談窓口のうち、  
どれを利用したいと思うか」に、「何も利用しない」と回答した方にお聞きし  
ます。何も利用しないのはなぜですか。(○はいくつでも)

「根本的な問題の解決にはならない」が41.2%と最も高く、次いで「どれを利用したら  
よいか分からぬ」が35.1%、「お金が掛かることは避けたい」が21.6%の順となっていま  
す。

回答者数 = 97

お金が掛かることは避けたい



精神的な悩みを話すことに抵抗がある

時間の都合がつかない

どれを利用したらよいか分からぬ

過去に利用して嫌な思いをしたことがある

根本的な問題の解決にはならない

うつ病は特別な人がかかる病気なので、  
自分には関係ない

治療をしなくても、ほとんどのうつ病は  
自然に治ると思う

その他

無回答

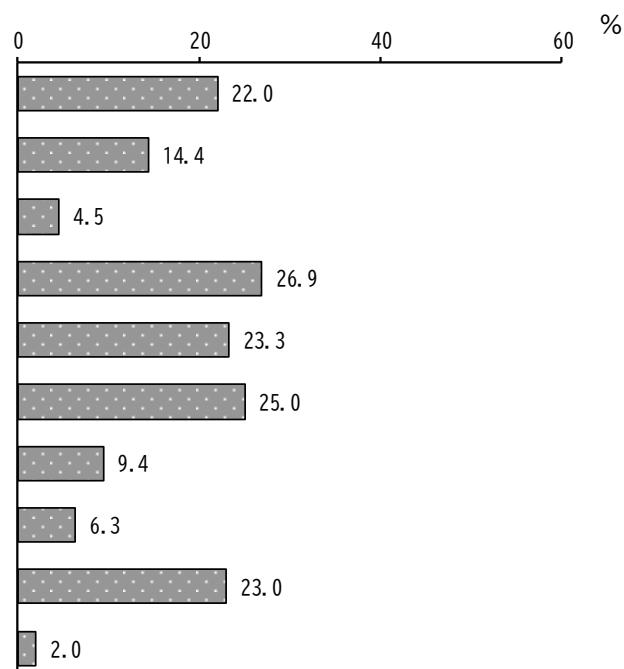
## キ 新型コロナウイルス感染症について

### 問 新型コロナウイルス感染症流行以降、あなたの心情や考えに変化がありましたか。(○はいくつでも)

「感染対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」が26.9%と最も高く、次いで「在宅勤務や時差出勤の機会が増え、自分や家族の働き方について考えるようになった」が25.0%、「家で過ごす時間が増え、家族と過ごす時間の大切さを再認識した」が23.3%の順となっています。

回答者数 = 605

不安を強く感じるようになった



家族以外の人とのつながりが少なくなり、孤独を感じた

家族関係の悪化や家族との考え方の違いに悩まされるようになった

感染対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた

家で過ごす時間が増え、家族と過ごす時間の大切さを再認識した

在宅勤務や時差出勤の機会が増え、自分や家族の働き方について考えるようになった

みんなもつらくて不安なんだと思い、つらい気持ちが少し軽くなった

その他

特に変化はなかった

無回答

## ク 自殺対策の現状等について

### 問 あなたは、自殺対策に関する以下の事柄について知っていましたか。次のa～iのそれぞれについて、該当するもの1つだけに○をつけてください。

gのゲートキーパーの「知らなかった」の割合がa～f, h, iと比べ最も高くなっています。平成30年度調査と比較すると大きな変化は見られず、他の項目と比べて認知度が特に低くなっています。

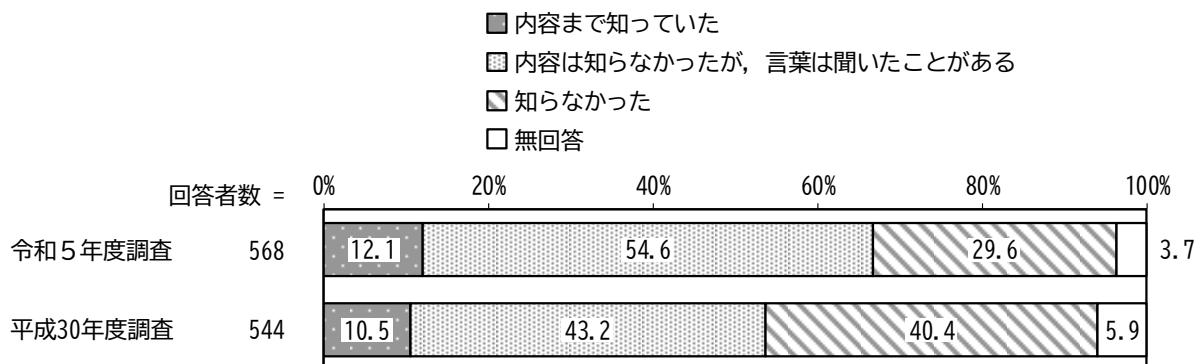
#### a 自殺対策基本法

- 内容まで知っていた
- 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある
- 知らなかった
- 無回答

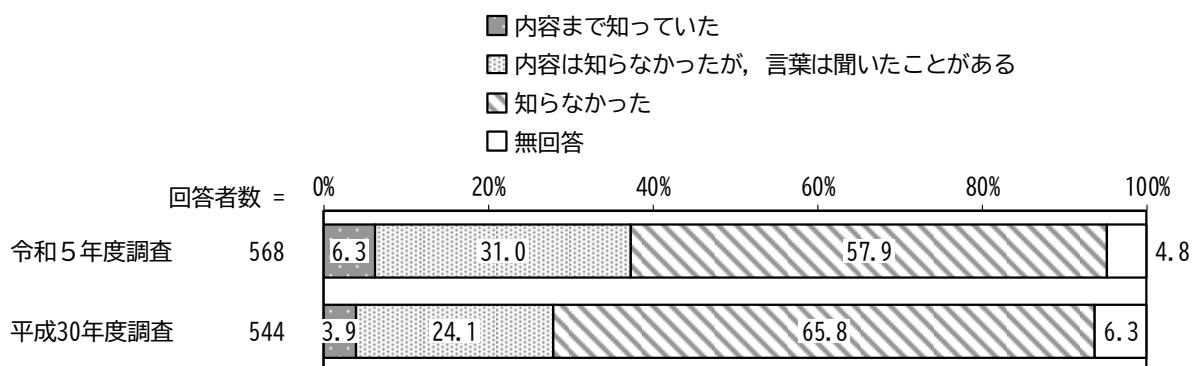
回答者数 =



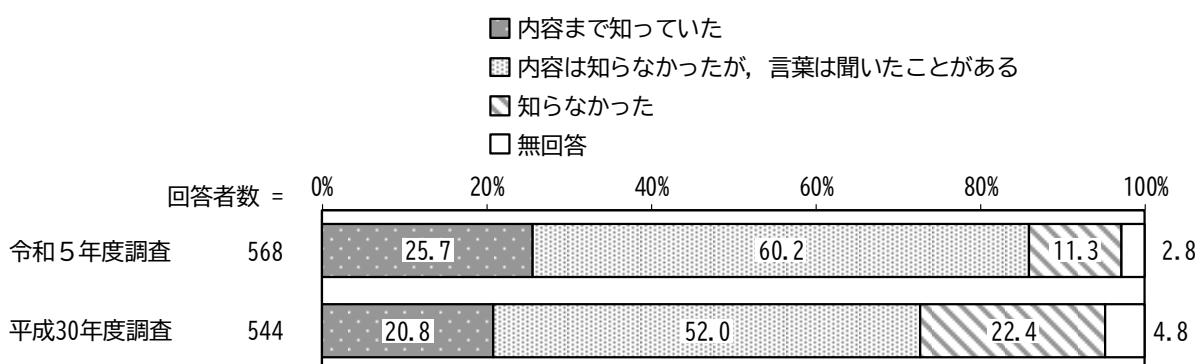
### b こころの健康相談統一ダイヤル



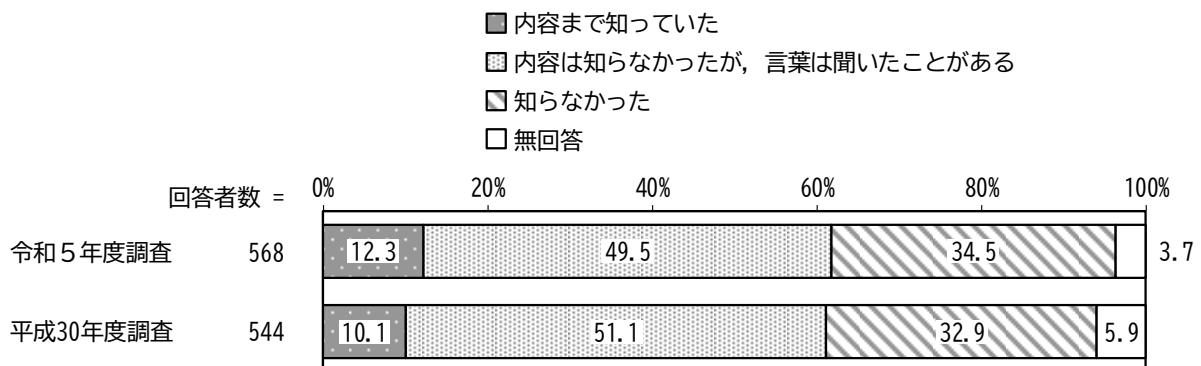
### c よりそいホットライン



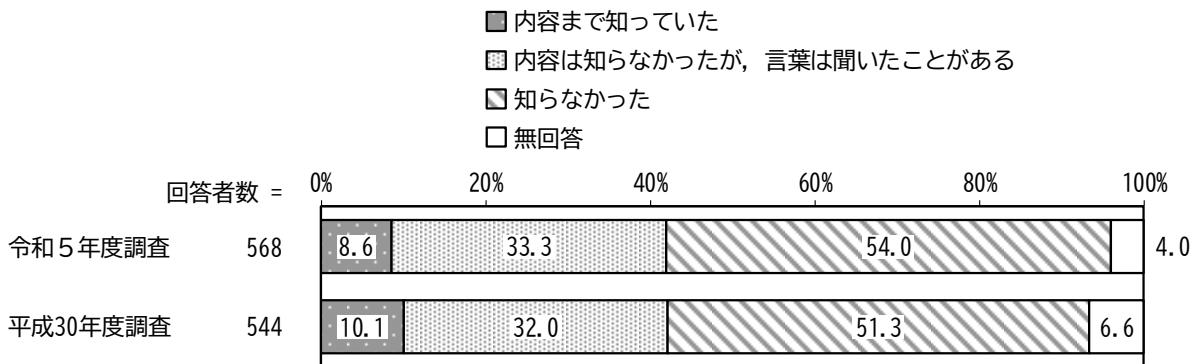
### d いのちの電話



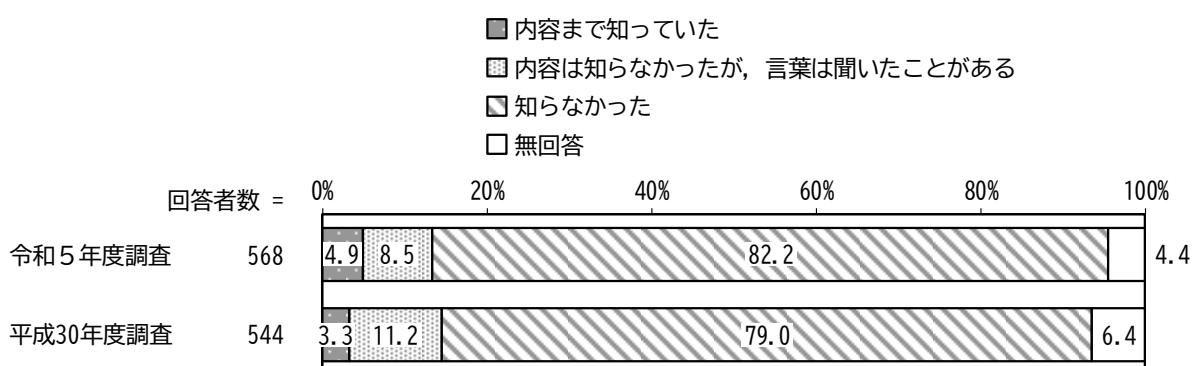
### e 市の相談窓口／電話相談



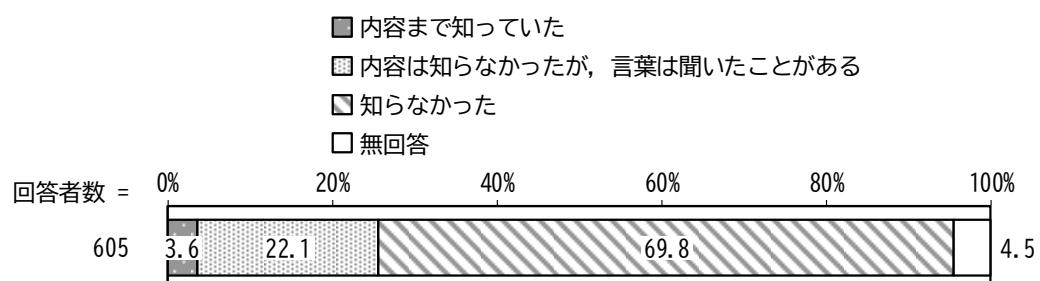
### f 自殺予防週間／自殺対策強化月間



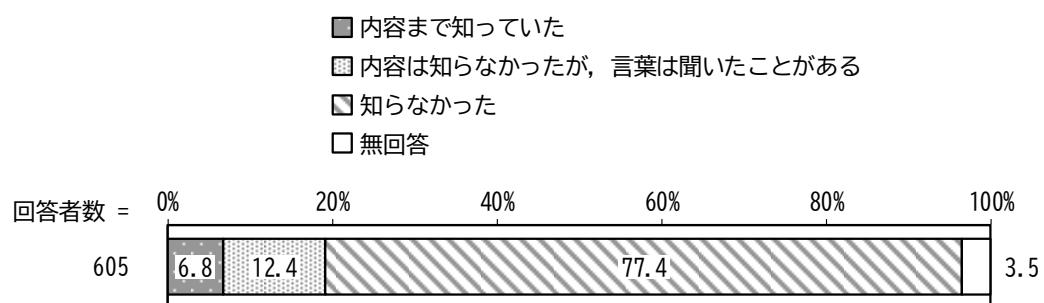
### g ゲートキーパー（自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人）



#### h 行政機関や民間のこころの健康に関する講演会

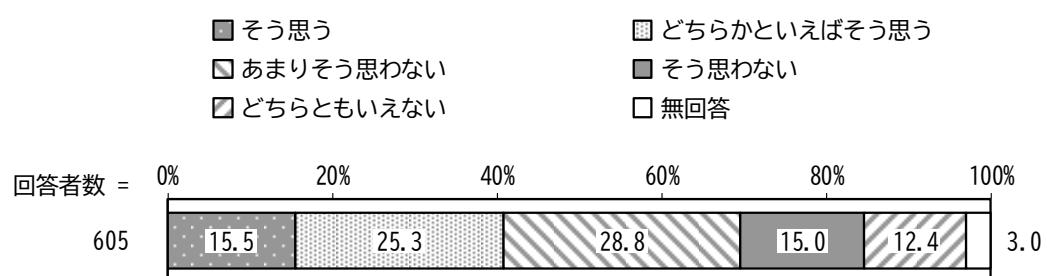


#### i グリーフケア（自死遺族サポート）



### 問 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思いますか。

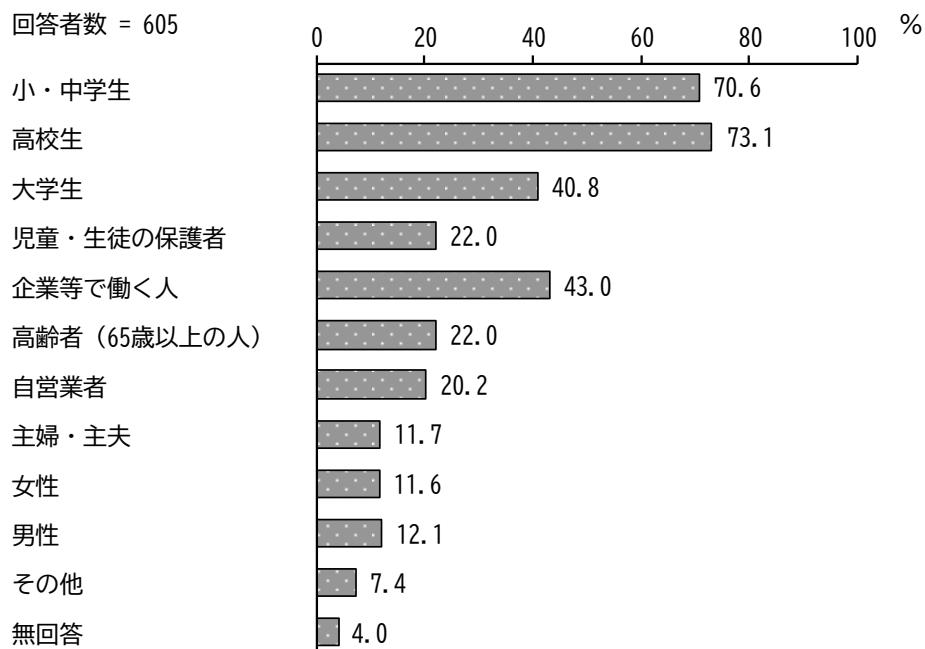
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が40.8%, 「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計が43.8%となっています。



## ヶ 今後の自殺対策について

問 自殺防止対策を重点的に推進した方がよいと思う、対象（年代等）はどこだと考えますか。（○はいくつでも）

「高校生」が73.1%と最も高く、次いで「小・中学生」が70.6%、「企業等で働く人」が43.0%の順となっています。



### 【年齢別】

年齢別でみると、対象を「大学生」と回答した年代は、20～29歳で58.3%と高くなっています。また、自殺防止対策を重点的に推進した方がよいと思う対象を「高校生」と回答した年代は、16～17歳で83.8%と高くなっています。

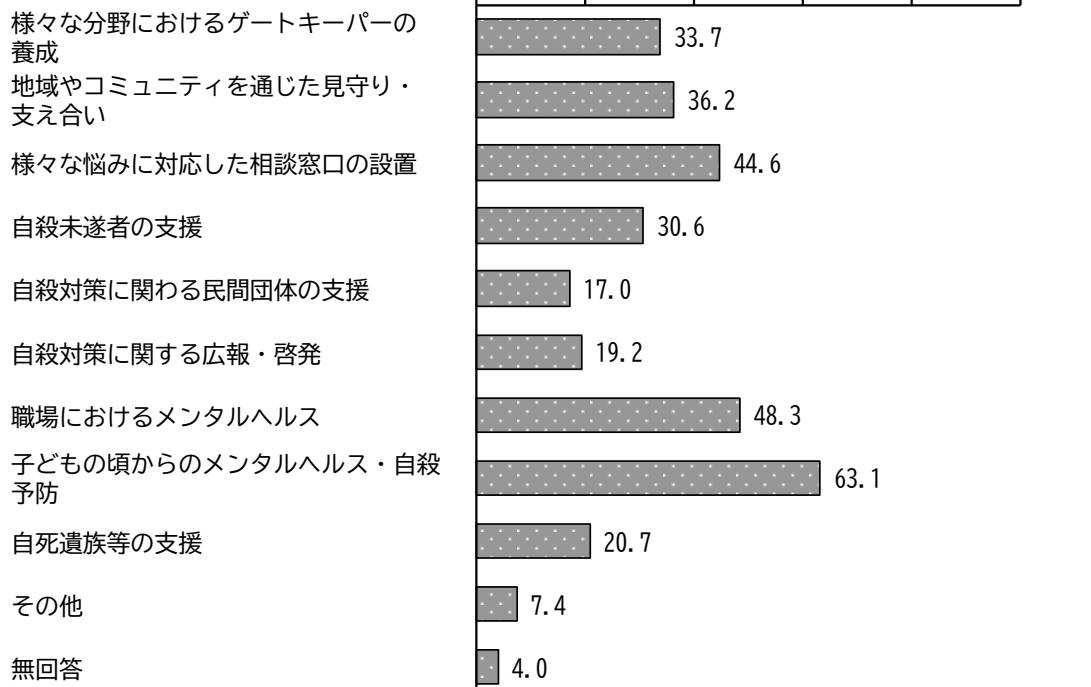
単位：%

| 区分      | 回答者数<br>(件) | 小・中学生 | 高校生  | 大学生  | 児童・生徒の保護者 | 企業等で働く人 | 高齢者（65歳以上の人） | 自営業者 | 主婦・主夫 | 女性   | 男性   | その他  | 無回答  |
|---------|-------------|-------|------|------|-----------|---------|--------------|------|-------|------|------|------|------|
| 全 体     | 605         | 70.6  | 73.1 | 40.8 | 22.0      | 43.0    | 22.0         | 20.2 | 11.7  | 11.6 | 12.1 | 7.4  | 4.0  |
| 16～17 歳 | 37          | 67.6  | 83.8 | 43.2 | 16.2      | 48.6    | 5.4          | 13.5 | 13.5  | 16.2 | 18.9 | 16.2 | —    |
| 18～19 歳 | 17          | 47.1  | 64.7 | 35.3 | 17.6      | 52.9    | 5.9          | 17.6 | 11.8  | 11.8 | 11.8 | —    | 11.8 |
| 20～29 歳 | 72          | 73.6  | 83.3 | 58.3 | 33.3      | 54.2    | 9.7          | 19.4 | 12.5  | 8.3  | 5.6  | 2.8  | 1.4  |
| 30～39 歳 | 118         | 84.7  | 79.7 | 42.4 | 27.1      | 47.5    | 20.3         | 25.4 | 15.3  | 13.6 | 15.3 | 7.6  | 0.8  |
| 40～49 歳 | 89          | 70.8  | 68.5 | 41.6 | 25.8      | 49.4    | 21.3         | 30.3 | 16.9  | 14.6 | 16.9 | 12.4 | 3.4  |
| 50～59 歳 | 90          | 73.3  | 74.4 | 45.6 | 20.0      | 38.9    | 24.4         | 21.1 | 10.0  | 12.2 | 11.1 | 8.9  | 1.1  |
| 60～69 歳 | 73          | 71.2  | 68.5 | 30.1 | 21.9      | 43.8    | 30.1         | 16.4 | 12.3  | 11.0 | 13.7 | 6.8  | 2.7  |
| 70～79 歳 | 60          | 53.3  | 68.3 | 35.0 | 8.3       | 23.3    | 35.0         | 8.3  | 5.0   | 6.7  | 3.3  | 6.7  | 8.3  |
| 80 歳以上  | 47          | 55.3  | 53.2 | 23.4 | 10.6      | 23.4    | 29.8         | 12.8 | —     | 6.4  | 8.5  | —    | 19.1 |
| 無回答     | 2           |       |      |      |           |         |              |      |       |      |      |      |      |

問 今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になると思いますか。(○はいくつでも)

「子どもの頃からのメンタルヘルス・自殺予防」が63.1%と最も高く、次いで「職場におけるメンタルヘルス」が48.3%、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が44.6%の順となっています。

回答者数 = 605



## 問 児童・生徒の段階において、どのようなことを学べば、自殺予防に資すると思いますか。(○はいくつでも)

「悩みを抱え込まず周囲に助けを求める学ぶ教育（SOSの出し方教育）」が73.1%と最も高く、次いで「子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」が72.6%、「いじめ防止対策の強化」が56.7%の順となっています。

回答者数 = 605

悩みを抱え込まず周囲に助けを求める学ぶ教育（SOS の出し方教育）



子どもが出したSOS に気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施



学校における、児童・生徒に対するゲートキーパー研修の実施



学校における積極的な相談窓口の周知・啓発（プリント配布、ポスター掲示など）



いじめ防止対策の強化



家族や友人関係などに悩む若者向けの相談先や居場所支援、虐待対策



SNS での広報・啓発



一緒に自殺する者を募ったり、自殺の手段を教えてやるネット上の書き込みや、自殺の動画等を配信した者に対する取り締まりや支援情報の案内などのネットパトロールネット上での誹謗中傷に関する対策



ネット上で「死にたい」などと検索した際に相談窓口の情報を表示する取組み



その他



無回答

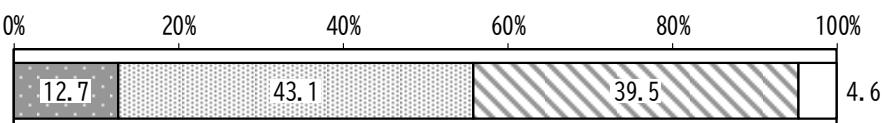


## 問 調布市が実施しているゲートキーパー研修に参加したいと思いますか。

「興味はあるが、参加するつもりはない」が43.1%と最も高く、次いで「参加したいと思わない」が39.5%、「参加したい」が12.7%の順となっています。

- 参加したい
- 興味はあるが、参加するつもりはない
- 参加したいと思わない
- 無回答

回答者数 =



### 3 調布市の自殺対策の課題

#### (1) 生きることの促進要因への支援

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなります。

市民意識調査では、こころの健康状態が「よくない」と答えた人が2割弱となっており、最近1か月間くらいの悩みや不安、ストレスを感じる原因として、10代は「進学」「学業不振」が、20代は「職場の人間関係」「仕事の不振」、30代～50代では「職場の人間関係」「仕事の不振」、60歳以上では「持病」「身近な人の死」「孤独」がそれぞれ高くなっています。また、30代女性では「妊娠・子育て」が高くなっているなど、ライフステージに応じて様々な要因があがっています。

また、不安や悩みを誰かに相談することをためらう人は4割弱となっており、相談できない理由としては「信頼できる相談者や相談の場がない」の割合が3割以上となっています。平成30年度調査と比較して「自殺したいと思ったことがある」人は増加しており、16歳以上の4人に1人が自殺をしたいと思ったことがあります。その原因として家庭に関するここと（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）が3割以上と最も高くなっています。

自殺は多種多様な要因が複雑に関係していることから、身近な人への相談から地域の相談窓口につながるよう体制を充実し、市民の状況に応じたきめ細かな相談支援を行うとともに、関連する支援内容や相談窓口の周知を図ることが必要です。

また、市民意識調査では、今後の自殺対策として必要と思われるものとして、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が4割以上を占めています。

コロナ禍において、様々な分野でICTが活用される状況となった経験を生かし、相談支援体制の整備を行い、悩みを抱える方がより気軽に相談できる環境を整える必要があります。

さらに、全国的な傾向として、コロナ禍の自殺の状況において、女性の増加がみられ、様々な困難・課題を抱える女性に寄り添った支援の充実が求められます。

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

地域においてネットワークを強化し充実するためには、それを支える人材が必要であり、この自殺対策を支える人材の育成は、自殺対策を推進する取組の基礎となります。

市民意識調査では、ゲートキーパーについて、「知らなかった」が8割以上と認知度は低くなっています。調布市が実施しているゲートキーパーの研修に「参加したい」と思っている人は1割程度となっています。また、コロナ禍において、会議等の集会活動が縮小され、講話ができなくなった時期があったことにより、啓発が難しい状況がありました。

ゲートキーパーは自殺対策において早期対応の中心的役割を果たすことが期待されるため、ゲートキーパーの認知度を向上させるとともに、より多くの市民がゲートキーパーとしての意識を持って身近な人を支えることができるよう、幅広く研修などを実施することが必要です。

また、こころの健康問題に取り組む「従事者自身のこころの健康」を支援する体制や相談員の相談技術の向上も必要となります。

## (3) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進に当たり、基盤となる取組は、地域におけるネットワークを強化することです。

調布市では、こころといのちのネットワーク会議を通じて、地域におけるネットワークづくりに努めています。

市民意識調査では、町内の人や地域の人と話をしたり、交流したりする機会が「ない」人や、地域の人々が日頃から互いに気づかったり声をかけ合っていると「思わない」人が増加しており、地域のつながりが希薄になっている傾向がうかがえます。地域で孤立する世帯や孤独を感じる人を早期に発見できるよう地域における見守り活動や助け合い活動を推進するため、自治会をはじめとする地域組織活動への支援を行うことも必要です。

また、不安や悩みやつらい気持ちがあるとき、「誰にも相談しない」人もいます。さらに、自殺につながるこころの問題を抱えていても医療・行政サービスを受けていない人が多くみられます。こころの問題により自殺の危険性の高い人を早期に発見し、必要に応じて適切な精神医療を含む医療と保健・福祉サービスが受けられるよう体制を整していくことが必要です。

## (4) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれることは、「誰にでも起こり得る危機」であり、「誰もが当事者となり得る重大な問題」でもあります。

市民意識調査では、こころの不調が2週間以上続く場合、医療機関などを「受診しない」が6割近くとなっており、その理由として、「自然に治ると思うから」5割以上となっています。医療機関の受診に対する敷居を下げていくとともに、自殺予防につながるこころの健康づくりに関する理解と関心を深める等、今後もより一層の普及啓発を実施することが必要です。

また、自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の相談窓口などを「何も利用しない」と答えた人が2割弱となっており、その理由として「根本的な問題の解決にはならない」が4割以上となっています。そのため、生きていく上で誰もが様々なストレスや困難に直面し、こころの健康を損なう場合があります。そのような自らのこころの不調に気づくことができるよう、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、ハイリスク者を早期に発見し必要・適切な情報提供や相談ができる体制の整備等を進める対策が必要です。

自殺未遂者は、再び自殺を企図するリスクが高くなると言われており、自殺の再企図を防ぐためには、周囲の人による気づきから精神科医療や支援機関へのつなぎを行うとともに、保健・医療・福祉・教育・労働・法律などの関係機関の連携を強化し、自殺の危険性を高めている様々な問題に対して包括的に対応することが重要です。

一方で、自分の周りで自殺をした方が「いる」人は3割弱となっています。その内訳で多いのは、同居以外の親族、友人、職場関係者となっています。自死遺族は、大切な人を失ったことに対する深い悲しみや自責の念を抱き、また、周囲の誤解や偏見により地域から孤立した状況に陥る可能性があります。そのため、自死遺族に対しての支援を推進するとともに、市民に自死遺族の方々への配慮について理解の促進を図ることも必要です。

## (5) 様々な対象に応じた自殺対策

### ① 高齢者への支援

多くの高齢者は、子どもが独立し、仕事からも引退することで家庭や社会における役割が小さくなる傾向があるとともに、配偶者の死に直面したり、心身の機能の低下による社会参加の機会減少等、環境変化も起こりやすい時期です。

市民意識調査では、自殺防止対策を重点的に推進した方がよいと思う対象（年代等）について、「高齢者（65歳以上の人）」が2割以上となっています。また、悩みや不安、ストレスの原因は、「持病」が高くなっています。

高齢期を健康に過ごすためには、社会参加や地域活動への参加、交流を図ることが重要です。地域包括ケアシステムとの連携を図りながら、高齢者の孤立を防ぐための居場所づくりや社会参加に向けた取組の対策が必要となっています。さらに、8050問題や老老介護などの生活課題への対応も求められます。

### ② 就労者への支援

労働環境の問題は、心身の健康状態や経済状況等に影響を及ぼし、生活に直結します。

調布市では、令和5年の自殺者数のうち、就労世代でもある40代、50代が4割を占めています。

市民意識調査では、今後必要とする自殺対策として「職場におけるメンタルヘルス」が5割弱となっています。職場にメンタルヘルスに関する制度がある企業は5割半ばとなっており、その具体的な制度として「ストレスチェックテストを実施している」、「メンタル面で従業員向けの相談できる相談窓口がある（ハラスメント相談含む）」が多くなっています。

また、最近1か月間くらいで、悩みや不安、ストレスを感じる原因として、40代から50代は、「職場の人間関係」「長時間労働」「仕事の不振」を挙げています。

仕事がうまくいかなかった場合等に、精神的に追い詰められることがないよう支援することが必要です。また、職場におけるメンタルヘルス対策の推進や、経営の危機に直面した中小企業等（個人事業主含む）に対する経営相談など経営改善のための適切な支援が必要です。

加えて、仕事と生活を調和させ、誰もがやりがいや充実感を感じながら健康で働き続けることのできる社会を実現するため、長時間労働の是正、ライフ・ワーク・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策の普及啓発、心身の不調を感じた時に利用できる相談体制の整備・充実が必要です。

### ③ 子ども・若者への支援

子ども・若者は、辛い気持ちを抱えていても周囲が気づかなかったり、相談や支援につながりにくい傾向もあります。

調布市では、令和5年の自殺者数のうち、20代以下が2割を占めています。全国的にも少子化が進む一方で、自殺をする子どもが増えています。

市民意識調査では、自殺防止対策を重点的に推進した方がよいと思う対象（年代等）について、「高校生」と「小・中学生」がともに7割を超えており、今後必要とする自殺対策として「子どもの頃からのメンタルヘルス・自殺予防」が6割以上となっています。

また、児童・生徒の段階において、どのようなことを学べば、自殺予防になるかについて、「悩みを抱え込まず周囲に助けを求める学ぶ教育（SOSの出し方教育）」と「子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」が7割以上、「学校における、児童・生徒に対するゲートキーパー研修の実施」が4割以上となっています。

児童・生徒を含め、若年層を取り巻く状況は複雑・多様化しており、調布市においても若年層に対して、地域、学校、職域等の身近な場所における自殺対策の取組の充実が必要です。

社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための児童・生徒に対する「SOSの出し方に関する教育」など、自殺対策に関する教育の実施を進めるとともに、子どもが出したSOSを受け止めるための教員や保護者に対する研修を実施することも必要です。

### ④ 生活困窮者への支援

生活困窮は自殺対策の重要な課題のひとつです。

調布市では、生活困窮自立支援事業（調布ライフサポート）新規相談受付件数は増加傾向にあります。

市民意識調査では、経済的に困っている時に支援してくれる人がいるかについて、「いない」と「いない」の合計が2割を超えていました。また、最近1年以内に自殺したいと思った原因として、1割以上が「経済的な問題（倒産、事業不振、負債、失業等）」を挙げていました。

生活困窮者は、経済的な問題以外にも、社会や家族からの孤立や心身の不調など複合的な課題を抱えていることが多く、ストレスによる精神的な不調にも陥りやすい状態にあるなど、自殺のリスクが高くなると考えられます。生活困窮の状態や生活困窮に陥る可能性がある人へ包括的な支援を行うとともに、生活困窮者に係る関係機関等とも緊密に連携し相談や制度支援を実施していくことが必要です。



## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念および基本方針

#### 【 基本理念 】

##### 支え合い 認め合い ともに暮らす

基本構想では、まちの将来像として、「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」を掲げ、共生社会への想いを大切にし、産学官民の多様な主体が連携し、市民一人一人の様々な生き方、まちのにぎわいやうるおい、地域の特性や資源等の魅力に満ちた、彩りのまちを目指します。

この将来像の実現に向けて、自殺対策分野では、こころ健やかに支え合い、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの自殺対策の取組との連続性、整合性から調布市自殺対策計画（第1次）の理念「支え合い 認め合い ともに暮らす」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、市民や関係機関等との連携強化による自殺対策を総合的・効果的に推進します。

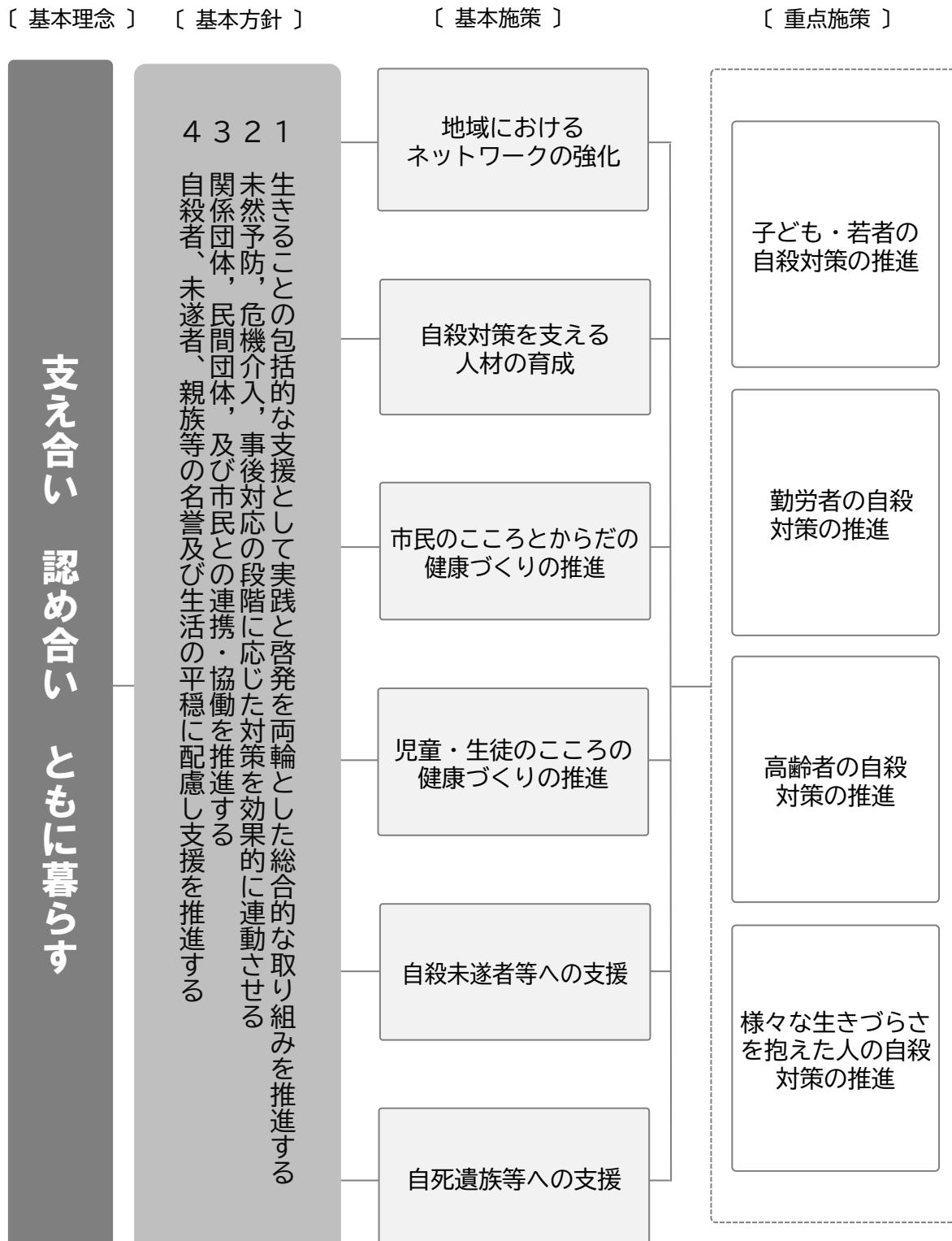
#### 【 基本方針 】

- 生きることの包括的な支援として実践と啓発を両輪とした総合的な取り組みを推進する
- 未然予防、危機介入、事後対応の段階に応じた対策を効果的に連動させる
- 関係団体、民間団体、及び市民との連携・協働を推進する
- 自殺者、未遂者、親族等の名誉及び生活の平穏に配慮し支援を推進する

市民一人ひとりがこころの健康を維持・増進するとともに、多くの支援者がそれぞれの強みや専門性をいかして、悩んでいる人や自殺未遂者、遺された人をより包括的に支援します。さらに、行政のみならず関係機関や企業・地域・市民等が連携・協働し、切れ目がない支援を提供できる体制構築を目指すことを基本方針とします。

## 2 全体像

計画は下図のように、「基本理念」「基本方針」と6つの「基本施策（全国的に実施されるからことが望ましいとされている施策）」と4つの「重点施策（地域の特性に応じた対策を選別した施策）」の推進を図ります。



支え合い 認め合い ともに暮らす



# いのちを支える自殺対策における取組

基本理念および基本方針を実現するために、調布市における自殺の実態の特徴を踏まえ、以下の基本施策と重点施策を掲げます。

## 1 基本施策

### (1) 地域におけるネットワークの強化

家族や地域のつながりが希薄化している中で、様々な悩みを抱える市民が適切な相談機関につながり、問題や悩みの解決が図られるよう医療・保健・福祉の関係機関が連携・協働して自殺対策を包括的に推進することが必要です。また、地域においては、行政及び関係機関の相談窓口や支援機関等とのネットワーク化を推進し必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

#### ○ 市民同士のつながりの強化

- ・市民同士が困った時に気軽に相談したり、声を掛け合ったりできるよう、生きがいや健康づくりの場等を活用し、市民のネットワークの強化を図ります。
- ・一人ひとりが身近な人のこころの不調のサイン（自殺の危険を示すサイン）に気づき、自殺予防に結び付く行動が取れるようになることを目指して、自殺の要因の一つであるうつ病等の精神疾患に対する正しい知識をはじめ、「自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その危機は誰にでも起こりうるもの」との理解への普及啓発を行います。
- ・すべての市民が、生きることの促進要因である夢や希望、生きがい自己肯定感を持つことを目指した普及啓発を行います。
- ・障害者や高齢者等が生きがいを持って生活し孤立しないよう社会参加を促すとともに、地域福祉コーディネーター等と連携して居場所づくりを推進します。

#### ○ 医療・保健・福祉・警察・消防など自殺対策にかかわる関係機関のネットワークの強化

- ・生きづらさを抱えている市民等の自殺のリスクが高い人を早期に発見し、必要に応じて精神医療を含む医療、保健、福祉をはじめ各関連機関が連携して支援できるようネットワークの強化を図ります。
- ・平成30年～令和4年の5年間における調布市の自殺者数のうち、13.4%に自殺未遂歴があります。自殺未遂者の自殺再企図を防ぐため、医療・保健・福祉をはじめ地域の関係機関が連携し、切れ目ない支援に努めます。

- ・自殺の背景となる健康問題、家庭問題、経済・生活問題、勤務問題、学校問題等への相談に的確に対応するため、行政、教育、警察、消防などを含む各相談・支援機関とのネットワークの場を活用します。それぞれの役割・機能等についての情報共有を図り、相互に顔の見える関係を築くなど見守り・連携協力体制の強化を図ります。
- ・複合的な課題を抱える人を支えるため、関係機関との会議等で支援に必要な情報をお互いに共有したうえで、関係機関を通じて広く周知していきます。

### ○ 重層的支援体制の整備

- ・複合的な課題を抱える人の中には、自殺リスクを抱える人が少なくないため、直接相談にあたる部署や機関でなくても、悩みや自殺の危険を示すサインに気づき、自殺予防のネットワークとして効果的かつ効率的な支援ができることを目指し、市が行う関係機関との会議の場を活用し、連携の強化を図ります。

#### <関連事業>

| 事業名                  | 事業概要   | 担当課    |
|----------------------|--|--------|
| 地区協議会の推進・自治会活動への支援   | 地域コミュニティの活性化を図るために、地区協議会の設立及び運営を支援する。調布市自治会連合協議会と協働し、自治会の加入促進やPRなど、活動支援を実施する。    | 協働推進課  |
| 要保護児童対策地域協議会の運営      | 要保護児童及びその保護者又は特定妊婦の支援を図るための協議会。代表者会議と実務者会議があり、会議内で要保護児童等の適切な保護を図るために情報交換する。      | 子ども政策課 |
| 子ども・若者支援地域協議会の運営     | 平成29年度に設置した、子ども・若者支援地域ネットワークを通して支援を行う機関、団体等のネットワーク形成を図る。                         | 児童青少年課 |
| 地域福祉の推進              | 住民主体の交流の場や地域・ボランティア活動の活性化支援を行い、地域福祉コーディネーター※を中心とした地域課題を解決する仕組みを一層充実する。           | 福祉総務課  |
| 生活支援体制整備事業           | 地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)が「協議体」ネットワークを活かし、住民主体のサービスが活性化するよう、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める。 | 高齢者支援室 |
| 地域包括支援センターの運営        | 5つの機能(個別課題解決・ネットワークの構築・地域課題の発見・地域づくり、資源開発・政策形成)をもつ地域ケア会議を地域包括ケアシステムの実現に向けて開催する。  | 高齢者支援室 |
| 調布市地域精神保健福祉ネットワーク連絡会 | 精神障害者及び発達障害者(児)とその家族に安定したサービスを提供するため、市内支援機関と情報交換、連携する。精神障害者の地域包括ケアシステムも構築する。     | 障害福祉課  |

| 事業名                | 事業概要   | 担当課       |
|--------------------|--|-----------|
| 障害児等福祉教育連携会議       | 個別記録票「i-ファイル」を協議し、福祉と教育の連携と一貫した支援のあり方を検討することにより、障害児等の健やかな成長及び発達を図る。            | 子ども発達センター |
| 自殺対策事業             | こころといのちのネットワーク会議を通して、地域の連携を図る。自殺対策予防の普及啓発を行う。ゲートキーパー養成講座を開催して、ゲートキーパーを増やす。     | 健康推進課     |
| 東京都薬物乱用防止推進調布地区協議会 | 地域に根ざした薬物乱用防止の啓発活動を推進し、薬物乱用の根絶を図る。   | 健康推進課     |
| いじめ防止対策事業          | 各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、早期発見・対応、再発予防。教育委員会いじめ防止に関する規則に基づき、調布市教育委員会いじめ問題対策協議会を設置。   | 指導室       |
| 教育支援コーディネーター室の実施   | 教育支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーを配置して関係機関と連携し、教員、児童・生徒、保護者や地域の人等の相談を受け、支援をコーディネートする。 | 指導室       |

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺を防ぐには、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている方の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく「ゲートキーパー」の存在が必要不可欠です。「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成するため、市民の認知度を上げ、研修会を幅広い分野で継続して開催するとともに、自殺予防対策を支える人材の確保、育成、資質の向上に努めます。

### ○ ゲートキーパーの養成など市民を対象とした講座の実施

- ・ 自殺について正しく理解し適切に対応できる市民を増やすため、様々な機会を通じてゲートキーパー養成講座を実施します。また、ゲートキーパーのスキルアップと自身のメンタルヘルスケアを目的としたフォローアップ講座を実施します。
- ・ 行政・民間等を問わず、様々な分野においてゲートキーパーとなる人材の育成ができるよう取組を強化します。

### ○ 地域の医療・保健・福祉分野等の職員の対応力の向上と相談員のこころのケア

- ・ 各機関で相談にあたる職員等の対応力を向上させるため、関連施設の相談窓口職員等に対してゲートキーパー養成研修を実施していきます。また、経済問題や法的問題への対応、疾病の特性の理解など、個別課題についても研修の機会の確保に努め、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に早期に気づき、その人の尊厳を保持しながら各分野の職員の観点から、適切な支援につなげられる人材の育成を図ります。
- ・ 様々な悩みや課題を抱える市民と接する相談員や職員に対し、健康相談やメンタルヘルスチェック等を実施し、相談員等のこころの健康の維持・増進を図ります。

### ○ 市役所など公的機関の職員を対象とする研修の実施

- ・ 各機関で相談にあたる職員等が対応の中で自殺のリスクを抱える人に気づく力を向上させるため、市役所の職員の観点から相談窓口職員等に対してゲートキーパー養成研修を実施しています。また、経済問題や法的問題への対応、疾病の特性の理解など、個別課題についても研修の機会の確保に努め、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に早期に気づき、その人の尊厳を保持しながら、適切な支援につなげられる人材の育成を図ります。

### ○ 教職員に対する普及啓発

- ・ 児童・生徒の自殺を予防するために、児童・生徒のSOSの受け止め方等について研修を行うなど、自殺予防の取組を推進します。
- ・ 教職員を対象とした連絡会等において、自殺予防等に関する講義・協議を行います。

<関連事業>

| 事業名                    | 事業概要   | 担当課   |
|------------------------|--|-------|
| 職員研修                   | 新任職員等を対象としたメンタルヘルス研修の実施や東京都市町村職員研修所への受講生の派遣を行い、職員のメンタルヘルスに関する基礎知識の習得を図る。   | 人事課   |
| 福祉人材養成拠点の整備            | 福祉人材の確保及び育成を総合的に推進し、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保する。                   | 障害福祉課 |
| 精神保健福祉相談<br>(スーパーバイザー) | 精神福祉士等が、職員を対象とし、福祉や医療の観点から専門的な助言や指導を行い、支援の方向性を明確にして、支援者的人材育成を図る。           | 障害福祉課 |
| 自殺対策事業（再掲）             | こころといのちのネットワーク会議を通して、地域の連携を図る。自殺対策予防の普及啓発を行う。ゲートキーパー養成講座を開催して、ゲートキーパーを増やす。 | 健康推進課 |
| リーダー養成講習会              | 中学生及び高校生学齢対象のリーダー講習会、高校生学齢以上対象のレクリエーション講習会で、青少年の健全育成を図り、地域で活躍できる人材を養成する。   | 社会教育課 |

### (3) 市民のこころとからだの健康づくりの推進

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの対応方法に関する情報を啓発することで、一人ひとりのこころの健康づくりを推進します。

また、その人が抱える悩み、様々な問題・課題に対応できるよう、精神医療を含む医療、保健、福祉をはじめ各関連施策の連動性を高め、誰もが適切な支援やサービスを利用できるよう支援します。

#### ○ 自殺やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発

- ・ 食事、運動、休養（睡眠）などの生活習慣や、こころの健康づくりに関する正しい知識、ストレスの対処方法等について、リーフレットや市ホームページ、イベントなどを通じて普及啓発を行います。
- ・ 飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しい知識の普及啓発を推進します。アルコール健康障害※の発生を予防する取組を保健所と共に有機的な連携を推進します。

#### ○ 東京都の自殺対策強化月間における普及啓発

- ・ 東京都の自殺対策強化月間（3月・9月）にあわせ、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは生きること包括的支援である」という認識やメンタルヘルスの正しい知識の普及啓発を行います。

#### ○ 相談機関、医療機関の周知啓発

- ・ こころの悩みを抱えている人、自殺を考えている人やその家族などの身近な人が、うつ病のサインなどに気付いた時に相談できるよう、相談窓口について周知啓発を進めます。
- ・ 相談者が利用しやすいように、電話、対面（来所・訪問）、メール等、様々な手法による相談体制の構築を図ります。
- ・ 就労、経済、生活の問題など、様々な悩みについて、気軽に相談できるよう関係機関が連携して相談体制の強化を図ります。
- ・ 市の生活相談や福祉相談のほか、税の窓口等あらゆる機会を通じて、生活困窮者を早めに専門窓口に繋げられるよう橋渡しをします。
- ・ 自立に向けた相談や就労・就学に関することなど、子ども若者や生きづらさを抱えた人への支援の充実を図ります。
- ・ 憂みや問題を抱える人が、支援を必要としている時に、医療機関や相談機関等を利用しやすくなるよう、各機関の相談窓口や相談内容について明示し情報提供を強化します。また自殺対策強化月間中の特別相談を周知啓発する等、情報提供の強化を図ります。

## ○ ゲートキーパーの周知啓発

- 「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは生きること包括的支援である」という認識やメンタルヘルスの正しい知識と共にゲートキーパーの存在やその役割について普及啓発を行います。

## ○ ケアラー※等への相談支援

- 各種相談業務や窓口業務の機会をとおして、様々な悩みや課題を抱えるケアラー及びケアラーを取り巻く市民に対し、こころの健康の維持・増進を図ります。
- ケアラーの身体的、精神的負担を緩和し、孤立を予防するために、レスパイト※、ショートステイ、ケアラーの集いなどの支援充実を図ります。

### <関連事業>

| 事業名                       | 事業概要  | 担当課             |
|---------------------------|---|-----------------|
| 相談事業                      | 生活、心・健康、家庭における暴力、仕事や再就職など様々な悩みに対して、専門相談員による相談を実施する。<br>性的指向及び性自認に起因する悩み、疑問、不安等に対して、専門相談員による相談を実施する。 | 多様性社会・男女共同参画推進課 |
| 配偶者暴力防止計画推進事業             | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、パープルリボンキャンペーン及びDV防止啓発を行う。DVを未然に防げるよう、若年層を対象に意識啓発のための出前講座を実施する。                  | 多様性社会・男女共同参画推進課 |
| 民間ノウハウを活用した中小企業・小規模事業者の支援 | 多摩信用金庫等の金融機関と締結した「中小企業等支援に関する包括協定」に基づき、創業・経営支援、事業承継等の事業の連携をしながら、市内中小企業を支援する。                        | 産業振興課           |
| 調布国領しごと情報広場               | ハローワーク府中の出先機関である当事業への運営の参画を行い、就労を希望する市民への職業紹介や相談などを実施する。  | 産業振興課           |
| 総合相談                      | 18歳未満の子どもと保護者の相談に専門の相談員が対応する。必要に応じ児童相談所等の関係機関と連携を図る。来所、電話、電子メールによる相談をする。                            | 子ども政策課          |
| 産前・産後支援ヘルパー事業（ベイビーすこやか）   | 産前・産後の家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、子どもの世話や家事援助を行う。   | 子ども政策課          |
| 保育相談                      | 公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談を実施する。   | 保育課             |
| 母子・父子自立支援員設置事業            | ひとり親家庭等で、自立に必要な情報提供、職業能力の向上、求職に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。                        | 子ども家庭課          |

| 事業名              | 事業概要  | 担当課       |
|------------------|---|-----------|
| 民生委員・児童委員        | 地域住民の立場に立って相談に応じるとともに、必要な援助を行い、地域の人々の生活や地域福祉の向上を目指して関係行政機関と協力して社会福祉活動を行う。 | 福祉総務課     |
| 地域包括支援センター事業     | 高齢者やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口を行う。                      | 高齢者支援室    |
| こころの健康支援センター事業   | 精神障害者の自立及び社会参加支援をすることにより、精神保健福祉の向上を図る。                                    | 障害福祉課     |
| 相談事業             | 子どもの発達に心配がある保護者や子ども施設からの相談に応じるとともに、子ども施設支援、普及啓発・保護者支援を行う。                 | 子ども発達センター |
| 健康相談（電話・面接・訪問相談） | 市民に対して健康相談、支援など行う。  | 健康推進課     |

#### (4) 児童・生徒のこころの健康づくりの推進

学校での人間関係等による様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育を推進するとともに、保護者や教職員が児童・生徒の出したSOSのサインについていち早く気づき、受け止め、対処するための啓発・情報提供を進めます。

##### ○ 命の大切さやSOSの出し方に関する教育の推進

- ・ 道徳の授業や、「いのちと心の教育」月間（12月）の取組等を通じて、児童・生徒が命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いの良さや違いを認め合うことのできる豊かな心の育成を推進していきます。
- ・ 児童・生徒が様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるために、SOSの出し方に関する教育を推進していきます。
- ・ 児童・生徒が命の大切さとともに、SOSの出し方や友人から発せられるSOSの受け止め方を学び、大人の支援を受けられるような教育等の推進を図ります。
- ・ 児童・生徒の出したSOSについて、保護者や教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの他、地域の人たちなど周囲の大人が気づき、受け止めていけるよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

##### ○ 児童・生徒のSOSを受け止められる支援体制の構築

- ・ 児童・生徒が命の大切さとともに、SOSの出し方や友人から発せられるSOSの受け止め方を学び、大人の支援を受けられるような教育等の推進を図ります。
- ・ 児童・生徒の出したSOSについて、保護者や教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの他、地域の人たちなど周囲の大人が気づき、受け止めていけるよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 発達段階に合わせてストレスマネジメントができるよう、自己肯定感や自己有用感を育むとともに、意欲、発想力、コミュニケーション力、感情のコントロール力等を伸ばし、こころの健康の維持・増進につながる取組を実施します。
- ・ 幼少期から子どもが豊かな人間性と社会性を育むことができるよう、特に子どもに関わる学校や児童館等の施設や関係機関では、虐待や家庭内暴力等の問題の早期発見に努め、適切な対処をして必要な支援を行います。

##### コラム【保健所】

<関連事業>

| 事業名                  | 事業概要   | 担当課    |
|----------------------|--|--------|
| 総合相談（再掲）             | 18歳未満の子どもと保護者の相談に専門の相談員が対応する。必要に応じ児童相談所等の関係機関と連携を図る。来所、電話、電子メールによる相談をする。       | 子ども政策課 |
| 青少年ステーション（CAPS）事業    | 中・高校生世代の健全な居場所を提供し、様々な分野の活動を支援する。専門知識を有するスタッフが事業展開を図る。また、多感な年代の様々な悩み・相談に対応する。  | 児童青少年課 |
| いじめ防止対策事業（再掲）        | 各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、早期発見・対応、再発予防。教育委員会いじめ防止に関する規則に基づき、調布市教育委員会いじめ問題対策協議会を設置。   | 指導室    |
| SOSの出し方に関する教育の推進     | DVD教材を活用して、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けさせる。   | 指導室    |
| 教育支援コーディネーター室の実施（再掲） | 教育支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーを配置して関係機関と連携し、教員、児童・生徒、保護者や地域の人等の相談を受け、支援をコーディネートする。 | 指導室    |
| 来所相談・電話相談            | いじめなど子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、相談員が対面で受け付ける。仕事の都合や家庭の事情等で来所できない場合には、電話相談も行う。       | 教育相談所  |

## (5) 自殺未遂者への支援

自殺未遂者の自殺の再企図を防ぐためには、医療機関を受診した自殺未遂者に対し、精神科医療や自殺未遂者等の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要であり、精神医療を含む医療、保健、福祉をはじめ各関連機関が連携した、継続的かつ切れ目のない支援を推進します。

### ○ 地域プラットホームづくり

- ・ 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、関係機関や民間団体が、相互に連携・協働を図ることが重要です。地域共生実現に向けた、子ども・若者支援や高齢者の見守り、精神保健福祉等、既存のプラットフォームとの連動性を高め、自殺対策に関するプラットフォームを整備する必要があります。そのため、それぞれの取組主体が果たすべき役割を明確化し、共有した上で、プラットフォーム形成により、相互の連携・協働の仕組みを整え、支援者のネットワークを活用した情報共有・相互理解・多職種協働を展開していきます。

### ○ 保健所や警察・消防・精神科病院等の連携による自殺未遂者支援

- ・ 自殺企図者の多くは複合的な要因を抱えており、自殺未遂の再発防止には、身体的・精神的治療だけでなく、その他自殺要因の改善に向けた支援も必要と言われています。こころといのちのネットワーク会議を通じて、保健所や警察・消防・精神科病院など、関係機関との連携体制の強化を図り、自殺未遂者への継続支援体制の構築や、自殺未遂者支援のための普及啓発などを実施します。

### ○ 相談窓口・支援体制の充実

- ・ 相談者が利用しやすいように、電話、対面（来所・訪問）、メール等、様々な手法による相談体制の構築を図ります。
- ・ 相談者が安心して相談できるように、窓口の整備や相談員のスキルアップを図り、相談しやすい環境づくりの推進を図ります。

### コラム【未遂者の声】

<関連事業>

| 事業名                      | 事業概要  | 担当課             |
|--------------------------|---|-----------------|
| 相談事業（再掲）                 | 生活、心・健康、家庭における暴力、仕事や再就職など様々な悩みに対して、専門相談員による相談を実施する。<br>性的指向及び性自認に起因する悩み、疑問、不安等に対して、専門相談員による相談を実施する。 | 多様性社会・男女共同参画推進課 |
| 要保護児童対策地域協議会の運営（再掲）      | 要保護児童及びその保護者又は特定妊婦の支援を図るための協議会。代表者会議と実務者会議があり、会議内で要保護児童等の適切な保護を図るために情報交換する。                         | 子ども政策課          |
| 子ども・若者支援地域協議会の運営（再掲）     | 平成29年度に設置した、子ども・若者支援地域ネットワークを通して支援を行う機関、団体等のネットワーク形成を図る。  | 児童青少年課          |
| 生活保護施行に関する事務             | 地区担当員・就労支援員・健康管理支援員等による支援を行う。   | 生活福祉課           |
| 友愛訪問事業                   | 高齢者の住居に原則週1回訪問し、安否確認とともに、1回概ね1時間話し相手になることにより、孤独感を和らげる。市からの補助により社会福祉協議会を実施する。                        | 高齢者支援室          |
| 認知症サポーター養成講座             | 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。                                  | 高齢者支援室          |
| 障害者相談支援事業                | 障害者及びその家族の相談に応じ、情報の提供及び助言し、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。                          | 障害福祉課           |
| 障害者基幹相談支援センター事業          | 市内の障害者（児）に対し、必要な情報提供や各種機関の紹介、障害福祉サービス等の利用援助、その他支援を行うことにより、障害者（児）の自立と社会参加の促進を図る。                     | 障害福祉課           |
| 調布市地域精神保健福祉ネットワーク連絡会（再掲） | 精神障害者及び発達障害者（児）とその家族に安定したサービスを提供するため、市内支援機関と情報交換、連携する。精神障害者の地域包括ケアシステムも構築する。                        | 障害福祉課           |
| 健康相談（電話・面接・訪問相談）（再掲）     | 市民に対して健康相談、支援など行う。  | 健康推進課           |

## (6) 自死遺族等への支援

遺された親族等を支援するため、必要かつ適切な情報の提供、相談体制の充実に努めるとともに、自死遺族等の自助グループの情報提供を進めます。

### ○ 自死遺族等への情報提供

- ・ 遺族等が必要な時期やそのニーズに応じた支援が受けられるよう、公的機関や民間団体が連携して、遺族等の支援に取り組む公的機関や民間団体を周知します。
- ・ 遺された人に起こりうるこころと身体の変化や生活上の変化について、リーフレット等を用いて適切な情報提供を行います。

### ○ 相談窓口・支援体制の充実(再掲)

- ・ 相談者が利用しやすいように、電話、対面（来所・訪問）、メール等、様々な手法による相談体制の構築を図ります。
- ・ 相談者が安心して相談できるように、窓口の整備や相談員のスキルアップを図り、相談しやすい環境づくりの推進を図ります。

### コラム【明さんに依頼】

#### <関連事業>

| 事業名                  | 事業概要   | 担当課    |
|----------------------|--|--------|
| 地域包括支援センター事業（再掲）     | 高齢者やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口を行う。                           | 高齢者支援室 |
| 障害者相談支援事業（再掲）        | 障害者及びその家族の相談に応じ、情報の提供及び助言し、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。     | 障害福祉課  |
| 障害者基幹相談支援センター事業（再掲）  | 市内の障害者（児）に対し、必要な情報提供や各種機関の紹介、障害福祉サービス等の利用援助、他の支援を行うことにより、障害者（児）の自立と社会参加の促進を図る。 | 障害福祉課  |
| 健康相談（電話・面接・訪問相談）（再掲） | 市民に対して健康相談、支援など行う。   | 健康推進課  |

## 2 重点施策

### (1) 子ども・若者の自殺対策の推進

子ども・若者世代に対して、各年齢層に対応する適切な支援が求められることから、学校、就労、生活支援、子育て等子ども・若者を取り巻く幅広い分野が連携しながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援につなげていきます。

#### ○ 困難を抱える子どもに対する相談支援

- ・ 悩みや困難を抱える児童・生徒が身近なところで相談できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用などにより相談体制の充実を図ります。
- ・ ヤングケアラー※を早期に発見し適切な支援につなげができるよう、子どもやその家族の支援に関わる関係機関との連携強化を図るとともに、ヤングケアラーに関する正しい知識や様々な支援内容の普及啓発に努めます。
- ・ 児童・生徒がいじめや不登校をはじめとした様々な悩みについて相談機関へ相談しやすくなるよう普及啓発をします。
- ・ 各年齢層に合わせて、チラシやポスター、SNS等を活用した周知をします。

#### コラム【ヤングケアラー（検討中）】

#### ○ 困難を抱える若者に対する相談支援

- ・ 進学や就職、友人関係、家庭生活（ひきこもり等）等の困りごとについて相談に応じ、面談、電話、訪問等により悩みを軽減できるよう支援します。
- ・ 大学等と連携し、若者が抱えている悩みや、その悩みにどのように対応していくかを若者自らが考えていくことを目的とした講演会を企画・運営していきます。
- ・ 子育てる若者が育児不安や育児の悩みを抱えながら孤立しないよう、母子健康手帳交付時の面接や、乳幼児健診等での子育て相談を通して困りごとを把握し妊娠期から子育て期にわたり、ニーズに寄り添った切れ目のない支援の充実を図ります。
- ・ 子育てサービスや相談体制等の整備を図り、子育てる若者の育児負担や育児不安を軽減することで、将来の希望が持てるように、子育て環境の整備に努めます。
- ・ 生活状況に応じて、保育園や学童クラブ、ショートステイ、一時預かり等、子育てる若者の代わりに子どもを預かるサービスの活用により、負担軽減に努めます。

## ○ 保護者に対する相談支援

- ・ 各種相談窓口の周知啓発・情報提供を行います。
- ・ 各種の相談窓口で保護者の悩みに寄り添い、子育ての困難感を軽減できるよう各関係機関と連携し、支援します。

## コラム【子ども・親の相談窓口一覧】

## ○ 教職員に対する普及啓発

- ・ 児童・生徒の自殺を予防するために、教職員が児童・生徒のSOSを受け止められること、必要時に適切な機関等へ相談できる力を身に付けることを目的とした研修を行う等、自殺予防の取組を推進します。

## ○ 関係機関との連携強化

- ・ 子ども・若者やその家族を対象として電話やメール、対面（来所・訪問）等による様々な相談を実施し、幅広い分野にまたがる子ども・若者が抱える問題の相談を受け付け、適切な支援や専門機関につなぐことで、子ども・若者の自立を後押しします。また、調布市子ども・若者支援地域ネットワークを活用して、行政のみならず、地域で活動している様々な支援機関や団体との連携による支援を行います。
- ・ 子ども家庭支援センター、児童館、青少年交流館、子ども・若者総合支援事業（ここあ）、調布市青少年ステーションCAPSなど、子ども・若者やその保護者、家族が安心して過ごせる地域の居場所づくりを行います。
- ・ 子ども・若者等の孤立を防ぎ、夢や希望を育めるよう、気軽に参加できる居場所の提供とその周知を図るとともに、民間のピアサポート事業を支援します。
- ・ 自殺の要因の1つであるうつ病等の治療や生活支援が適切に受けられるよう、精神医療を含む医療、保健、福祉をはじめ各関連機関の連携強化を図ります。

## コラム【自立とは（ここあに依頼）】

<関連事業>

| 事業名  | 事業概要  | 担当課    |
|--|---|--------|
| ちようふ若者サポートステーション                               | 困難を抱える若者（15～49歳）の職業的自立を支援するため、面接や個別相談を行う。   | 産業振興課  |
| 総合相談（再掲）                                       | 18歳未満の子どもと保護者の相談に専門の相談員が対応する。必要に応じ児童相談所等の関係機関と連携を図る。来所、電話、電子メールによる相談をする。          | 子ども政策課 |
| 一時預かり事業（すこやか保育）                                | 子育てから離れてリフレッシュしたいときなど、理由を問わず、一時的に子どもの保育をする。                                       | 子ども政策課 |
| 保育事業   | 就労・疾病等で乳児の養育ができない保護者に代わり、児童の健全育成を図る。認可・小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内保育・認可外がある。               | 保育課    |
| 通信制高校卒業支援事業給付金                                 | ひとり親家庭の親及びその児童が、通信制高校に在籍し、併用してサポート校に通学する場合に1ヶ月あたり25,000円の給付金を支給する。                | 子ども家庭課 |
| 相談・居場所事業                                       | 概ね15歳以上の不登校、無業、ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けた計画的な支援を行う。相談、居場所の提供による支援を行う。（子ども・若者総合支援事業※）    | 児童青少年課 |
| 子どもの相談室<br>個別相談（こころ・ことば・うんどう）<br>ことばを育てるふれあい遊び | 子どもの健康や発達、育児等に関する相談について言語聴覚士、心理士、作業療法士等の専門職が個別・集団で対応する。また、グループワークを通じて保護者同士の交流を図る。 | 健康推進課  |
| 教育支援コーディネーター室の実施（再掲）                           | 教育支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーを配置して関係機関と連携し、教員、児童・生徒、保護者や地域の人等の相談を受け、支援をコーディネートする。    | 指導室    |

## (2) 勤労者の自殺対策の推進

ライフ・ワーク・バランスの確保やライフステージ各種ハラスメントの防止・解決のための啓発や相談窓口の周知及び情報提供を行っていきます。

また、労働者や経営者等に対する相談窓口の情報提供を行います。

### ○ 経営・就労に関する相談窓口等の周知啓発

- ・長時間労働によるうつ病等を減らし、健康を保てるよう、勤労者にライフ・ワーク・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策の普及啓発を図るとともに、相談体制の整備・充実を推進します。
- ・市内事業者・経営者に対し、経営に関する相談が気軽にできる環境を整えます。また調布市産業労働支援センターと医療、保健、福祉をはじめ各関係機関等との連携を深めることで、相談しやすい環境づくりに努めます。
- ・市内の勤労者へは職業相談や職業紹介相談等、相談できる機関の存在について、チラシを配布するなど広く周知します。
- ・市内の中小企業の事業資金融資あっせん制度の利用相談の際、必要に応じて経営、債務、生活相談などの相談窓口を紹介します。
- ・就労に関するトラブルの未然防止や解決の参考となる、労働法の知識と相談窓口が掲載されている「ポケット労働法」を多くの人に知ってもらえるよう周知します。

### ○ 職域におけるメンタルヘルス対策の普及啓発

- ・中小企業の経営者と従業員に、多摩東部地域産業保健センター等の相談窓口を紹介します。
- ・調布市商工会等と連携して就労者・経営者等向けのメンタルヘルス研修を実施します。
- ・中小企業を対象とした経営セミナー等の場を活用し、ゲートキーパーの養成やメンタルヘルスに関する情報提供をします。
- ・自殺の要因の1つであるうつ病等の治療が適切に受けられるよう、精神医療を含む医療、保健、福祉をはじめ各関係機関の連携強化を図ります。
- ・ハラスメント問題については、人権身の上相談や女性を対象とした仕事や生活に関する相談、東京都労働相談情報センターなど、相談窓口を広く周知します。

### ○ 働きやすい職場環境づくりの推進に向けた取組

- ・ライフ・ワーク・バランスの確保については、国や東京都の多様な働き方等に関する情報を市ホームページ等で発信します。
- ・様々な背景から、人間関係の構築のしづらさを感じている人でも働きやすい職場環境づくりについて、事業所への啓発や情報発信を行います。

○ ライフステージに応じた働き方の推進に向けた取組

- ・リモートワークやフレックスタイム制度の導入など柔軟な勤務形態の導入に関する事業所への働きかけや情報発信を行います。
- ・育児休業や介護休業など、ライフイベントに応じた休暇制度の整備について、事業所への啓発を行います。

<関連事業>

| 事業名                           | 事業概要   | 担当課    |
|-------------------------------|--|--------|
| 民間ノウハウを活用した中小企業・小規模事業者の支援（再掲） | 多摩信用金庫等の金融機関と締結した「中小企業等支援に関する包括協定」に基づき、創業・経営支援、事業承継等の事業の連携をしながら、市内中小企業を支援する。 | 産業振興課  |
| 中小企業事業資金融資あっせん                | 市内の中小企業者等に対して、経営に必要な資金の融資をあっせんし、金融機関から融資を受ける際にかかる利子及び信用保証料の一部補助を行う。          | 産業振興課  |
| ひとり親家庭の就労支援事業                 | ひとり親家庭の就労の相談に応じ、ハローワークと連携し、自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定を図る。   | 子ども家庭課 |
| 調布市シルバー人材センター運営費補助事業          | 健康で働く意欲のある高年齢者に対して、就業の機会を提供するとともに、活力ある地域づくりに寄与する調布市シルバー人材センターを支援する。          | 高齢者支援室 |
| 障害者就労支援事業（ちょうふだぞう）            | 障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労を促進する。         | 障害福祉課  |
| 障害者就労支援事業（こころの健康支援センター）       | 精神障害者等が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労を促進する。      | 障害福祉課  |

### (3) 高齢者の自殺対策の推進

高齢者を地域や家庭のなかで孤独にさせないための居場所づくりや見守りを行うとともに、いきいきとした心を持続させるために高齢者の社会参加の促進を図ります。

#### ○ 相談窓口の周知啓発

- ・身近な地域で気軽に相談や情報提供を受けられる窓口として、調布市地域包括支援センターのより一層の周知啓発を図ります。また、成年後見制度などの専門的な相談について、関係機関や相談窓口につなげます。
- ・相談窓口まで出向くことが難しい方に対しては、電話や訪問等による対応を行います。

#### ○ 支援体制の充実

- ・住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域全体で見守っていくことを目的とした見守りネットワーク事業や、調布市地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ・市のホームページやポスター等の媒体を活用し、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、地域支え合い推進員、地域福祉コーディネーター、ごみ収集スタッフなどの協力を得ながら、見守りネットワークについて周知していきます。
- ・見守りの必要性や見守るポイントを、市民やケアマネジャー等に分かりやすく説明する講座や、ゲートキーパー養成講座を行います。

#### ○ 社会参加と生活支援の推進

- ・配偶者をはじめとした家族等との死別・離別からのうつ病や、閉じこもりによる孤立を防ぐため生活支援サービスの充実を図ります。
- ・孤独・孤立を防ぐため、見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行います。
- ・介護予防普及啓発事業や地域リハビリテーション活動支援事業等を活用し、社会福祉協議会など関係機関との連携により、社会参加を推進します。
- ・生きがいや地域活動、健康、介護予防、医療など高齢者の生活を豊かにする情報を提供します。
- ・調布市地域包括支援センターやケアマネジャー、地域支え合い推進員、地域福祉コーディネーター等が連携して、居場所づくりや調布市全体での支え合いの地域づくりを推進します。

#### ○ 住環境の整備

- ・住宅確保要配慮者※の居住の確保が図れるよう、公営住宅や民間賃貸住宅への入居等の促進を図るため、居住支援協議会※を中心とした居住支援に取り組みます。

## ○ 関係機関との連携の強化

- ・自殺の背景には、うつ病をはじめとする様々な精神疾患が関連することが多いと言われていますが、治療を受けていない方々も多くいます。生活の中で起こるさまざまな要因が複雑に結びついて発症するうつ病は、その発症要因の一つに、認知症があります。早期治療につながり適切にケアが受けられるよう、精神医療を含む医療、保健、福祉をはじめ、各関係機関との連携強化を図ります。
- ・かかりつけ医等が自殺のリスクが高いと思われる人を、専門医や専門医療機関に適切につなぐことができるよう、医療機関への情報発信や各関係機関との連携強化を図ります。

### <関連事業>

| 事業名              | 事業概要   | 担当課    |
|------------------|--|--------|
| 利用者サポート事業        | 成年後見制度に係る相談業務を通じ、認知症高齢者や知的障害等の判断能力が不十分な人の心身や財産が侵害されたり、自ら権利行使が十分にできなかつたりする時に支援する。 | 福祉総務課  |
| 高齢者住宅（シルバーピア）    | 高齢者の住宅で、安心して生活できるよう、各種安全設備、管理人が設置され、安否確認や、日常の相談に応じる。（住宅課との協同事業）                  | 高齢者支援室 |
| 友愛訪問事業（再掲）       | 高齢者の住居に原則週1回訪問し、安否確認とともに、1回概ね1時間話し相手になることにより、孤独感を和らげる。市からの補助により社会福祉協議会を実施する。     | 高齢者支援室 |
| 地域包括支援センター事業（再掲） | 高齢者やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口を行う。                             | 高齢者支援室 |
| 健康づくり事業          | 高齢者が元気で生きがいを持って自立した生活を続けていけるよう、既存の社会資源を活用した高齢者のための健康づくり事業を実施する。                  | 高齢者支援室 |

## (4) 様々な生きづらさを抱えた人の自殺対策の推進

女性の自殺対策として、妊娠や出産に対する正しい知識の普及に努めるとともに、予期せぬ妊娠や生活上の不安など悩みを抱える妊婦や子育て中の方などに対して、電話、対面（来所、訪問）等の適切な相談支援、自立支援等を実施します。また、ひとり親や配偶者からの暴力等の様々な困難を抱える女性に対しても同様に、相談支援や自立支援等を実施します。

生活困窮の状態や生活困窮に陥る可能性がある方が、一人で孤立し追いつめられることがないよう、相談者に寄り添い、相談者自身の力で課題を解決し、これから的人生を生きていくための力を高めていけるような相談や制度支援を実施していきます。

### ○ 困難を抱える女性への相談支援

- ・保護者が育児不安や育児の悩みを抱えながら孤立しないよう、母子健康手帳交付時の面接や、乳幼児健診等での子育て相談を通して困りごとを把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ります。
- ・必要時、子育てサービスや相談体制等の整備を図り、保護者の育児負担や育児不安を軽減することで、家庭において子どもの夢や希望、自信や自尊心が育めるように、子育て環境の整備に努めます。
- ・ひとり親家庭やその関係者に対し、就業、養育費、面会交流など生活全般の相談支援や各種支援制度等の周知啓発を実施し、自立支援と生活の安定化を図ります。
- ・配偶者等からの暴力被害者や夫婦問題、生き方や人間関係等の相談支援を実施するとともに、各種悩みに応じた相談窓口の周知啓発を実施します。
- ・ハラスメント問題については、人権身の上相談や女性を対象とした仕事や生活に関する相談、東京都労働相談情報センターなど、相談窓口を広く周知します。

### ○ ジェンダーに配慮した相談支援

- ・ジェンダーや性の多様性についての理解を深めるための周知啓発に努めるとともに、相談窓口に関する情報提供を実施します。
- ・L G B T等性的マイノリティ（性的少数者）※の方が悩みを打ち明けられる環境を整えるため、関係機関において相談員のスキルアップや体制のネットワーク化を進めます。

### ○生活困窮者や失業者等を含む対策や相談支援

- ・就労、経済、生活の問題など、様々な悩みに応え、生活の基盤を支えるための各種相談体制の強化・周知を図ります。
- ・福祉、就労、教育、財務及び住宅等の各分野の相談窓口が早期に包括的な支援をし、重層的なセーフティネットの構築により、課題がより複雑化・深刻化する前に、生活困窮者の自立支援に向けた取組を実施します。
- ・高齢、障害、病気などを持った家族の介護、子育てなどを起因とする、複合的な問題を

抱える人について、各分野で支援対策を進めています。

- ・最後のセーフティネットである生活保護制度の情報を必要な人に届け、制度利用につながるよう周知や相談体制の整備を図ります。
- ・住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、生活支援、居住支援を行う東京都のサポートセンター（TOKYOチャレンジネット）を活用できるよう周知を行います。

○ 多重債務問題に関する相談支援

- ・各種相談窓口等の職員に対し、多重債務問題の現状、国及び都の取組状況を周知し、多重債務問題への取組を推進します。
- ・消費生活に関する相談窓口や法律専門家に相談者をつなぐ多重債務相談「多重債務110番」など、専門の相談機関、関係機関の紹介を行い、多重債務者の救済、支援につなげていきます。
- ・東京都多重債務者生活再生事業など専門相談窓口へつなげることで、多重債務問題の解決を図り、生活の再生を支援します。

コラム【ジェンダー】

<関連事業>

| 事業名              | 事業概要  | 担当課                     |
|------------------|---|-------------------------|
| 市政情報の情報発信        | 市報、ホームページなどの様々な媒体で情報発信を行うことにより、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を市民等に提供する。                    | 広報課                     |
| 市税の収納・徴収業務       | 特別な事情で市税を納期限までに納付することが困難な方のための相談を実施している。必要に応じて税の減免や生活支援などの市の制度等を案内している。                             | 納税課                     |
| 消費生活相談事務         | 市民の消費者トラブルに迅速に対応できるよう、専門の消費生活相談員が、来所、電話による相談を受ける。消費者被害を未然に防止するための講座等啓発事業を行う。                        | 文化生涯<br>学習課             |
| 相談事業（再掲）         | 生活、心・健康、家庭における暴力、仕事や再就職など様々な悩みに対して、専門相談員による相談を実施する。<br>性的指向及び性自認に起因する悩み、疑問、不安等に対して、専門相談員による相談を実施する。 | 多様性社会・<br>男女共同参画<br>推進課 |
| 児童虐待防止センター事業     | 児童虐待防止ホットラインによる通告・相談の受付、虐待通告による現場の確認等、児童虐待の早期・対応、児童相談所等と連携し、見守りが必要な家庭の支援を行う。                        | 子ども政策課                  |
| 保育コンシェルジュ配置事業    | 保育コンシェルジュが相談に応じ、それぞれのニーズに合ったサービスの情報を提供することで保護者の選択肢を増やすとともに、待機児童の減少を図る。                              | 保育課                     |
| ひとり親家庭の相談支援事業    | ひとり親家庭の親及び子どもの相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、課題の解決のため、学校等関係機関との連絡調整を行う。（子ども・若者総合支援事業※）                      | 子ども家庭課                  |
| ひとり親家庭の学習支援事業    | ひとり親家庭の親及び子どもの学習習慣の獲得、ボランティア等による将来への展望の獲得、他者交流、自己肯定感の回復などをめざす。（子ども・若者総合支援事業）                        | 子ども家庭課                  |
| 相談・居場所事業（再掲）     | 概ね15歳以上の不登校、無業、ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けた計画的な支援を行う。相談、居場所の提供による支援を行う。（子ども・若者総合支援事業※）                      | 児童青少年課                  |
| 民生委員・児童委員（再掲）    | 地域住民の立場に立って相談に応じるとともに、必要な援助を行い、地域の人々の生活や地域福祉の向上を目指して関係行政機関と協力して社会福祉活動を行う。                           | 福祉総務課                   |
| 生活保護施行に関する事務（再掲） | 地区担当員・就労支援員・健康管理支援員等による支援を行う。   | 生活福祉課                   |

| 事業名                          | 事業概要   | 担当課    |
|------------------------------|--|--------|
| 生活困窮者自立支援事業（調布ライフサポート）       | 離職や失業等による生活困窮者の相談窓口（自立相談支援機関）で、一人ひとりの状況に応じた生活支援を検討・実行し生活困窮者の生活再建を図る。     | 生活福祉課  |
| 緊急援護資金貸付事業                   | 生活困窮の世帯に対して、緊急援護資金の貸付けを行う。   | 生活福祉課  |
| 家族介護者支援事業                    | 認知症の「だれでもカフェ」、介護者・当事者のコミュニティカフェ開設を支援。介護者支援の「ケアラーネットワークマップ」を全戸配布する。       | 高齢者支援室 |
| 健康相談（電話・面接・訪問相談）（再掲）         | 市民に対して健康相談、支援などを行う。  | 健康推進課  |
| 住宅確保要配慮者相談窓口設置事業（住まいぬくもり相談室） | 窓口相談業務を委託し、専門の相談員を設置し生活困窮状況を把握する。市内の不動産店と連携し民間賃貸住宅のマッチングを行う。             | 住宅課    |
| 調布市民間賃貸住宅仲介支援・債務保証事業の助成金     | 住宅確保要配慮者相談窓口などで相談をし、民間賃貸住宅に実際に入居した際、不動産仲介手数料や民間の保証会社を利用した際の初回の保証料を助成する。  | 住宅課    |
| 来所相談・電話相談（再掲）                | いじめなど子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、相談員が対面で受け付ける。仕事の都合や家庭の事情等で来所できない場合には、電話相談も行う。 | 教育相談所  |

### 3 計画の成果指標

国は、令和4年10月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、令和8年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることを、国が進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえ、調布市では、以下を目標に計画を推進していきます。

| 全体目標  | 令和5年<br>現状値 | 令和11年<br>目標値 |
|-------|-------------|--------------|
| 自殺者数  | 46人         | 30人          |
| 自殺死亡率 | 19.3        | 14.1         |

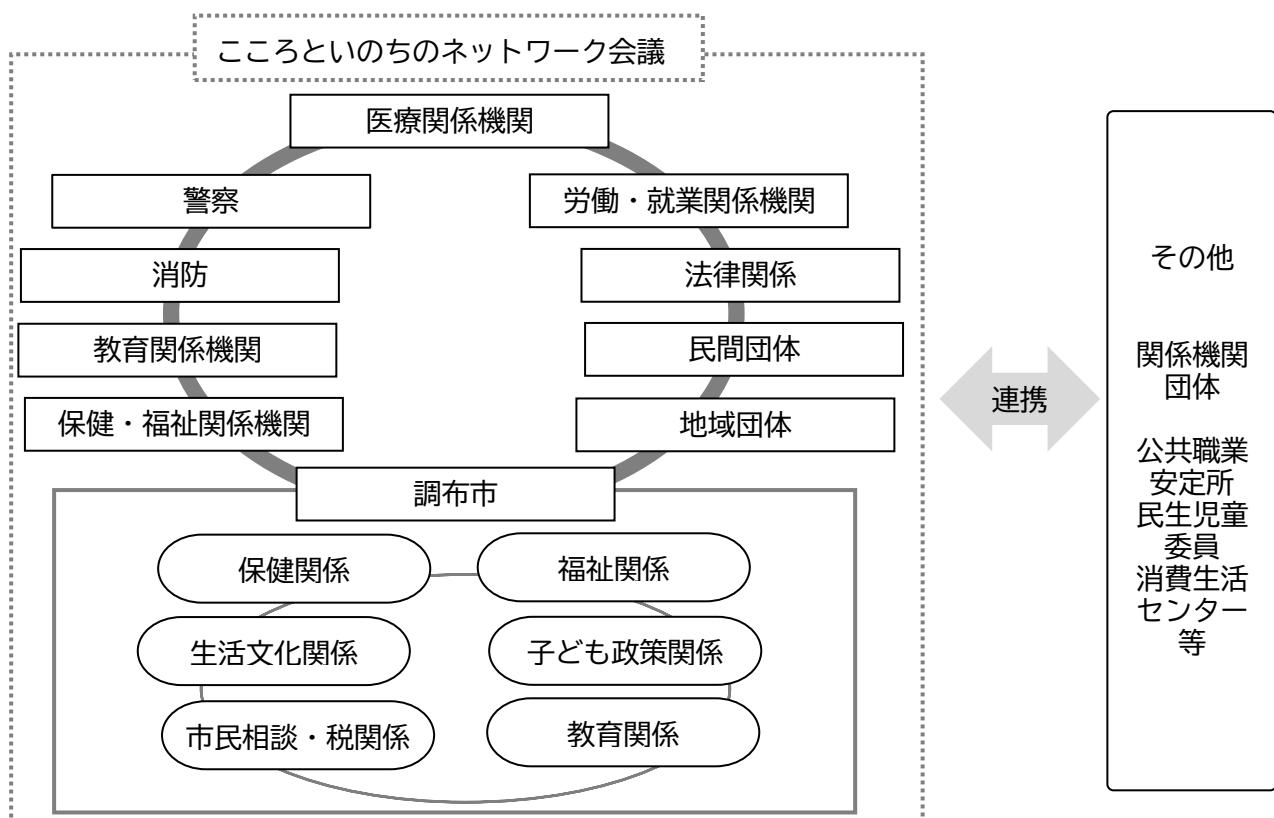


## 1 自殺対策の推進

自殺対策計画は、調布市みんなの健康・食育プラン（第4次）の基本施策「休養とこころの健康づくり」と関連するものです。

この計画の推進においては、自殺の危機的要因の解消や複雑化の防止に向けて地域のネットワークを強化し、連携を深めるために、実務者で構成する「こころといのちのネットワーク会議」を開催します。このネットワーク会議は個別事例を検討するものではなく、各関係機関の取組を共有し、連携の仕方を検討することで個別事例の相談・支援に活かしていくことを目指すものです。社会的な要因を含め、生きることを支えるための支援を包括的に推進していきます。

〈地域のネットワークのイメージ図〉

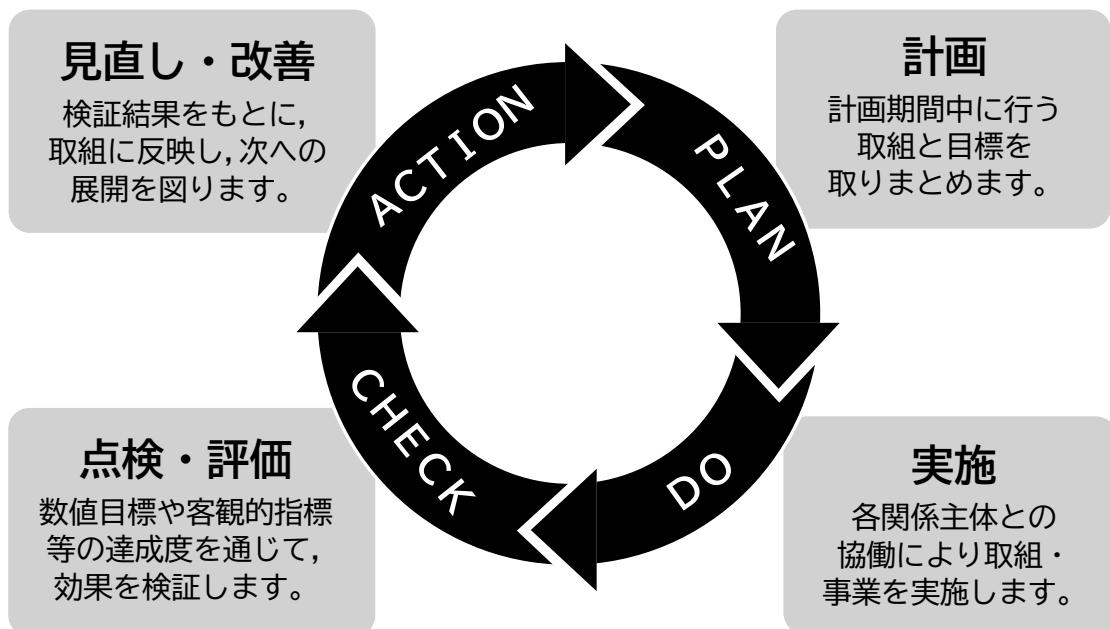


## 2 進行管理

計画の着実な推進を図るため、進行管理に当たっては、健康づくり推進協議会で毎年度取組の確認を行い、進捗状況を把握したうえで次年度の取組にいかしていくなど、P D C Aサイクル（計画-実施-点検・評価-見直し・改善）による効果的な運営を目指します。

また、自殺対策は、教育、子育て、高齢福祉などの分野とも密接な関係があることから、庁内外の関係部署（機関）と横断的な連携に引き続き取り組んでいきます。

P D C Aサイクルのイメージ



## <参考資料> 関連事業一覧

| 調布市自殺対策計画に関する事業 |                    |  | 基本施策   |   |   |                        |                     |   | 重点施策                              |                    |             |                       |                    |                    |                         |
|-----------------|--------------------|--|--|---|---|------------------------|---------------------|---|-----------------------------------|--------------------|-------------|-----------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|
| 担当部名            | 担当課名               | 事業名  | 事業概要   |   |   | ① フォーラム強化<br>地域におけるネット | ② 材の育成<br>自殺対策を支える人 | ③ 健康づくりの推進<br>市民の「ここにいる」とか「ただの」健康づくりの推進 | ④ 健康づくり・生徒の「ここにいる」とか「ただの」健康づくりの推進 | ⑤ 援助<br>自殺未遂者等への支援 | ⑥ 自死遺族等への支援 | ① 対策の推進<br>子ども・若者への自殺 | ② の推進<br>勤労者への自殺対策 | ③ の推進<br>高齢者への自殺対策 | ④ 様々な生きづらさを抱えた人の自殺対策の推進 |
| 行政経営部           | 広報課                | 市政情報の情報発信  | 市報、ホームページなどの様々な媒体で情報発信を行うことにより、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を市民等に提供する。 |   |   | ○                      | ○                   | ○                                       | ○                                 | ○                  | ○           | ○                     | ○                  | ○                  |                         |
| 総務部             | 総務課                | 情報公開制度<br>(公文書資料室)   | 市政情報は、市民と市との共有財産と認識し、公正で開かれた市政運営を図るため、昭和63年度から情報公開制度を実施している。相談リーフレットを配架し、啓発する。   |   |   |                        |                     |   |                                   |                    |             |                       |                    |                    |                         |
| 人事課             | ワーク・ライフ・バランスの推進    | 「調布市人材育成総合プラン」に位置付けた調布市特定事業主行動計画第八次行動計画に基づき、職場環境の整備に取り組み、性別・年齢・障害の有無に関わらず、多様な人材が個性と能力を最大限発揮し、活躍できる職場環境づくりを進める。   |  |   |   |                        |                     |   |                                   |                    |             |                       |                    |                    |                         |
|                 | 職員研修               | 新任職員等を対象としたメンタルヘルス研修の実施や東京都市町村職員研修所への受講生の派遣を行い、職員のメンタルヘルスに関する基礎知識の習得を図る。   |  |   | ○ |                        |                     |   |                                   |                    |             |                       |                    |                    |                         |
|                 | 職員の健康相談            | 産業医(内科・精神科)・公認心理師・精神保健福祉士による職員の健康についての不安や人間関係等に対する専門相談や、保健師による随時相談を実施する。   |  |   |   |                        |                     |   |                                   |                    |             |                       |                    |                    |                         |
|                 | 過重労働による健康障害防止対策    | 下記の基準による超過勤務時間数(正規の勤務時間の終了時刻から退勤時刻までの時間数)があった職員に対し、産業医が面接を実施する。(1)及び(2)の場合は面接を必須とし、(3)の場合は職員の申し出による。<br>(1)単月100時間以上<br>(2)2~6箇月平均で月80時間超<br>(3)単月80時間超100時間未満 |  |   |   |                        |                     |   |                                   |                    |             |                       |                    |                    |                         |
|                 | ストレスチェック<br>(法定事業) | 職員にチェックシートを実施し個人及び各職場におけるストレス度を分析する。高ストレス者で希望者に産業医面談を実施し、人事担当者とも共有し職場における改善を図る。集団分析結果について、所属長に対し説明会を実施するとともに結果を返却する。   |  |   |   |                        |                     |   |                                   |                    |             |                       |                    |                    |                         |
|                 | 管財課                | 調布市市庁舎電話案内及び総合受付案内業務   | 来庁者に対する施設の案内及び外部からの電話対応や受付・関係各課への案内等、あらゆる状況に対応できるよう市民サービスの提供に努め、円滑な施設の運営を図る。     |   |   | ○                      | ◎                   |   |                                   |                    | ○           | ○                     |                    |                    |                         |
| 市民部             | 納税課                | 市税の収納・徴収業務   | 特別な事情で市税を納期限までに納付することが困難な方のための相談を実施している。必要に応じて税の減免や生活支援などの市の制度等を案内している。          | ◎ |   |                        |                     |   |                                   |                    |             | ◎                     |                    |                    |                         |
|                 |                    | 保険税の収納、徴収業務  | 国民健康保険税の徴収に係る業務を行う。特別な事情により、納期限までの納付が困難な事案については納付計画の相談を受ける。                      |   |   |                        |                     |   |                                   |                    |             |                       |                    |                    |                         |

| 調布市自殺対策計画に関連する事業 |                       |   | 基本施策  |                       |                     |                                   |                          |                   | 重点施策        |                   |                |                |                            |
|------------------|-----------------------|---|---|-----------------------|---------------------|-----------------------------------|--------------------------|-------------------|-------------|-------------------|----------------|----------------|----------------------------|
| 担当部名             | 担当課名                  | 事業名   | 事業概要  | ① フォーク強化<br>地域におけるネット | ② 自殺対策を支える人<br>材の育成 | ③ 健康づくりの推進<br>市民のニーズとからだの健康づくりの推進 | ④ 児童・生徒のニーズとからだの健康づくりの推進 | ⑤ 援助<br>自殺未遂者等への支 | ⑥ 自死遺族等への支援 | ① 子ども・若者への自殺対策の推進 | ② 勤労者への自殺対策の推進 | ③ 高齢者への自殺対策の推進 | ④ 様々な生きづらさを抱えた人への生きづらさを抱える |
| 市民相談課            | 市民相談課                 | 心の相談事業  | 市民の日常生活での人間関係や生き方などの心の悩み事に対して、臨床心理士や専門相談員による相談を実施している。  |                       |                     | ◎                                 | ○                        | ○                 | ○           | ○                 | ○              | ○              | ○                          |
|                  |                       | 家庭相談事業  | 市民の日常生活での夫婦・親子などの家庭の悩み事に対して、専門相談員による相談を実施している。  |                       |                     | ◎                                 | ○                        | ○                 | ○           | ○                 | ○              | ○              | ○                          |
|                  |                       | 各種相談事業の情報交換のための庁内会議   | 市民により良い対応が出来るよう、庁内、庁外を含め、窓口職場における相談業務担当者と意見交換、情報交換を行うことで、情報の共有化を図る。                                 | ◎                     |                     |                                   |                          |                   |             |                   |                |                |                            |
| 生活文化スポーツ部        | 文化生涯学習課               | 消費生活相談事務  | 市民の消費者トラブルに迅速に対応できるよう、専門の消費生活相談員が、来所、電話による相談を受ける。消費者被害を未然に防止するための講座等啓発事業を行う。                        | ○                     |                     |                                   |                          |                   |             |                   |                | ◎              |                            |
|                  | 協働推進課                 | 地区協議会の推進・自治会活動への支援  | 地域コミュニティの活性化を図るために、地区協議会の設立及び運営を支援する。調布市自治会連合協議会と協働し、自治会の加入促進やPRなど、活動支援を実施する。                       | ◎                     |                     |                                   |                          |                   |             |                   |                |                |                            |
|                  | 多様性社会・男女共同参画推進課       | 相談事業  | 生活、心・健康、家庭における暴力、仕事や再就職など様々な悩みに対して、専門相談員による相談を実施する。<br>性的指向及び性自認に起因する悩み、疑問、不安等に対して、専門相談員による相談を実施する。 |                       |                     | ◎                                 |                          | ○                 |             | ○                 | ○              | ○              |                            |
| 産業振興課            | 多様性社会・男女共同参画推進課       | 配偶者暴力防止計画推進事業   | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、パープルリボンキャンペーン及びDV防止啓発を行う。DVを未然に防げるよう、若年層を対象に意識啓発のための出前講座を実施する。                  |                       |                     | ◎                                 |                          |                   |             | ○                 |                | ○              |                            |
|                  |                       | 民間ノウハウを活用した中小企業・小規模事業者の支援   | 多摩信用金庫等の金融機関と締結した「中小企業等支援に関する包括協定」に基づき、創業・経営支援、事業承継等の事業の連携をしながら、市内中小企業を支援する。                        |                       |                     | ○                                 |                          |                   |             |                   | ◎              |                |                            |
|                  | 産業労働支援センターによる新たな創業の支援 | 中小企業診断士等の経営アドバイザーによる創業経営相談、よろず経営相談（出張相談）を行う。起業の場として、創業支援施設（スマートオフィス）の貸出をする。 |   |                       |                     | ○                                 |                          |                   |             |                   | ◎              |                |                            |
|                  | 中小企業事業資金融資あっせん        | 市内の中小企業者等に対して、経営に必要な資金の融資をあっせんし、金融機関から融資を受ける際にかかる利子及び信用保証料の一部補助を行う。         |   |                       |                     | ○                                 |                          |                   |             |                   | ◎              |                |                            |
|                  | ちようふ若者サポートステーション      | 困難を抱える若者（15～49歳）の職業的自立を支援するため、面接や個別相談を行う。                                   |   |                       |                     | ○                                 |                          |                   |             | ◎                 | ○              |                |                            |
|                  | 調布市勤労者互助会事業補助金        | 共済給付や健康増進に係る事業や親睦余暇活動などの事業を実施している互助会への補助金によって、市内の中小企業等で働く方を支援する。            |   |                       |                     | ○                                 |                          |                   |             |                   | ◎              |                |                            |

| 調布市自殺対策計画に関連する事業 |            |                               | 基本施策   |   |   |                      |                     |            | 重点施策                 |                   |             |                   |                |                |                          |
|------------------|------------|-------------------------------|--|---|---|----------------------|---------------------|------------|----------------------|-------------------|-------------|-------------------|----------------|----------------|--------------------------|
| 担当部名             | 担当課名       | 事業名                           | 事業概要   |   |   | ① ワーク強化<br>地域におけるネット | ② 自殺対策を支える人<br>材の育成 | ③ 健康づくりの推進 | ④ 児童・生徒のこころの健康づくりの推進 | ⑤ 援助<br>自殺未遂者等への支 | ⑥ 自死遺族等への支援 | ① 子ども・若者への自殺対策の推進 | ② 勤労者への自殺対策の推進 | ③ 高齢者への自殺対策の推進 | ④ 様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進 |
|                  | 産業振興課      | 調布国領しごと情報広場                   | ハローワーク府中の出先機関である当事業への運営の参画を行い、就労を希望する市民への職業紹介や相談などを実施する。   |   |   |                      |                     | ○          |                      |                   |             | ◎                 |                |                |                          |
| 子ども生活部           | 子ども政策課     | 地域子育て支援拠点事業                   | 親子遊びや保護者同士の乳幼児交流事業や子育ての知識を得るために、子どもの生活、子どもとの過ごし方などの身近なテーマでわかりやすい講座を行う学習事業をする。                    |   |   |                      |                     |            |                      |                   |             |                   |                |                |                          |
|                  |            | 総合相談                          | 18歳未満の子どもと保護者の相談に専門の相談員が対応する。必要に応じ児童相談所等の関係機関と連携を図る。来所、電話、電子メールによる相談をする。                         |   |   |                      | ○                   | ○          |                      | ○                 |             |                   |                |                |                          |
|                  |            | 児童虐待防止センター事業                  | 児童虐待防止ホットラインによる通告・相談の受付、虐待通告による現場の確認等、児童虐待の早期・対応、児童相談所等と連携し、見守りの必要な家庭の支援を行う。                     |   |   |                      |                     |            |                      |                   |             | ○                 |                |                |                          |
|                  | 子ども政策課     | 子どもショートステイ事業                  | 保護者が病気や冠婚葬祭に出席するなどの理由により子どもの世話ができないときに、緊急一時的に子どもの保育をする。  |   |   |                      |                     |            |                      |                   |             |                   |                |                |                          |
|                  |            | ファミリー・サポート・センター事業             | 子育て家庭を支援するため、保育等の援助を受けたい人（依頼会員）に対し、その援助を行いたい人（協力会員）を紹介するなど、市民同士の助け合いの仲介をする。                      |   |   |                      |                     |            |                      |                   |             |                   |                |                |                          |
|                  |            | 一時預かり事業（すこやか保育）               | 子育てから離れてリフレッシュしたいときなど、理由を問わず、一時的に子どもの保育をする。  |   |   |                      |                     |            |                      | ○                 |             |                   |                |                |                          |
|                  |            | 産前・産後支援ヘルパー事業（ベイビーすこやか）       | 産前・産後の家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、子どもの世話や家事援助を行う。  |   |   |                      | ○                   |            |                      | ○                 |             |                   |                |                |                          |
|                  |            | ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成事業   | 保護者の方が一時的にお子さんを保育できないときに、自宅で民間のベビーシッターを利用した場合、または出産直後の保護者が、自宅で民間の家事・育児支援サービスを利用した場合に利用料の一部を助成する。 |   |   |                      |                     |            |                      |                   | ○           |                   |                |                |                          |
|                  |            | ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）      | 日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を助成する。                                      |   |   |                      |                     |            |                      |                   | ○           |                   |                |                |                          |
|                  |            | 要保護児童対策地域協議会の運営               | 要保護児童及びその保護者又は特定妊婦の支援を図るための協議会。代表者会議と実務者会議があり、会議内で要保護児童等の適切な保護を図るため情報交換する。                       |   |   | ○                    |                     |            |                      |                   |             |                   |                |                |                          |
| 保育課              | 保育相談       | 公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談を実施する。 | ◎  | ○ | ○ |                      |                     |            |                      | ○                 |             | ○                 |                |                |                          |
|                  | 保育料等納入促進事業 | 保育料収納や滞納整理業務を行う。              |  | ○ |   |                      |                     |            |                      | ○                 |             | ○                 |                |                |                          |

| 調布市自殺対策計画に関連する事業 |                         |  | 基本施策            |                |              |                 |    |            | 重点施策             |               |               |                         |
|------------------|-------------------------|--|-----------------|----------------|--------------|-----------------|----|------------|------------------|---------------|---------------|-------------------------|
| 担当部名             | 担当課名                    | 事業名  | 事業概要            |                |              |                 |    |            | ①子ども・若者への自殺対策の推進 | ②勤労者への自殺対策の推進 | ③高齢者への自殺対策の推進 | ④様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進 |
|                  |                         |  | ①地域におけるネットワーク強化 | ②自殺対策を支える人材の育成 | ③市民の健康づくりの推進 | ④児童・生徒の健康づくりの推進 | ⑤援 | ⑥自死遺族等への支援 |                  |               |               |                         |
| 保育課              | 保育事業                    | 就労・疾病等で乳児の養育ができない保護者に代わり、児童の健全育成を図る。認可・小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内保育・認可外がある。                | ◎               | ○              | ○            |                 |    |            | ○                |               |               | ○                       |
|                  | 保育コンシェルジュ配置事業           | 保育コンシェルジュが相談に応じ、それぞれのニーズに合ったサービスの情報を提供することで保護者の選択肢を増やすとともに、待機児童の減少を図る。             | ◎               | ○              | ○            |                 |    |            | ○                |               |               | ○                       |
| 子ども家庭課           | 児童手当支給事務                | 18歳に達した年度の3月末日までの児童がいる家庭に手当を支給する。(令和6年10月から制度改正)                                   |                 |                |              |                 |    |            |                  |               |               |                         |
|                  | 乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成事務 | 乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費を助成する。  |                 |                |              |                 |    |            |                  |               |               |                         |
|                  | 児童扶養手当支給事務              | ひとり親家庭等の保護者で18歳に達した年度の3月末日まで(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育している方に手当を支給する。所得制限あり。       |                 |                |              |                 |    |            |                  |               |               |                         |
|                  | 児童育成手当支給事務(育成・障害)       | ひとり親家庭等の保護者で18歳に達した年度の3月末日までの児童を養育する方、一定の障害のある20歳未満の児童を養育する家庭に手当を支給する。所得制限あり。      |                 |                |              |                 |    |            |                  |               |               |                         |
|                  | ひとり親家庭等医療費助成事務          | ひとり親家庭等の保護者で18歳までの児童を養育している方、一定の障害のある20歳未満の児童を養育している家庭に医療費(保険診療分)を助成する。所得制限あり。     |                 |                |              |                 |    |            |                  |               |               |                         |
|                  | 特別児童扶養手当支給事務            | 一定の障害のある20歳未満の児童を養育している家庭に手当を支給する。所得制限あり。  |                 |                |              |                 |    |            |                  |               |               |                         |
|                  | 自立支援教育訓練給付金             | ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して受講修了後に支給する。         |                 |                | ◎            |                 |    |            |                  |               |               | ◎                       |
|                  | 高等職業訓練促進給付金等            | ひとり親家庭の父母の就職時に有利となる資格取得を促進するため、養成受講期間に「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 |                 |                | ◎            |                 |    |            |                  |               |               | ◎                       |
|                  | 高卒認定試験合格支援事業            | ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受けた場合、修了時に受講費用4割と、認定試験合格後に受講費用2割を支給する。        |                 |                | ◎            |                 |    |            |                  |               |               | ◎                       |
|                  | 高卒認定試験合格支援促進給付金         | ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座も可)を受けた場合、上限40万円の給付金を支給する。                |                 |                | ◎            |                 |    |            |                  |               |               | ◎                       |
|                  | 通信制高校卒業支援事業給付金          | ひとり親家庭の親及びその児童が、通信制高校に在籍し、併用してサポート校に通学する場合に1月あたり25,000円の給付金を支給する。                  |                 | ◎              | ○            |                 |    |            | ○                |               |               | ◎                       |

| 調布市自殺対策計画に関連する事業 |        |                   | 基本施策   |  |  |                     |                    |                  | 重点施策                |                  |                |                      |                   |                   |                             |
|------------------|--------|-------------------|--|--|--|---------------------|--------------------|------------------|---------------------|------------------|----------------|----------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|
| 担当部名             | 担当課名   | 事業名               | 事業概要   |  |  | ①<br>地域におけるネットワーク強化 | ②<br>自殺対策を支える人材の育成 | ③<br>市民の健康づくりの推進 | ④<br>児童・生徒の健康づくりの推進 | ⑤<br>援自殺未遂者等への支援 | ⑥<br>自死遺族等への支援 | ①<br>子ども・若者への自殺対策の推進 | ②<br>勤労者への自殺対策の推進 | ③<br>高齢者への自殺対策の推進 | ④<br>様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進 |
| 子ども家庭課           | 児童青少年課 | 女性福祉資金貸付事業        | 直系の親族又は兄弟姉妹を扶養している配偶者のいない女性（25歳以上）に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、女性福祉資金の貸付けを行う。所得制限あり。 |  |  |                     |                    | ◎                |                     |                  |                |                      |                   | ◎                 |                             |
|                  |        | 母子父子福祉資金貸付事業      | 20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯の親に、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子福祉資金の貸付けを行う。                |  |  |                     |                    | ◎                |                     |                  |                |                      |                   | ◎                 |                             |
|                  |        | 母子生活支援施設措置費       | 配偶者のいない女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。   |  |  |                     | ◎                  |                  |                     |                  |                |                      |                   | ◎                 |                             |
|                  |        | 緊急一時保護事業          | 緊急に保護を要する母子及び女性について、一時的に施設に入所してもらい、必要な相談や支援等を行う。                               |  |  |                     | ◎                  |                  |                     |                  |                |                      |                   | ◎                 |                             |
|                  |        | 入院助産措置費           | 経済的な理由で入院して出産する費用の支払いができない場合に、指定病院に入院し安全な出産を援助する。                              |  |  |                     | ◎                  |                  |                     |                  |                |                      |                   | ○                 |                             |
|                  |        | ひとり親家庭ホームヘルプサービス  | ひとり親家庭等が日常生活に支障があり、条件を満たした場合、一定期間ホームヘルパーを派遣する。所得により自己負担あり。                     |  |  |                     | ◎                  | ○                |                     |                  |                |                      |                   | ◎                 |                             |
|                  |        | 母子・父子自立支援員設置事業    | ひとり親家庭等に、自立に必要な情報提供、職業能力の向上、求職に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るために、母子・父子自立支援員を配置する。  |  |  |                     | ◎                  | ○                |                     |                  |                |                      |                   | ◎                 |                             |
|                  |        | ひとり親家庭の就労支援事業     | ひとり親家庭の就労の相談に応じ、ハローワークと連携し、自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定を図る。     |  |  |                     | ◎                  |                  |                     |                  |                | ○                    | ○                 |                   |                             |
|                  |        | ひとり親家庭の相談支援事業     | ひとり親家庭の親及び子どもの相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、課題の解決のため、学校等関係機関との連絡調整を行う。（子ども・若者総合支援事業*） |  |  |                     | ◎                  | ○                |                     |                  |                |                      |                   | ◎                 |                             |
|                  |        | ひとり親家庭の学習支援事業     | ひとり親家庭の親及び子どもの学習習慣の獲得、ボランティア等による将来への展望の獲得、他者交流、自己肯定感の回復などをめざす。（子ども・若者総合支援事業）   |  |  |                     | ◎                  | ○                |                     |                  |                |                      |                   | ◎                 |                             |
| 児童青少年課           |        | 青少年問題対策事業         | 地域社会における青少年の健全育成を図ることを目的に、青少年問題協議会及び青少年補導連絡会の開催や健全育成推進地区委員会への補助金交付等を行う。        |  |  |                     |                    |                  |                     |                  |                | ○                    |                   |                   |                             |
|                  |        | 青少年ステーション（CAPS）事業 | 中・高校生世代の健全な居場所を提供し、様々な分野の活動を支援する。専門知識を有するスタッフが事業展開を図る。また、多感な年代の様々な悩み・相談に対応する。  |  |  |                     |                    |                  | ○                   |                  |                | ○                    |                   |                   |                             |
|                  |        | 中高生タイム            | 児童館にて、地域における安全で日常的な児童の遊び場として施設を開放するとともに、各館事業を実施している。また、中・高校生世代の児童館の利用を促進する。    |  |  |                     |                    |                  | ○                   |                  |                | ○                    |                   |                   |                             |
|                  |        | 子ども・若者支援地域協議会の運営  | 平成29年度に設置した、子ども・若者支援地域ネットワークを通して支援を行う機関、団体等のネットワーク形成を図る。                       |  |  | ○                   |                    |                  |                     |                  |                | ○                    |                   |                   |                             |

| 調布市自殺対策計画に関連する事業 |                        |  | 基本施策   |                      |                     |                                   |                                  |                   | 重点施策                       |                   |                |                |                          |
|------------------|------------------------|--|--|----------------------|---------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-------------------|----------------------------|-------------------|----------------|----------------|--------------------------|
| 担当部名             | 担当課名                   | 事業名  | 事業概要   | ① ワーク強化<br>地域におけるネット | ② 材の育成<br>自殺対策を支える人 | ③ 健康づくりの推進<br>市民のニーズとからだの健康づくりの推進 | ④ 健康づくりの推進<br>児童・生徒のニーズの健康づくりの推進 | ⑤ 援助<br>自殺未遂者等への支 | ⑥ 自死遺族等への支援<br>自死遺族等への自殺対策 | ① 子ども・若者への自殺対策の推進 | ② 勤労者への自殺対策の推進 | ③ 高齢者への自殺対策の推進 | ④ 様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進 |
| 児童青少年課           | 児童青少年課                 | 相談・居場所事業   | 概ね 15 歳以上の不登校、無業、ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けた計画的な支援を行う。相談、居場所の提供による支援を行う。(子ども・若者総合支援事業*) |                      |                     |                                   |                                  |                   |                            | ◎                 |                |                | ○                        |
|                  |                        | 児童館子育てひろば事業  | 子育て・妊娠中市民を対象とし、子育て相談を行い、必要に応じ各関係機関と連携し、悩みや不安の軽減を図る。健康講座を実施し、保護者同士の交流・仲間づくりを支援する。 |                      |                     | ○                                 |                                  |                   |                            |                   |                |                |                          |
|                  |                        | 学童クラブ事業  | 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を市内施設の学童クラブで実施する。                             |                      |                     | ○                                 |                                  | ○                 |                            | ○                 |                |                |                          |
| 福祉健康部            | 福祉総務課                  | 民生委員・児童委員  | 地域住民の立場に立って相談に応じるとともに、必要な援助を行い、地域の人々の生活や地域福祉の向上を目指して関係行政機関と協力して社会福祉活動を行う。        |                      |                     | ○                                 |                                  |                   |                            |                   | ○              | ○              |                          |
|                  |                        | 利用者サポート事業  | 成年後見制度に係る相談業務を通じ、認知症高齢者や知的障害等の判断能力が不十分な人の心身や財産が侵害されたり、自ら権利行使が十分にできなかったりする時に支援する。 |                      |                     |                                   |                                  |                   |                            |                   |                | ○              |                          |
|                  |                        | 地域福祉の推進  | 住民主体の交流の場や地域・ボランティア活動の活性化支援を行い、地域福祉コーディネーター*を中心とした地域課題を解決する仕組みを一層充実する。           | ◎                    |                     |                                   |                                  |                   |                            | ○                 | ○              | ○              |                          |
| 生活福祉課            | 生活保護施行に関する事務           | 地区担当員・就労支援員・健康管理支援員等による支援を行う。  |  |                      |                     |                                   |                                  | ○                 |                            |                   |                | ◎              |                          |
|                  | 生活保護各種扶助事務             | 生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業   |  |                      |                     |                                   |                                  |                   |                            |                   |                | ◎              |                          |
|                  | 被保護者等自立促進事業            | 調布市被保護者等自立促進事業助成要綱に基づく扶助費を支給する。(就労支援・社会参加活動支援・地域生活移行支援・健康増進支援)       |  |                      |                     |                                   |                                  |                   |                            |                   |                | ◎              |                          |
|                  | 路上生活者に対する事務            | 年 2 回、市内の公園や河川敷等を見回り、路上生活者の調査を行う。                                    |  |                      |                     |                                   |                                  |                   |                            |                   |                | ◎              |                          |
|                  | 中国残留邦人等生活支援事業          | 特定中国残留邦人とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。   |  |                      |                     |                                   |                                  |                   |                            |                   |                | ◎              |                          |
|                  | 生活困窮者自立支援事業(調布ライフサポート) | 離職や失業等による生活困窮者の相談窓口(自立相談支援機関)で、一人ひとりの状況に応じた生活支援を検討・実行し生活困窮者の生活再建を図る。 |  |                      |                     |                                   |                                  |                   |                            |                   |                | ◎              |                          |
|                  | 生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)   | 就職活動期間中の家賃を給付することで、安定した住居の確保と就職活動を支援する。                              |  |                      |                     |                                   |                                  |                   |                            |                   |                | ◎              |                          |

| 調布市自殺対策計画に関連する事業 |               |   | 基本施策                    |                 |                                   |                                  |                   |             | 重点施策              |                |                |                          |
|------------------|---------------|---|-------------------------|-----------------|-----------------------------------|----------------------------------|-------------------|-------------|-------------------|----------------|----------------|--------------------------|
| 担当部名             | 担当課名          | 事業名   | 事業概要                    |                 |                                   |                                  |                   |             | ① 子ども・若者への自殺対策の推進 | ② 勤労者への自殺対策の推進 | ③ 高齢者への自殺対策の推進 | ④ 様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進 |
| 生活福祉課            | 生活困窮者自立支援事業   | 生活困窮世帯の中学生に対して、大学生ボランティアによるマンツーマンによる学習支援を提供する。（子ども・若者総合支援事業※）                       | ① フォーワーク強化<br>地域におけるネット | ② 自殺対策を支える人材の育成 | ③ 健康づくりの推進<br>市民のニーズとからだの健康づくりの推進 | ④ 健康づくりの推進<br>児童・生徒のニーズの健康づくりの推進 | ⑤ 援助<br>自殺未遂者等への支 | ⑥ 自死遺族等への支援 | ◎                 |                |                |                          |
|                  | 緊急援護資金貸付事業    | 生活困窮の世帯に対して、緊急援護資金の貸付を行う。   |                         |                 |                                   |                                  |                   |             |                   |                | ◎              |                          |
| 高齢者支援室           | 高齢者住宅（シルバーピア） | 高齢者の住宅で、安心して生活できるよう、各種安全設備、管理人が設置され、安否確認や、日常の相談に応じる。（住宅課との協同事業）                     | ○                       |                 |                                   |                                  |                   |             |                   |                | ○              |                          |
|                  | ふれあい給食事業      | ひとり暮らし高齢者等に、学校給食を提供することにより、健康維持を図る。また、児童や地域社会との交流を行うことにより、高齢者の孤独感の解消及び介護予防を図る。      | ○                       |                 |                                   |                                  |                   |             |                   |                |                |                          |
|                  | 高齢者会食サービス事業   | 市内 10 箇所(11 拠点)の地域福祉センターで、週1回ボランティアによって調理された食事を高齢者とボランティアが会食する。市からの補助により社会福祉協議会が実施。 | ○                       |                 |                                   |                                  |                   |             |                   |                |                |                          |
|                  | ほのぼの電話訪問      | 週1で電話訪問員が安否確認をかねた電話による訪問を行う。外出する機会やご近所との交流の少ない方の寂しさを和らげる。市からの補助で社会福祉協議会が実施。         | ○                       |                 |                                   |                                  |                   |             |                   |                |                |                          |
|                  | 高齢者訪問理美容サービス  | 介護が必要な高齢者に対し自宅訪問による調髪の機会を提供することにより、高齢者福祉の一層の増進を図る。市からの補助により社会福祉協議会が実施。              | ○                       |                 |                                   |                                  |                   |             |                   |                |                |                          |
|                  | 友愛訪問事業        | 高齢者の住居に原則週1回訪問し、安否確認するとともに、1回概ね1時間話し相手になることにより、孤独感を和らげる。市からの補助により社会福祉協議会が実施。        | ○                       |                 |                                   |                                  | ○                 |             |                   | ○              |                |                          |
|                  | 配食サービス事業      | 昼食・夕食を自宅にお届けし、手渡しすることで、食事の確保と安否確認を行う。   | ○                       |                 |                                   |                                  |                   |             |                   |                |                |                          |
|                  | 紙おむつの給付       | 紙おむつを給付し、経済的負担軽減を図るとともに配達時に安否確認を行う。   | ○                       |                 |                                   |                                  |                   |             |                   |                |                |                          |
|                  | 世帯状況調査        | 前年度新たに 70 歳以上のみで構成される世帯となった方に調査票を郵送し、地域の担当民生委員が訪問し回収する。                             |                         |                 |                                   |                                  |                   |             |                   |                |                |                          |
|                  | 介護予防事業        | 高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を行う。  | ○                       | ○               |                                   |                                  |                   |             |                   |                |                |                          |
| 生活支援体制整備事業       | 生活支援体制整備事業    | 地域支え合い推進員※(生活支援コーディネーター)が「協議体」ネットワークを活かし、住民主体のサービスが活性化するよう、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める。   | ◎                       |                 |                                   |                                  |                   |             |                   |                |                |                          |
|                  | 地域包括支援センター事業  | 高齢者やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口。                                   | ◎                       | ○               |                                   |                                  |                   | ○           |                   |                | ○              |                          |

| 調布市自殺対策計画に関連する事業 |                      |  | 基本施策 |   |   |                     |                    |                  | 重点施策                |                  |                |                      |                   |                   |                             |
|------------------|----------------------|--|------|---|---|---------------------|--------------------|------------------|---------------------|------------------|----------------|----------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|
| 担当部名             | 担当課名                 | 事業名  | 事業概要 |   |   | ①<br>地域におけるネットワーク強化 | ②<br>自殺対策を支える人材の育成 | ③<br>市民の健康づくりの推進 | ④<br>児童・生徒の健康づくりの推進 | ⑤<br>援自殺未遂者等への支援 | ⑥<br>自死遺族等への支援 | ①<br>子ども・若者への自殺対策の推進 | ②<br>勤労者への自殺対策の推進 | ③<br>高齢者への自殺対策の推進 | ④<br>様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進 |
| 高齢者支援室           | 養護老人ホームへの入所          | 65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者へ入所手続きを行う。   |      |   | ○ |                     |                    |                  |                     |                  |                |                      |                   |                   |                             |
|                  | 地域包括支援センターの運営        | 5つの機能（個別課題解決・ネットワークの構築・地域課題の発見・地域づくり、資源開発・政策形成）をもつ地域ケア会議を地域包括ケアシステム※の実現に向けて開催する。 | ◎    |   |   |                     |                    |                  |                     |                  |                |                      |                   |                   |                             |
|                  | 認知症サポーター養成講座         | 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。               |      | ◎ |   | ○                   |                    |                  |                     |                  |                |                      |                   |                   |                             |
|                  | 在宅医療・介護連携拠点事業        | 住み慣れた地域で安心して暮らすために医療・介護等の整備を目指し、医療機関や介護事業所等で構成する委員会を開催し、在宅医療介護連携推進事業の協議、承認を行う。   |      | ◎ |   |                     |                    |                  |                     |                  |                |                      |                   |                   |                             |
|                  | 健康づくり事業              | 高齢者が元気で生きがいを持って自立した生活を続けていけるよう、既存の社会資源を活用した高齢者のための健康づくり事業を実施する。                  |      |   | ○ |                     |                    |                  |                     |                  |                | ○                    |                   |                   |                             |
|                  | 調布市介護予防・日常生活支援総合事業   | 生活機能が低下し、支援や介護を要する恐れるある高齢者が、元気で生きがいを持ち自立した生活が送れるよう、認知症や寝たきり、要支援状態等への進行を防止する。     |      |   | ○ |                     |                    |                  |                     |                  |                |                      |                   |                   |                             |
|                  | 家族介護者団体との連携と支援       | 市内で活動している既存の家族介護者の団体等と情報共有を図るほか、団体が実施する講演会等を後援する。                                | ○    |   |   |                     |                    |                  |                     |                  |                |                      |                   |                   |                             |
|                  | 高齢者福祉推進協議会の開催        | 関係団体、専門職、市民による協働で、高齢者総合計画の策定と進捗管理を行う。  | ○    |   |   |                     |                    |                  |                     |                  |                |                      |                   |                   |                             |
|                  | 家族介護者支援事業            | 認知症の「だれでもカフェ」、介護者・当事者のコミュニティカフェ開設を支援。介護者支援の「ケアラー※支援マップ」を全戸配布。                    | ○    |   |   |                     |                    |                  |                     |                  |                |                      | ○                 |                   |                             |
|                  | 有償在宅福祉サービス事業         | 介護保険制度対象外の家事支援、制度利用までの支援等のインフォーマルサービス。協力会員による在宅支援・配食。（市の補助で調布ゆうあい福祉公社が実施）        | ○    |   |   |                     |                    |                  |                     |                  |                |                      |                   |                   |                             |
| 障害福祉課            | 老人クラブ補助金交付事業         | 高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのため多様な社会活動を自主的に活動している老人クラブ及び調布市老人クラブ連合会の活動を支援する。        | ○    |   |   |                     |                    |                  |                     |                  |                |                      |                   |                   |                             |
|                  | 介護保険等推進活動補助事業        | 介護保険等を推進する活動を行う民間の団体に補助金を交付することにより、当該活動を支援し、地域福祉の推進及び介護保険等における高齢者の利益擁護の一助とする。    | ○    |   |   |                     |                    |                  |                     |                  |                |                      |                   |                   |                             |
|                  | 調布市シルバー人材センター運営費補助事業 | 健康で働く意欲のある高年齢者に対して、就業の機会を提供するとともに、活力ある地域づくりに寄与する調布市シルバー人材センターを支援する。              | ○    | ◎ |   |                     |                    |                  |                     |                  |                | ○                    |                   |                   |                             |
|                  | 福祉人材養成拠点の整備          | 福祉人材の確保及び育成を総合的に推進し、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保する。                         |      | ◎ |   |                     |                    |                  |                     |                  |                | ○                    |                   |                   |                             |

| 調布市自殺対策計画に関連する事業 |           |                         | 基本施策   |                |              |                 |              |            | 重点施策             |               |               |                         |
|------------------|-----------|-------------------------|--|----------------|--------------|-----------------|--------------|------------|------------------|---------------|---------------|-------------------------|
| 担当部名             | 担当課名      | 事業名                     | 事業概要   |                |              |                 |              |            | ①子ども・若者への自殺対策の推進 | ②勤労者への自殺対策の推進 | ③高齢者への自殺対策の推進 | ④様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進 |
|                  |           |                         | ①地域におけるネットワーク強化  | ②自殺対策を支える人材の育成 | ③市民の健康づくりの推進 | ④児童・生徒の健康づくりの推進 | ⑤援自殺未遂者等への支援 | ⑥自死遺族等への支援 |                  |               |               |                         |
| 障害福祉課            | 障害者相談支援事業 | 障害者相談支援事業               | 障害者及びその家族の相談に応じ、情報の提供及び助言し、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。       |                | ◎            |                 | ○            | ○          |                  |               |               |                         |
|                  |           | こころの健康支援センター事業          | 精神障害者の自立及び社会参加支援することにより、精神保健福祉の向上を図る。  |                | ◎            |                 |              |            |                  |               |               |                         |
|                  |           | 身体障害者・知的障害者相談員          | 心身障害者のさまざまな相談に応じ、問題の解決や地域活動への参加などを支援する。  |                | ◎            |                 |              |            |                  |               |               |                         |
|                  |           | 高次脳機能障害者支援促進事業          | 高次脳機能障害者（児）及びその家族等に対する相談支援を実施する。医療機関や就労支援センター等との連携を図り、高次脳機能障害者（児）への支援を促進する。      | ○              | ◎            |                 |              |            |                  |               |               |                         |
|                  |           | 障害者基幹相談支援センター事業         | 市内の障害者（児）に対し、必要な情報提供や各種機関の紹介、障害福祉サービス等の利用援助、その他の支援を行うことにより、障害者（児）の自立と社会参加の促進を図る。 |                | ◎            |                 | ○            | ○          |                  |               |               |                         |
|                  |           | 障害者就労支援事業（ちょうどふだぞう）     | 障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労を促進する。             |                | ◎            |                 |              |            |                  | ○             |               |                         |
|                  |           | 障害者就労支援事業（こころの健康支援センター） | 精神障害者等が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労を促進する。          |                | ◎            |                 |              |            |                  | ○             |               |                         |
|                  |           | 在宅障害者ショートステイ事業          | 障害者の家族が病気や所用、休養が必要となった場合など、一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人をお預かりし、障害者本人及び家族の福祉の増進を図る。      |                | ◎            |                 |              |            |                  |               |               |                         |
|                  |           | 在宅障害者（児）緊急一時保護（宿泊保護）    | 障害者の家族の方が病気や所用で一時に介護が困難になった場合に、障害者本人をお預かりすることで、障害者本人及び家族の方の福祉の増進を図る。             |                | ◎            |                 |              |            |                  |               |               |                         |
|                  |           | 障害児（者）医療的ケア体制支援事業       | 在宅生活や障害福祉サービス等の利用が円滑に行えるよう、看護職（福祉医療相談員）が障害福祉サービス事業所や医療機関との調整や相談支援をする。            |                | ◎            |                 |              |            |                  |               |               |                         |
|                  |           | 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業     | 在宅生活を送る重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする児童を介護している家族等が、一定時間介護から離れ、一時休息を得られるように支援する。         |                | ◎            |                 |              |            |                  |               |               |                         |
|                  |           | 精神障害者家族等シェルタ－事業運営費補助事業  | 調布市精神障害者家族会との協働により、家族等の一時的な避難・休息場所を確保する事業への補助を実施し、精神障害者及び家族等の社会復帰や自立の促進を図る。      |                | ◎            |                 |              |            |                  |               |               |                         |
|                  |           | 精神保健福祉相談（スーパーバイザー）      | 精神福祉士等が、職員を対象とし、福祉や医療の観点から専門的な助言や指導を行い、支援の方向性を明確にして、支援者の人材育成を図る。                 |                | ◎            | ○               |              |            |                  |               |               |                         |
|                  |           | 調布市地域精神保健福祉ネットワーク連絡会    | 精神障害者及び発達障害者（児）とその家族に安定したサービスを提供するため、市内支援機関と情報交換、連携する。精神障害者の地域包括ケアシステム※も構築する。    | ◎              |              |                 |              |            |                  |               |               |                         |

| 調布市自殺対策計画に関連する事業 |   |   | 基本施策            |                |              |                 |              |            | 重点施策             |               |               |                         |
|------------------|---|---|-----------------|----------------|--------------|-----------------|--------------|------------|------------------|---------------|---------------|-------------------------|
| 担当部名             | 担当課名  | 事業名   | 事業概要            |                |              |                 |              |            | ①子ども・若者への自殺対策の推進 | ②勤労者への自殺対策の推進 | ③高齢者への自殺対策の推進 | ④様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進 |
|                  |   |   | ①地域におけるネットワーク強化 | ②自殺対策を支える人材の育成 | ③市民の健康づくりの推進 | ④児童・生徒の健康づくりの推進 | ⑤援自殺未遂者等への支援 | ⑥自死遺族等への支援 |                  |               |               |                         |
| 子ども発達センター        | 緊急一時養護事業                                    | 家族の疾病、出産、学校行事等のため養育が困難になった場合に、障害児又は発達に遅れやかたよりのある子どもを一時的に保護し、養育を行う。                          | ◎               | ○              | ○            | ○               |              |            | ○                |               |               |                         |
|                  | リフレッシュ支援事業                                  | 家族の疲労回復等のため、障害児又は発達に遅れやかたよりのある子どもを一時的に保護し、養育を行う。  | ◎               | ○              | ○            | ○               |              |            | ○                |               |               |                         |
|                  | 児童発達支援                                      | 専門的支援を必要とする3~5歳児を対象に、遊びを通して子どもの特性に応じた療育を提供する。   | ◎               | ○              | ○            | ○               |              |            | ○                |               |               |                         |
|                  | 居宅訪問型児童発達支援                                 | 重度の障害等のため、通所支援を利用するところが困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や、知識能力の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。        | ◎               | ○              | ○            | ○               |              |            | ○                |               |               |                         |
|                  | 保育所等訪問支援                                    | 保育所等に通う障害児が集団生活に適応する事が出来るよう、在籍園に訪問し、施設職員に助言を行なう。  | ◎               | ○              | ○            | ○               |              |            | ○                |               |               |                         |
|                  | 相談支援事業                                      | 障害児とその保護者等の相談に応じ、計画作成及びモニタリングを実施し、福祉サービス利用に係る支援を行う。   | ◎               | ○              | ○            | ○               |              |            | ○                |               |               |                         |
|                  | 相談事業  | 子どもの発達に心配のある保護者や子ども施設からの相談に応じるとともに、子ども施設支援、普及啓発・保護者支援を行う。                                   | ◎               | ○              | ○            | ○               |              |            | ○                |               |               |                         |
|                  | 障害児等福祉教育連携会議                                | 個別記録票「i-ファイル」を協議し、福祉と教育の連携と一貫した支援のあり方を検討することにより、障害児等の健やかな成長及び発達を図る。                         | ◎               | ○              | ○            | ○               |              |            | ○                |               |               |                         |
| 健康推進課            | 母子健康手帳交付・ゆりかご調布面接、ようこそ調布っ子サポート事業妊婦健診、妊婦歯科健診 | 妊娠から出産に渡る切れ目ない支援として、妊娠の届出及びすべての妊婦を対象とした面接相談含む伴走型相談支援の実施と経済的支援等の一体的支援の実施。妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の実施。 |                 | ○              | ◎            |                 | ○            | ○          | ◎                | ○             |               | ○                       |
|                  | もうすぐママパパ教室                                  | 初めて出産を迎える母親と父親を対象にした出産準備のための健康教育、沐浴や泣いたときのあやし方などの体験学習。市の子育てサービスについて情報提供。                    |                 | ○              | ◎            |                 | ○            | ○          | ◎                | ○             |               | ○                       |
|                  | こんにちは赤ちゃんと訪問                                | 生後4か月以内の子どもを持つ家庭に、助産師等専門職が家庭訪問し、子育てや健康に関する相談や助言、子育て支援に関する情報提供を行う。                           |                 | ○              | ◎            |                 |              |            | ◎                | ○             |               | ○                       |
|                  | 産後ケア事業(デイサービス型・ショートステイ型・アウトリーチ型)            | 市内に住所のある1歳未満のお子さんと産婦に対して、休息の場の提供や、育児や授乳等に関しての相談支援を行う。<br>※施設やサービスにより対象年齢は異なる                |                 | ○              | ○            |                 | ○            | ○          | ○                | ○             |               | ○                       |
|                  | 乳幼児健診                                       | 乳幼児の成長発達の確認、保護者の育児に関する相談に対応、虐待の早期発見と予防を目的とする。乳幼児健診、精密健診、発達健診、経過観察健診がある。                     |                 | ○              | ◎            |                 | ○            | ○          | ◎                |               |               | ○                       |

| 調布市自殺対策計画に関連する事業 |   |   | 基本施策                |                    |              |                 |                  |            | 重点施策             |            |            |                         |
|------------------|---|---|---------------------|--------------------|--------------|-----------------|------------------|------------|------------------|------------|------------|-------------------------|
| 担当部名             | 担当課名  | 事業名   | 事業概要                |                    |              |                 |                  |            | ①対策の推進           | ②勤労者への自殺対策 | ③高齢者への自殺対策 | ④様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進 |
|                  |   |   | ①ワーク強化<br>地域におけるネット | ②自杀対策を支える人<br>材の育成 | ③市民の健康づくりの推進 | ④児童・生徒の健康づくりの推進 | ⑤援<br>自殺未遂者等への支援 | ⑥自死遺族等への支援 | ①子ども・若者への自殺対策の推進 | ②勤労者への自殺対策 | ③高齢者への自殺対策 | ④様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進 |
| 健康推進課            | もぐもぐ離乳食講座   | 月齢に合わせた子どもの成長、育児についての健康教育や相談を行う。グループワークを通じて保護者どうしの交流も図る。                                    | ○                   | ◎                  |              | ○               | ○                | ◎          |                  |            |            | ○                       |
|                  | 子どもの相談室<br>個別相談(こころ・ことば・うんどう)<br>ことばを育てるか<br>れい遊び | 子どもの健康や発達、育児等に関する相談について言語聴覚士、心理士、作業療法士等の専門職が個別・集団で対応する。また、グループワークを通じて保護者同士の交流を図る。           | ○                   | ◎                  | ○            | ○               | ○                | ○          |                  |            |            | ◎                       |
|                  | 親子のメンタルケア相談                                       | 育児不安や育児困難を感じる母親を対象に、安心して自分の気持ちを話せる場としてグループワークを実施。   | ○                   | ◎                  | ○            | ○               | ○                | ○          | ○                |            |            | ◎                       |
|                  | こども歯科相談室  | 子どもの年齢に合わせて、お口の健康やむし歯予防についての相談、健診を行う。   | ○                   | ◎                  |              |                 |                  |            | ○                |            |            | ○                       |
|                  | アレルギー相談   | アレルギー疾患の正しい知識の普及、食事や日常生活の相談に対応し、不安の解消を図る。小児アレルギーエデュケーターによる個別相談、健康教育、講演会実施。                  | ○                   | ◎                  |              |                 |                  |            | ○                |            |            | ○                       |
|                  | バースデーサポート事業                                       | 1歳前の子どもを育てる家庭に対して、アンケートを通じて子育てに関する情報提供や育児に関する相談に対応するとともに、育児パッケージを配布して、子育て家庭を支援する。令和3年度から実施。 | ○                   | ◎                  | ○            |                 |                  |            | ○                | ○          |            | ○                       |
|                  | 多胎児家庭支援事業   | 多胎児を妊娠・出産または育児することに伴う身体的・精神的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整える。移動経費補助、相談支援(ふたご・みつごの交流会) 多胎妊婦健康診査費用助成   | ○                   | ◎                  | ○            |                 |                  |            | ○                | ○          |            | ○                       |
|                  | 食事なんでも相談  | 管理栄養士による乳幼児に関する栄養相談(離乳食の進め方)や、成人の食事の相談に対応する。  | ○                   | ◎                  |              |                 |                  |            |                  |            |            | ◎                       |
|                  | 自殺対策事業  | こころといのちのネットワーク会議を通して、地域の連携を図る。自殺対策予防の普及啓発を行う。ゲートキーパー養成講座を開催して、ゲートキーパーを増やす。                  | ◎                   | ◎                  | ◎            | ◎               | ◎                | ◎          | ◎                | ◎          | ◎          | ◎                       |
|                  | 成人保健健(検)診   | 各種がん検診(胃・大腸・子宮・乳・肺・前立腺)、各種健診(歯周病検診、結核健診、特例項目外健診、健康増進健診)を提供する。                               |                     |                    | ◎            |                 |                  |            | ◎                | ◎          | ◎          | ◎                       |
|                  | 今から始める健康づくり教室                                     | 生活習慣病のテーマにもとづいた健康教育を行う。参加者が健診結果をもとに、生活習慣を振り返られるように食事、口腔保健の講義と運動の実技を行う。                      | ○                   | ◎                  |              |                 |                  |            | ○                | ○          | ○          | ○                       |
|                  | ヘルスアップ教室  | 生活習慣病の予防のための健康教育を行う。  |                     |                    | ◎            |                 |                  |            | ○                | ○          | ○          | ○                       |
|                  | あなたの骨の健康度チェック                                     | 骨密度測定及び、骨粗しょう症予防のための生活習慣の改善につながるよう健康教育と運動実技等を行う。  |                     |                    | ◎            |                 |                  |            | ◎                | ◎          |            |                         |

| 調布市自殺対策計画に関連する事業 |   |  | 基本施策 |                     |                    |                  |                     |        | 重点施策           |                      |                   |                   |                             |
|------------------|---|--|------|---------------------|--------------------|------------------|---------------------|--------|----------------|----------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|
| 担当部名             | 担当課名  | 事業名  | 事業概要 | ①<br>地域におけるネットワーク強化 | ②<br>自殺対策を支える人材の育成 | ③<br>市民の健康づくりの推進 | ④<br>児童・生徒の健康づくりの推進 | ⑤<br>援 | ⑥<br>自死遺族等への支援 | ①<br>子ども・若者への自殺対策の推進 | ②<br>勤労者への自殺対策の推進 | ③<br>高齢者への自殺対策の推進 | ④<br>様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進 |
| 健康推進課            | 65歳・70歳の女性の骨粗しょう症検診                         | 健康維持のため骨密度測定及び、転倒予防、栄養について講話をを行う。  |      |                     | ◎                  |                  |                     |        |                |                      | ◎                 |                   |                             |
|                  | 出前講座（地域健康教育）                                | 市民からの要望を受けて職員が健康についての講座を実施する。  |      | ○                   | ◎                  | ○                |                     |        |                | ○                    | ○                 | ○                 |                             |
|                  | 食育推進事業                                      | 調布市みんなの健康・食育プラン基づき、食を通じたこころとからだの健康づくりを推進する。  | ○    |                     | ◎                  |                  |                     |        |                | ○                    | ○                 | ○                 | ○                           |
|                  | 受動喫煙防止対策                                    | たばこの有害性の啓発、禁煙支援、飲食店を対象とした禁煙店登録事業、受動喫煙等に関する府内連絡会議の開催等を行う。                           |      |                     | ◎                  |                  |                     |        |                |                      |                   |                   |                             |
|                  | 訪問指導  | 看護師等が訪問し、療養上や子育てにおいて健康に過ごせるための日常生活における保健指導や支援を行う。                                  |      | ○                   | ◎                  |                  |                     |        |                | ○                    |                   | ◎                 |                             |
|                  | 健康相談（電話・面接・訪問相談）                            | 市民に対して健康相談、支援などを行う。  |      |                     | ◎                  | ○                | ○                   | ○      | ○              | ○                    | ○                 | ○                 | ◎                           |
|                  | 東京都薬物乱用防止推進調布地区協議会                          | 地域に根ざした薬物乱用防止の啓発活動を推進し、薬物乱用の根絶を図る。   | ○    |                     | ○                  | ○                |                     |        |                | ○                    | ○                 | ○                 | ○                           |
|                  | 予防接種健康被害救済制度                                | 予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合の救済制度として、請求者から健康被害に関する申請を受け付け、東京都へ進達する。                        |      |                     |                    |                  |                     |        |                |                      |                   |                   |                             |
|                  | 医療費助成（小児慢性特定疾患、東京都大気汚染健康障害者、東京都原子弹爆弾被爆者等援助） | 東京都が所管する医療費助成に関する市民からの申請及び届出について、都から委託を受け、それらの受理を行った後、進達する。                        |      |                     |                    |                  |                     |        |                |                      |                   |                   |                             |
|                  | がん患者ウイッグ・補整具購入等費用助成                         | がん患者でがんの治療に伴う外見の悩みを抱えている者に対し、外見の変化を補うためのウイッグ又は補整具の購入等に要する経費を助成し、療養生活の質の向上を図る       |      |                     | ◎                  |                  |                     |        |                | ○                    | ○                 | ○                 | ◎                           |
| 保健課              | 調布市若年がん患者在宅療養支援事業                           | 若年がん患者が、在宅での療養に必要なサービスを利用した場合に要した費用の一部を助成することにより、在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図る。 |      |                     | ◎                  |                  |                     |        |                | ○                    | ○                 | ○                 | ◎                           |
|                  | がん相談サポート事業                                  | がん患者又はその疑いがある市民及びその家族からの悩み・困りごとを傾聴し、各種情報提供や行政・民間サービス等を案内する。                        | ○    |                     | ○                  | ○                |                     |        |                | ○                    | ○                 | ○                 | ○                           |
|                  | 業務検討会                                       | 医師会、歯科医師会と各々連絡会を定期的に行い、情報共有や検討会を行う。  | ○    |                     | ○                  |                  |                     |        |                | ○                    | ○                 | ○                 | ○                           |

| 調布市自殺対策計画に関連する事業 |                              |   | 基本施策  |   |   |                     |                    |                      | 重点施策                    |        |                |                      |                   |                   |                             |
|------------------|------------------------------|---|---|---|---|---------------------|--------------------|----------------------|-------------------------|--------|----------------|----------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|
| 担当部名             | 担当課名                         | 事業名   | 事業概要  |   |   | ①<br>地域におけるネットワーク強化 | ②<br>自殺対策を支える人材の育成 | ③<br>市民のこころの健康づくりの推進 | ④<br>児童・生徒のこころの健康づくりの推進 | ⑤<br>援 | ⑥<br>自死遺族等への支援 | ①<br>子ども・若者への自殺対策の推進 | ②<br>勤労者への自殺対策の推進 | ③<br>高齢者への自殺対策の推進 | ④<br>様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進 |
| 健康推進課            | 調布市とアフラックの協働事業               | アフラックと協働して、がんに関する啓発及び検診受診率向上を目指した取組。調布市民スポーツまつりに参加、小児がんの療養等支援のための募金活動をする。   | ○   | ○ | ○ |                     |                    |                      |                         | ○      | ○              | ○                    | ○                 |                   |                             |
| 保険年金課            | 精神医療給付金支給                    | 精神障害のため継続して通院医療を必要とする、市民税非課税世帯の被保険者に、医療費を公費で負担することにより、在宅の精神障害者の適切な医療の確保を図る。 |   |   |   |                     |                    |                      |                         |        |                |                      |                   |                   |                             |
|                  | 後期高齢者医療保険料の収納、徴収業務           | 後期高齢者医療保険料の徴収に係る業務を行う。特別な事情により、納期限までの納付が困難な事案については納付計画の相談を受ける。              |   |   |   |                     |                    |                      |                         |        |                |                      |                   |                   |                             |
| 環境部              | ごみ対策課                        | 調布市ふれあい収集   | 要介護認定（要介護1以上）、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級の手帳を所持している方、病気等で長期療養中の方、妊娠中の方のごみ収集を行う。<br>排出場所に家庭ごみを持ち出すことが困難な障害者、高齢者等に対し、戸別の訪問による家庭ごみの収集を実施することにより、家庭ごみの排出に係る負担を軽減する。 | ○ |   |                     |                    |                      |                         |        | ○              | ○                    |                   |                   |                             |
| 都市整備部            | 調布市市営住宅管理                    | 市内に6か月以上居住し、住宅に困窮する低所得者のために住宅を提供し、生活の安定を図る。                                 |   |   |   |                     |                    |                      |                         |        | ○              |                      |                   |                   |                             |
|                  | 調布市高齢者住宅管理                   | 民間の住宅を市が借り上げ、市内に3年以上居住し、住宅に困窮する低所得の単身高齢者のために住宅を提供し、生活の安定を図る。                |   |   |   |                     |                    |                      |                         |        | ○              |                      |                   |                   |                             |
|                  | 住宅確保要配慮者相談窓口設置事業（住まいぬくもり相談室） | 窓口相談業務を委託し、専門の相談員を設置し生活困窮状況を把握する。市内の不動産店と連携し民間賃貸住宅のマッチングを行う。                |   |   |   |                     |                    |                      |                         |        | ○              | ○                    |                   |                   |                             |
|                  | 調布市民間賃貸住宅仲介支援・債務保証事業の助成金     | 住宅確保要配慮者相談窓口などで相談をし、民間賃貸住宅に実際に入居した際、不動産仲介手数料や民間の保証会社を利用した際の初回の保証料を助成する。     |   |   |   |                     |                    |                      |                         |        | ○              | ○                    |                   |                   |                             |
| 教育部              | 学務課                          | 就学援助と特別支援教育就学奨励費に関する事務  | 経済的な理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な遂行を図るために、就学に必要な費用の援助を行う。  |   | ◎ |                     |                    |                      |                         |        |                | ○                    |                   |                   |                             |
|                  | 指導室                          | 学級満足度調査   | 児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。  |   |   |                     | ○                  |                      |                         |        |                |                      |                   |                   |                             |
|                  |                              | メンタルヘルス支援サービス   | 教職員のこころの健康全般に関する相談や病気休職者向けの職場復帰訓練等を実施する。  |   |   |                     |                    |                      |                         |        | ○              |                      |                   |                   |                             |
|                  |                              | ストレスチェック  | 労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェック※を実施し、メンタル不調の未然防止を図る。   |   |   |                     |                    |                      |                         |        | ○              |                      |                   |                   |                             |
|                  |                              | 学校における働き方改革推進事業   | 教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。  |   |   |                     |                    |                      |                         |        | ○              |                      |                   |                   |                             |

| 調布市自殺対策計画に関連する事業 |                   |  | 基本施策 |                         |                         |                  |                     |                      | 重点施策           |                            |                |                |                             |
|------------------|-------------------|--|------|-------------------------|-------------------------|------------------|---------------------|----------------------|----------------|----------------------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 担当部名             | 担当課名              | 事業名  | 事業概要 | ①<br>ワーク強化<br>地域におけるネット | ②<br>教材の育成<br>自殺対策を支える人 | ③<br>市民の健康づくりの推進 | ④<br>児童・生徒の健康づくりの推進 | ⑤<br>援助<br>自殺未遂者等への支 | ⑥<br>自死遺族等への支援 | ①<br>対策の推進<br>子ども・若者への自殺対策 | ②<br>勤労者への自殺対策 | ③<br>高齢者への自殺対策 | ④<br>様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進 |
| 指導室              | 性に関する指導推進事業       | 児童生徒等に、産婦人科などの専門医、助産師を講師として公立小・中学校に派遣し、性に関する指導の充実を図る。                          |      |                         |                         |                  |                     |                      |                |                            |                |                |                             |
|                  | 授業改善推進事業          | 児童生徒が主体的で対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う。                           |      |                         |                         |                  |                     |                      |                |                            |                |                |                             |
|                  | いじめ防止対策事業         | 各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、早期発見・対応、再発予防。教育委員会いじめ防止に関する規則に基づき、調布市教育委員会いじめ問題対策協議会を設置。   | ○    |                         |                         | ○                |                     |                      |                |                            |                |                |                             |
|                  | SOS の出し方に関する教育の推進 | DVD 教材を活用して、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けさせる。  |      |                         |                         | ○                |                     |                      |                |                            |                |                |                             |
|                  | 教育支援コーディネーター室の実施  | 教育支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーを配置して関係機関と連携し、教員、児童・生徒、保護者や地域の人等の相談を受け、支援をコーディネートする。 | ○    |                         |                         | ○                |                     |                      | ○              |                            |                |                |                             |
| 社会教育課            | リーダー養成講習会         | 中学生及び高校生学齢対象のリーダー講習会、高校生学齢以上対象のレクリエーション講習会で、青少年の健全育成を図り、地域で活躍できる人材を養成する。       | ○    | ○                       | ○                       |                  |                     |                      | ○              |                            |                |                |                             |
|                  | 青少年交流館            | 青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供していく。                        | ○    | ○                       |                         |                  |                     |                      | ○              |                            |                |                |                             |
| 教育相談所            | 来所相談・電話相談         | いじめなど子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、相談員が対面で受け付ける。仕事の都合や家庭の事情等で来所できない場合には、電話相談も行う。       |      |                         |                         | ○                | ○                   | ○                    | ○              |                            |                | ○              |                             |